

# 資料編

(令和7年2月一部修正版)



## 資料編目次

<b>I 総則関連資料</b>	1
I-1 連絡先一覧	1
I-2 地形、地質	4
I-3 災害履歴	6
<b>II 災害予防計画関連資料</b>	10
II-1 気象情報例文	10
京都地方気象台管理地域気象観測所（アメダス）一覧表	15
京都地方気象台管理地域気象観測所（アメダス）配置図	16
II-2 警戒すべき区域内の災害時要配慮者関連施設一覧及び情報伝達方法	17
II-3 気象庁震度階級関連解説表	19
II-4 重要水防区域及び河川重点警戒箇所一覧	22
II-5 災害危険箇所一覧	26
II-6 防災重点農業用ため池	38
II-7 都市公園一覧	41
II-8 指定等文化財一覧	45
II-9 相互応援協定等一覧	53
II-10 災害用備蓄	62
II-11 食料及び生活必需品の調達ルート	64
II-12 自主防災組織	68
II-13 防災拠点一覧	69
<b>III 災害応急対策計画関連資料</b>	78
III-1 市防災行政無線	78
III-2 被害程度の認定基準	79
III-3 災害救助法施行細則による救助の方法、程度、期間等早見表	82
III-4 消防組織	87
III-5 水防倉庫	89
III-6 避難指示等の伝達内容	90
III-7 市内医療機関一覧	93
III-8 災害対策用ヘリコプター離着陸場一覧	96
III-9 応急危険度判定調査フロー	98
III-10 自衛隊活動拠点	99
III-11 原子力災害発生時の広域避難者の受入避難所	100
<b>IV 災害復旧計画関連資料</b>	101
IV-1 市税の減免	101
IV-2 災害見舞金支給要綱	104
IV-3 大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付要綱	106

<b>V 様式等</b>	<b>114</b>	<b>4</b>
--------------	------------	----------

V-1 災害対策本部の標識及び職員の証票	11	4
V-2 災害情報等報告様式	11	7
V-3 緊急消防援助隊緊急連絡様式	12	5
V-4 水防報告様式	12	6
V-5 公用負担命令	12	8
V-6 緊急通行車両関連様式	12	9

## I 総則関連資料

### I-1 連絡先一覧

#### (1) 京都府

名 称	電 話	摘要
京都府	075-414-4472	災害対策課
京都府山城広域振興局	0774-72-0051	木津総合庁舎
京都府山城広域振興局建設部山城南土木事務所	0774-72-9685	企画・総務契約課
京都府山城広域振興局健康福祉部山城南保健所	0774-72-4300	
京都府山城教育局	0774-62-0008	総務課

#### (2) 指定地方行政機関

名 称	電 話	摘要
近畿管区警察局	06-6944-1234	
近畿財務局	06-6949-6390	総務課
近畿財務局京都財務事務所	075-752-1417	総務課
近畿厚生局	06-6942-2241	総務課
近畿農政局	075-414-9036	企画調整室
近畿農政局土地改良技術事務所	075-641-6391	
近畿中国森林管理局	06-6881-3407	企画調整室
近畿中国森林管理局京都大阪森林管理事務所	075-414-9822	
近畿経済産業局	06-6966-6001	総務課
中部近畿産業保安監督部近畿支部	06-6966-6061	管理課
近畿運輸局	06-6949-6412	安全防災・危機管理調整官
近畿運輸局京都運輸支局	075-681-1427	企画調整部門
近畿地方整備局京都国道事務所	075-351-3300	
近畿地方整備局京都国道事務所京都第一維持出張所	075-601-7212	
近畿地方整備局淀川河川事務所	072-843-2861	
近畿地方整備局淀川河川事務所木津川出張所	0774-62-0075	
大阪航空局大阪空港事務所	06-6843-1241	航空保安防災課
国土地理院近畿地方測量部	06-6941-4507	
大阪管区気象台	06-6949-6302	業務課
大阪管区気象台京都地方気象台	075-841-3006	防災管理官
近畿総合通信局	06-6942-8505	総務課
京都労働局	075-241-3211	総務課
近畿地方環境事務所	06-4792-0700	
近畿中部防衛局	06-6945-4951	

#### (3) 自衛隊

名 称	電 話	摘要
陸上自衛隊第4施設団本部第3科	0774-44-0001	
陸上自衛隊第7普通科連隊第3科	0773-22-4141	
自衛隊京都地方協力本部	075-803-0820	

## (4) 指定公共機関

名 称	電 話	摘要
西日本電信電話株式会社（京都支店）	075-842-9463 0120-444-113（時間外） 075-813-0464（FAX）	設備部 災害対策室
KDDI 株式会社	03-3347-0077	
株式会社NTTドコモ	03-5156-1111	
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	03-3500-8111	
日本赤十字社（京都府支部）	075-541-9326	支部事務局
西日本旅客鉄道株式会社（京都支社）	075-682-8031	施設課
日本放送協会（京都放送局）	075-841-4321	
関西電力送配電株式会社	0800-777-3081	コンタクトセンター
日本銀行（京都支店）	075-212-5151	
西日本高速道路株式会社（関西支社）	06-6344-8888	
日本通運株式会社（京都支社）	075-371-3144	
大阪ガス株式会社（京滋導管部）	075-315-8942	計画チーム
日本郵政株式会社（京都中央郵便局）	075-365-2471	
独立行政法人水資源機構（木津川ダム総合管理所）	0595-64-8961	

## (5) 京都府警察

名 称	電 話	摘要
京都府警察本部	075-451-9111	
木津警察署	0774-72-0110	
山城交番	0774-86-2049	
相楽交番	0774-73-6033	
加茂交番	0774-76-2065	
木津南交番	0774-71-0110	

## (6) 相楽中部消防組合

名 称	電 話	摘要
相楽中部消防組合消防本部	0774-72-2119	

## (7) 指定地方公共機関

名 称	電 話	摘要
株式会社京都放送	075-431-2160	
株式会社エフエム京都	075-344-0894	
関西鉄道協会	06-6341-1231	
近畿日本鉄道株式会社	06-6771-3105	
一般社団法人京都府バス協会	075-691-6517	
一般社団法人京都府トラック協会	075-671-3175	
一般社団法人京都府LPGガス協会	075-314-6517	
一般社団法人京都府医師会	075-354-6101	
公益社団法人京都府看護協会	075-723-7195	
一般社団法人京都府薬剤師会	075-551-0376	
一般社団法人京都府歯科医師会	075-812-8020	

## (8) 公共団体及び防災上重要な施設の管理者

名 称	電 話	摘 要
山城町土地改良区	0774-86-5155	
相楽土地改良区	0774-72-8597	
相楽郡加茂土地改良区	0774-76-3611	
梅谷土地改良区	0774-72-8597	
京都やましろ農業協同組合	0774-62-1200	
山城町森林組合	0774-86-5375	
木津川漁業協同組合事務所	0774-86-5403	
木津川市商工会	0774-72-3801	
相楽郡建設業協会	0774-72-4960	
木津川市建設業協会	0774-72-4414	
都市再生機構西日本支社 ニュータウン業務部	0742-32-3001	
一般社団法人相楽医師会	0774-73-8222	
木津川市社会福祉協議会	0774-71-9559	
相楽郡広域行政組合	0774-72-0421	

## I-2 地形、地質

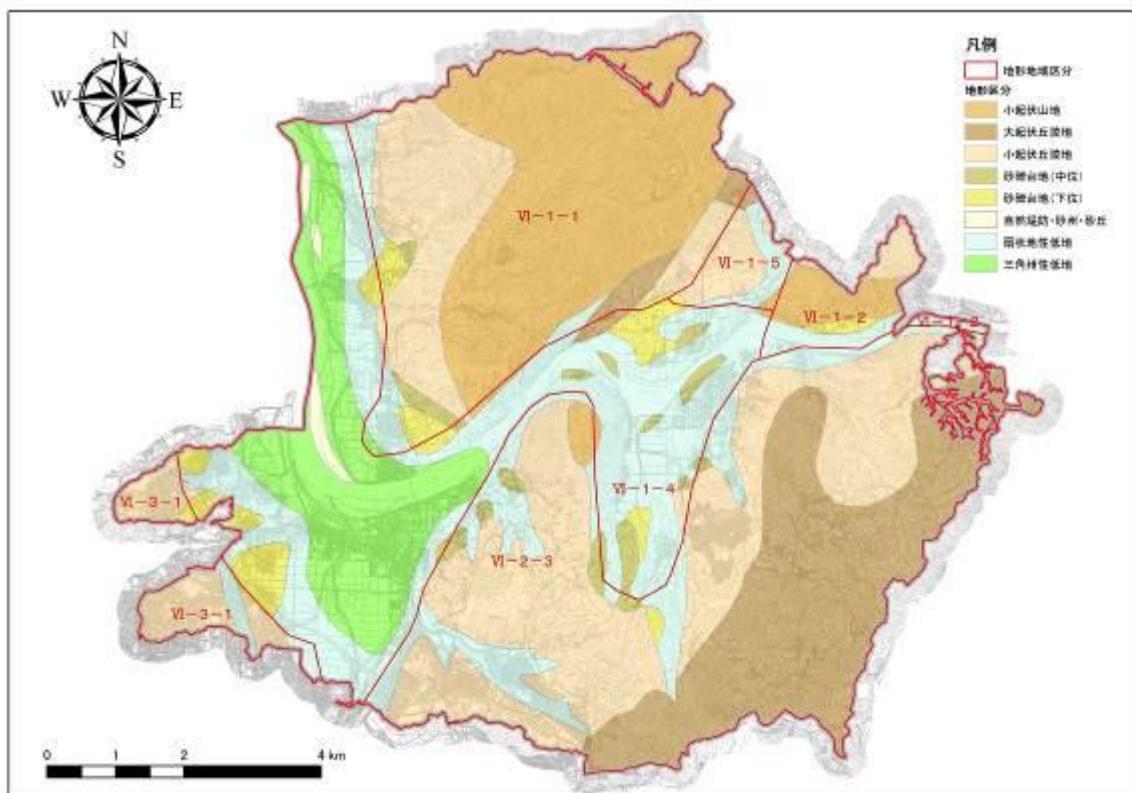
### (1) 地形

本市の地形は木津川河谷周辺山地に含まれ、木津川の流域を構成している。

低地は、木津川河谷とその支流である和束川河谷において見られる。

市の北東部は、和束川河谷を挟んで北側が鷲峰山山地、南側が童仙房山山地となっている。

木津川の南岸は、加茂丘陵と呼ばれ笠置山地の北西端にあたる。また、木津川の西岸は甘南備山丘陵と呼ばれ、生駒山地の北への延長部である。



木津川市周辺の地形分類図

(出典：『1/20,000 土地分類基本調査（地形分類図）「京都府」（1976）』)

木津川市周辺の地形地域区分

木津川河谷周辺山地	木津川東岸山地	VI-1-1 鷲峰山山地 VI-1-2 童仙房山地	VI-1-4 木津川河谷 VI-1-5 和束川河谷
	木津川南岸山地	VI-2-3 加茂丘陵	
	木津川西岸山地	VI-3-1 甘南備山丘陵	

(出典：『1/20,000 土地分類基本調査（地形分類図）「京都府」（1976）』)

木津川市の地形状況

	山地		丘陵地		台地		低地		合 計
	小起伏	大起伏	小起伏	砂礫(下位)	扇状地性	三角州性	自然堤防		
木津川市	9 km <sup>2</sup>	11 km <sup>2</sup>	31 km <sup>2</sup>	10 km <sup>2</sup>	11 km <sup>2</sup>	9 km <sup>2</sup>	3 km <sup>2</sup>	84 km <sup>2</sup>	

(出典：『1/20,000 土地分類基本調査（地形分類図）「京都府」（1976）』)

## (2) 地質

本市の山地は、領家深成岩類（花崗岩質岩石）、領家変成岩類（ホルンフェルス、片麻岩）で構成され、丘陵地は、領家深成岩類（花崗岩質岩石）、領家変成岩類（ホルンフェルス、片麻岩）、礫・砂・泥による半固結堆積物で構成されている。木津川沿いの低地は、礫・砂による未固結堆積物により構成されている。

木津川市の表層地質分布状況

	未固結 堆積物	半固結堆積物	深成岩類	変成岩類		合 計
	礫・砂	礫・砂・泥	花崗岩質 岩石	ホルンフェルス	片麻岩 (準片麻岩)	
木津川市	34 km <sup>2</sup>	19 km <sup>2</sup>	25 km <sup>2</sup>	3 km <sup>2</sup>	3 km <sup>2</sup>	84 km <sup>2</sup>

(出典：『1/20,000 土地分類基本調査（地形分類図）「京都府」（1976）』)

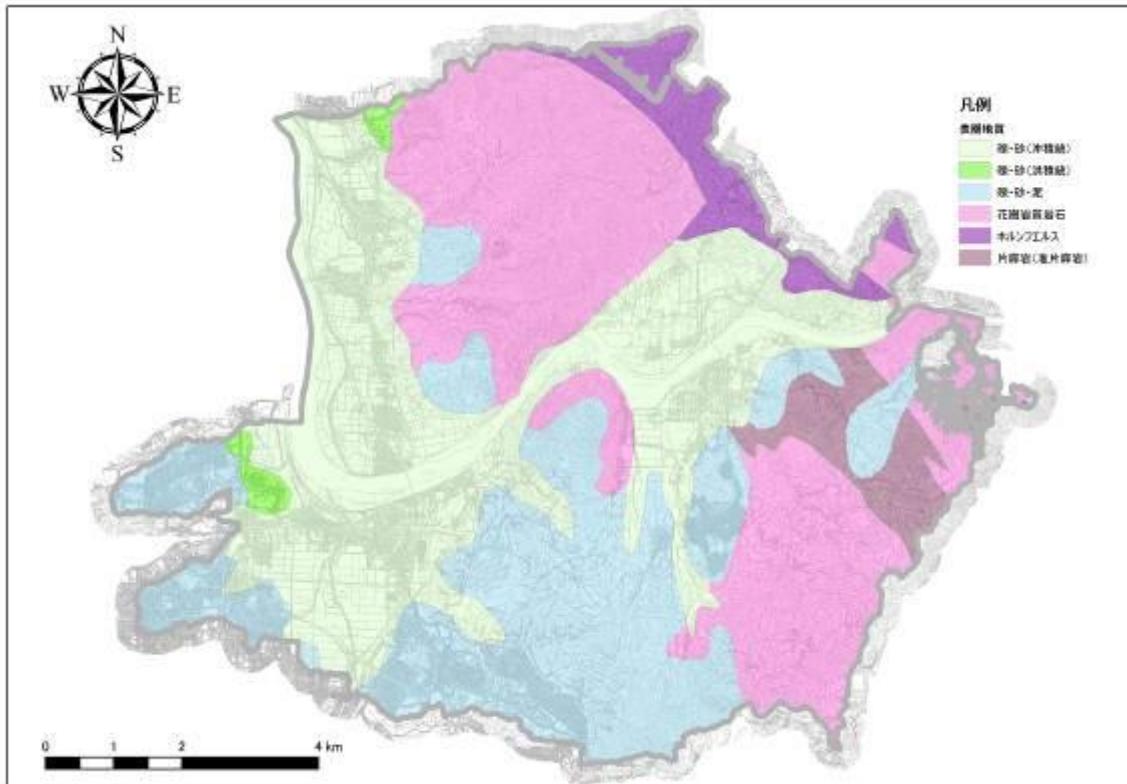
深成岩類：マグマが地下深部でゆっくりと冷え固まったもので、比較的規模の大きい貫入岩体として存在する。

花崗岩：優白質粗粒の結晶の集合体から成る岩石。酸性深成岩の代表的な一つで、カリ長石、斜長石、石英、有色鉱物を主成分としている。「御影石」と呼ばれ、風化すると真砂（マサ）になり、土砂災害が発生し易くなる。

変成岩：既存の岩石が熱や圧力などの変性作用により、その鉱物組成や組織が変化した岩石の総称。千枚岩・結晶片岩・片麻岩などの広域変成岩、マイロナイトなどの動力変成岩、ホルンフェルスなどの接触変成岩など、受ける変成作用の種類により分類される。

ホルンフェルス：砂岩、頁岩、粘板岩などが熱による変成作用を受けた、接触変成岩の一種。組織は再結晶し細粒緻密であり、片理の発達は見られない。

片麻岩：（へんまがん、gneiss）は、変成岩の一種。片麻状組織を持つ岩石の総称。組成による分類ではなく、変成作用を受けた条件によって分類される。つまり、同一の原岩に由来する変成岩であっても、あるものは片麻岩となり、別のものは他の変成岩になりうる。



木津川市周辺の表層地質図

(出典：『1/20,000 土地分類基本調査（地形分類図）「京都府」（1976）』)

## I-3 災害履歴

発生年月日	名 称	災害の種類	災 害 の 概 要
昭和 9. 9. 21	室戸台風	風水害	
昭和 24. 7. 29	ヘスター台風	風水害	府内全域の被害は死者・行方不明 11 人、家屋の被害 5, 220 戸
昭和 25. 9. 3	ジェーン台風	風水害	主に強風により近畿地方や四国地方などに大きな影響を与えた台風
昭和 28. 8. 15	南山城水害	水害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木津川右岸の綾喜郡、相楽郡山間部の雨量が最も多く 400 ミリを超える雨量</li> <li>・この豪雨は京都府南部、滋賀県東南部、三重県北西部の山間部にのみ降り、その他の地域にはほとんど降っていないのが特徴の局地的豪雨</li> <li>・木津川右岸における支流の被害が大きく、和束川の増水が著しく、奥畑、井平尾地区の被害が大</li> <li>・強雨が局地的であったため、山間支谷の河川の流量は著しく増大したものの、木津川本流では大増水には至らなかった</li> <li>・ただし、木津川本流では破堤はないものの泉大橋、玉水橋が流失</li> <li>・山間部では最上流域にある三上山周辺の花崗岩からなる山腹がいたるところで崩壊し、土石流となって流下</li> <li>・渋川、天神川、不動川、鳴子川、谷川で堤防決壊</li> <li>・不動川でデレーケの石積み堰堤が半壊</li> <li>・不動川の下を通過している国鉄奈良線のトンネル部分で、川床が抜け落ちる (被害概要)</li> <li>・加茂地域では全壊家屋 5 戸、半壊家屋 13 戸、床上浸水 43 戸、床下浸水 189 戸、流失 8 戸、その他田畠の被害大</li> <li>・山城地域では死者 31 人、流失家屋 21 戸、全壊家屋 38 戸、半壊家屋 81 戸、床上浸水 83 戸の被害</li> <li>・木津地域では田の冠水 324 町歩、畑の冠水 78 町歩、橋梁流失 1 、人的被害なし、住宅被害なし</li> </ul>
昭和 28. 9. 25	台風 13 号	風水害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・8 月災 (南山城水害) は南山城という限定された地域の災害であったのに対して、9 月災 (台風 13 号) は広域な地域の災害</li> <li>・8 月災の直後のため、河川の応急工事箇所が再決壊 (天神川が 8 月の南山城水害に続き再決壊)</li> <li>・京都府下全域に災害救助法が発動</li> <li>・降水量は府南部で 200 ミリメートル、北部で 500 ミリメートル</li> <li>・南山城地方は、降雨量は中部、北部に較べるとかなり少なかったが、河川の多くは 8 月の南山城水害で堤防が破堤しており、未修復であったため、降水量の割には浸水を主とする大きな被害が出た</li> <li>・雨台風であり、強風を伴わず</li> </ul>

発生年月日	名 称	災害の種類	災 害 の 概 要
昭和 28. 9. 25	台風 13 号	風水害	<p>(被害概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加茂地域では、全壊家屋 2 戸、半壊家屋 12 戸、床上浸水 40 戸、床下浸水 141 戸、その他田畠の被害あり</li> <li>・山城地域では、山間部の神童子地区で山崩れ多発し、死者 1 名、重傷者 5 名、全壊家屋 4 戸、半壊家屋 13 戸の被害あり</li> <li>・木津地域では、農地流失 3 町 2 反、農地埋没 4 町 8 反、稻倒伏田 185 町 8 反、田冠水 77 町 6 反、田浸水 79 町 8 反に及び、農地の被害面積が 351 町 9 反に達した</li> </ul>
昭和 34. 9. 25 ～26	伊勢湾台風	風水害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加茂地域で流失家屋 7 戸、全壊家屋 5 戸、半壊家屋 13 戸、床上浸水 77 戸、床下浸水 34 戸、道路損壊 17 箇所、農地の流失 16 反、冠水 1060 反、浸水 480 反などの記録あり</li> <li>・山城地域でも被害あり</li> </ul>
昭和 36. 9. 15 ～16	第 2 室戸台風	風水害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加茂地域で重傷 1 名、全壊家屋 39 戸、半壊家屋 101 戸、工場の全壊 1 棟、鶏舎全壊 15 棟、鶏舎半壊 50 棟などの記録あり</li> <li>・山城地域でも被害あり</li> </ul>
昭和 51. 9. 8	台風 17 号	風水害	・山城地域で被害記録あり
昭和 53. 6. 23	大雨、豌豆川決壊	水害	・水田冠水 66ha (木津地域)
昭和 54. 6. 29 ～30	梅雨前線による大雨	水害	・鹿背山地内にて山林崩壊 (木津地域)
昭和 57. 8. 1～3	台風 10 号による大雨	風水害	・山田川堤防浸食避難 13 世帯 41 名、東山墓地にて地すべり、住宅浸水 28 世帯、田畠冠水 48ha (木津地域)
昭和 58. 9. 28	台風 10 号による大雨	風水害	・鹿背山、梅谷地内にて土砂崩れ (木津地域)
昭和 59. 6. 27	大雨、井関川堤防半壊	水害	・江戸町、恵美須 3・4 丁目にて床下浸水 33 世帯、水田冠水 24ha (木津地域)
昭和 60. 6. 25	梅雨前線による大雨	水害	・水田冠水 21ha (木津地域)
昭和 60. 7. 12	集中豪雨	水害	・床下浸水 11 世帯、水田冠水 25ha (木津地域)
昭和 61. 7. 21 ～22	集中豪雨	水害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連続降雨量 258 ミリ</li> <li>・加茂地域では、全壊家屋 1 戸、床上浸水 2 戸、床下浸水 24 戸の被害</li> <li>・木津地域では、木津川にて中学生 3 名水難救助、床下浸水 7 世帯、水田冠水 33ha</li> </ul>
昭和 62. 10. 16 ～17	台風 19 号による暴風雨	風水害	・風害による水稻倒伏 15ha 及びナス、大根、柿等の落下 (木津地域)
平成 1. 6. 28	集中豪雨	水害	・市坂、鹿背山、梅谷地内にて路肩崩壊、恵美須 3・4 丁目にて床下浸水 10 世帯、水田冠水 17ha、畦畔崩壊 2ヶ所 (木津地域)
平成 1. 8. 27	台風 17 号による大雨	風水害	・鹿背山地内にて路肩崩壊 (木津地域)
平成 1. 9. 6～7	集中豪雨	水害	・梅谷、市坂地内にて路肩崩壊 (木津地域)
平成 1. 9. 19	台風 22 号による大雨	風水害	・南畠地内にて床下浸水 1 世帯 (木津地域)
平成 2. 7. 12～13	集中豪雨	水害	・恵美須 3・4 丁目にて床下浸水 10 世帯、水田流出埋没 1 ha、梅谷地内にて路肩崩壊及び河川堤防損傷 (木津地域)
平成 2. 9. 19～20	台風 19 号による暴風雨	風水害	・家屋一部損壊 16 世帯、鹿背山、駅前団地、フジ荘園、5 丁目にて 665 戸停電、水田流出埋没 13ha、水田冠水 6 ha、畠流出埋没 8 ha、道路 7ヶ所崩壊、河川 2ヶ所法面崩壊 (木津地域)

発生年月日	名 称	災害の種類	災 害 の 概 要
平成 5. 7. 3~6	集中豪雨	水害	・水田冠水 1. 2ha、路肩崩壊 2ヶ所 (木津地域)
平成 6. 9. 29~30	台風 26 号による大雨	水害	・ビニールハウス 14 棟損壊 (木津地域)
平成 7. 1. 17	阪神・淡路大震災による被害	地震	・文教施設一部損壊 (壁剥離)
平成 7. 7. 2~6	集中豪雨	水害	・路肩崩壊 3ヶ所 (木津地域)
平成 8. 9. 22	台風 7 号	風水害	・山城地域で被害記録あり
平成 9. 7. 8~13	梅雨前線による大雨	水害	・吐師・恵美須 3・4 丁目で床下浸水 3世帯、道路一部損壊 10ヶ所、地すべり 2ヶ所 (木津地域)
平成 9. 7. 26~29	台風 9 号による暴風雨	風水害	・停電 232 世帯、ビニールハウス損壊 4ヶ所 (木津地域)
平成 10. 9. 21 ～23	台風 7・8 号による暴風雨	風水害	・風害による農作物の損害 190.73ha、農作業施設 46 棟損壊、水道施設 7ヶ所、道路冠水 2ヶ所、町営住宅損壊 25 戸、教育施設損壊 7ヶ所、家屋一部損壊 45 世帯 (木津地域) ・山城地域で被害記録あり
平成 11. 6. 29 ～30	梅雨前線による大雨	水害	・鹿背山床下浸水 1世帯、法面崩壊 1ヶ所 (木津地域)
平成 11. 9. 21	台風 18 号による暴風雨	風水害	・北之庄、恵美須 3・4 丁目、駅前団地、江戸町において床下浸水 19ヶ所 (木津地域)
平成 16. 5. 13	集中豪雨	水害	・木津町 4 丁目で床上浸水 4 世帯、川原町、三樹町、木津町 3 丁目・4 丁目・5 丁目、恵美須 4 丁目において床下浸水 30 世帯 (木津地域)
平成 23. 6. 10	集中豪雨	水害	・加茂町で斜面崩壊による勝手神社一部損壊 ・落石等による道路閉鎖 (加茂地域)
平成 23. 9. 2	台風 12 号による豪雨	水害	・市道 3 か所で土砂崩れ (加茂地域)
平成 24. 8. 13 ～14	京都府南部豪雨	水害	・床下浸水 17 棟
平成 25. 9. 15 ～16	台風 18 号による豪雨 (特別警報)	水害	・床上浸水 25 棟 (木津: 22、加茂: 3) ・床下浸水 28 棟 (木津: 25、加茂: 2、山城: 1) ・建物一部損壊 1 棟 (加茂地域) ・道路冠水 15ヶ所 (木津: 8、加茂: 6、山城: 1) ・道路崩壊 37ヶ所 (木津: 3、加茂: 28、山城: 6) ・その他に河川、農地等被害あり
平成 26. 8. 9 ～10	台風 11 号による豪雨等	水害	・建物一部損壊 1ヶ所 (加茂: 1) ・道路冠水 2ヶ所 (木津: 2) ・道路崩壊 5ヶ所 (木津: 1、加茂: 4) ・その他に河川、農地等被害あり
平成 26. 10. 5 ～6	台風 18 号による風雨等	風水害	・1名軽傷: 強風により川へ転落 (木津)
平成 29. 10. 22 ～23	台風21号による風雨等	風水害	・床上浸水 1 (加茂) ・床下浸水 11 (木津) ・倉庫等浸水 2 (木津) ・同 6 (加茂) ・パイプハウス 24 棟被害 ・避難指示 (土砂災害) を発表
平成 30. 7. 5 ～8	平成30年 7 月豪雨	水害	・道路冠水 2 カ所 (木津: 1、山城: 1) ・道路崩壊、倒木等 33 カ所 (木津: 11、加茂: 11、山城: 11) ・水路破損等 21 カ所 (木津: 8、加茂: 13) ・農地、畔等の損壊 25 カ所 (木津: 10、加茂: 11、山城: 4)

発生年月日	名 称	災害の種類	災 害 の 概 要
平成 30. 7. 28 ～29	台風12号による豪雨等	風水害	・民家（屋根）損壊等：市内188件
平成30. 9. 4 ～5	台風21号による豪雨等	風水害	・軽傷1名：強風により飛んできたトタンにより負傷（加茂） ・停電：市内192カ所
平成30. 10. 1	台風24号による豪雨等	風水害	・倒木
令和1. 8. 15 ～16	台風10号による豪雨等	風水害	・農地等被害
令和1. 10. 12	東日本台風による豪雨等	風水害	・農地等被害
令和2. 10. 10	台風14号による豪雨等	風水害	・土砂崩れ、倒木
令和5. 6. 2	梅雨前線による大雨	風水害	・冠水、農地法面崩落 ・避難指示（土砂災害）を発表
令和5. 8. 14 ～15	台風7号による風雨等	風水害	・倒木 ・店舗施設破損3カ所 ・農作物被害 ・ビニールハウス17棟被害

(出典：木津町史、加茂町史、山城町史、その他災害報告資料)

## II 災害予防計画関連資料

### II-1 気象情報例文

#### ●台風情報発表例（例文1）

令和〇〇年 台風第〇〇号に関する京都府気象情報 第〇号  
令和〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分 京都地方気象台発表

（見出し）

非常に強い台風第〇〇号は、西日本の南海上を〇〇に進み、〇〇日△△に京都府に最も接近する見込みです。土砂災害、

低い土地の浸水、河川の増水や氾濫、暴風、高波に警戒してください。

（本文）

非常に強い台風第〇〇号は、〇〇日□□時には〇〇市の南西約〇〇〇キロにあって、1時間におよそ〇〇キロの速さで〇〇へ進んでいます。中心の気圧は〇〇〇ヘクトパスカル、中心付近の最大風速は〇〇メートル、最大瞬間風速は〇〇メートルで、中心の南東側〇〇〇キロ以内と北西側〇〇〇キロ以内では、風速25メートル以上の暴風となっています。

台風は、今後次第に勢力を強め、〇〇日にかけて日本の南海上を北上するでしょう。その後、次第に進路を北東に変えて、〇〇日△△に京都府に最も接近する見込みです。

〔雨の予想〕

台風の北上に伴い暖かく湿った空気が流れ込むため、大気の状態が非常に不安定となり、〇〇日△△から〇〇日△△にかけて大雨となるおそれがあります。特に〇〇日□□から〇〇日□□にかけては、局地的に雷を伴い非常に激しい雨の降る所がある見込みです。

〇〇日に予想される1時間降水量は、いずれも多い所で、

北部 〇〇ミリ

南部 〇〇ミリ

〇〇日〇〇時から〇〇日□□時までに予想される24時間降水量は、いずれも多い所で、

北部 〇〇〇ミリ

南部 〇〇〇ミリ

その後、〇〇日◇◇にかけて雨は続くため、総降水量は更に増える見込みです。

〔風の予想〕

〇〇日□□にかけて南よりの風が強く、特に〇〇日□□から△△日□□は海上を中心に南のち北西の風が非常に強く吹く見込みです。

〇〇日に予想される最大風速（最大瞬間風速）

北部陸上 〇〇メートル（〇〇メートル）

北部海上 〇〇メートル（〇〇メートル）

南部陸上 〇〇メートル（〇〇メートル）

△△日に予想される最大風速（最大瞬間風速）

北部陸上 ○○メートル (○○メートル)

北部海上 ○○メートル (○○メートル)

南部陸上 ○○メートル (○○メートル)

[波の予想]

北部の海上では、△△日□□にかけて大しけとなる見込みです。

○○日から△△日にかけて予想される波の高さ

北部 ○メートル

[高潮の予想]

北部の海岸や河口付近の低地では、台風の接近に伴い、○○日は高潮のおそれがあります。

○○日に予想される最高潮位

北部 標高 ○. ○メートル

[防災事項]

土砂災害、低い土地の浸水、河川の増水や氾濫、暴風、高波に警戒してください。

高潮、竜巻などの激しい突風や落雷に注意してください。

発達した積乱雲の近づく兆しがある場合には、建物内に移動するなど安全確保に努めてください。

[補足事項]

今後発表する防災気象情報に留意してください。

次の「令和〇年 台風第〇〇号に関する京都府気象情報」は、○○日□□時頃に発表する予定です。

### ●大雨（雪）に関する京都府気象情報発表例（例文2）

大雨と突風及び落雷に関する京都府気象情報 第〇号

令和〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分 京都地方気象台発表

(見出し)

京都府では、○○日△△にかけて、局地的に雷を伴った激しい雨の降るおそれがあります。低い土地の浸水、河川の増水、土砂災害、竜巻などの激しい突風、落雷に注意してください。

(本文)

梅雨前線が○○日にかけて山陰沖に停滞する見込みです。京都府では、前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込んでいる影響で、大気の状態が非常に不安定となっています。

[雨の実況]

○○日□□時◇◇分現在の気象レーダー観測によると、若狭湾の沿岸から中国地方にかけて発達した雨雲があつて○○に進んでいます。解析雨量では、○○市付近で○○時までの1時間に約○〇ミリの激しい雨となっています。

降り始め (○○日□□時△△分) から○○日□□時△△分までの降水量 (アメダスによる速報値)

南丹市美山 ○〇. ○ミリ

京都市京北 ○〇. ○ミリ

京都市中京区 ○〇. ○ミリ

長岡京 ○○.○ミリ

京田辺 ○○.○ミリ

[雨の予想]

○○日に予想される1時間降水量は、いずれも多い所で、

北部 ○○ミリ

南部 ○○ミリ

○○日△△時から○○日△△時までに予想される24時間降水量は、いずれも多い所で、

北部 ○○○ミリ

南部 ○○○ミリ

[防災事項]

低い土地の浸水、河川の増水、土砂災害、竜巻などの激しい突風や落雷に注意してください。

発達した積乱雲の近づく兆しがある場合には、建物内に移動するなど安全確保に努めてください。

[補足事項]

今後発表する防災気象情報に留意してください。

次の「大雨と突風及び落雷に関する京都府気象情報」は、○○日□□時頃に発表する予定です。

●記録的短時間大雨情報発表例（例文3）

京都府記録的短時間大雨情報 第○号

令和○○年○○月○○日○○時○○分 気象庁発表

○○時○○分京都府で記録的短時間大雨

舞鶴市西部付近で120ミリ以上

上京区付近で約100ミリ

宇治市付近で約90ミリ

●土砂災害警戒情報発表例（例文4）

## 京都府土砂災害警戒情報 第×号

令和△△年□□月□□日 □時□分  
京都府 京都地方気象台 共同発表

【警戒対象地域】

京都市伏見区 京都市山科区 京都市西京区 福知山市旧福知山市域\* 福知山市夜久野町\*  
宇治市 龜岡市 南丹市八木町

【警戒解除地域】

京都市北区 京都市左京区 京都市右京区 南丹市美山町

\*印は、新たに警戒対象となった市町村を示します。

【警戒文】

<概況>

大雨のため、警戒対象地域では土砂災害の危険度が高まっています。

<とるべき措置>

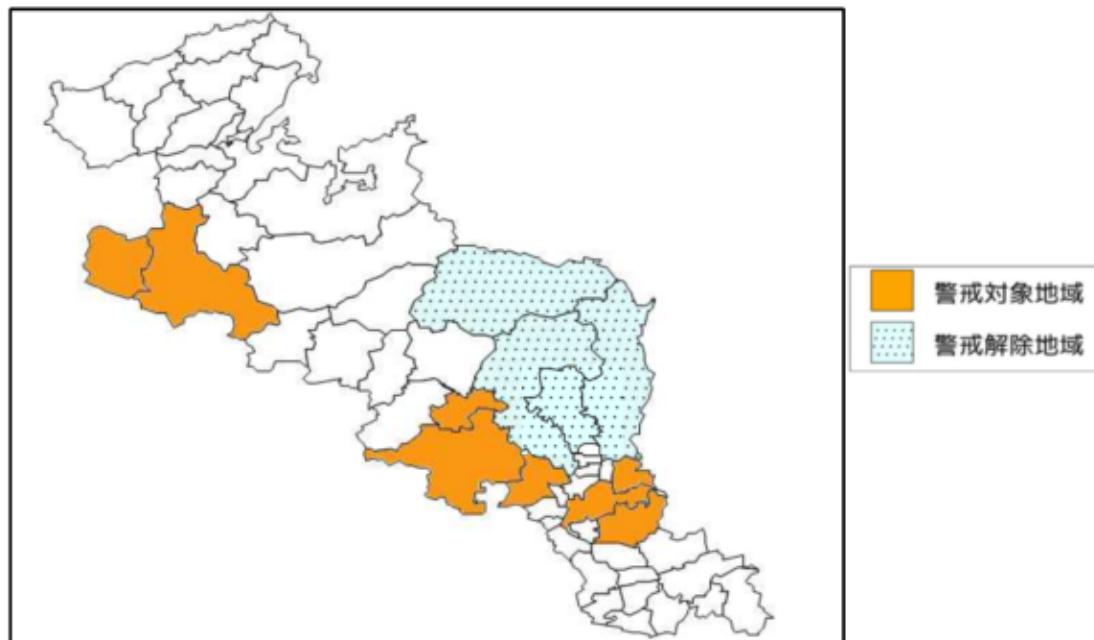
避難が必要となる危険な状況となっています【警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕】。土砂災害の発生しやすい地区にお住まいの方は、早めの避難を心がけるとともに、気象情報や市町村から発表される情報に注意してください。

【補足情報】

危険度が高まっている区域は、京都府や気象庁のホームページ等でも確認できます。

京都府「京都府土砂災害警戒情報システム」内の「土砂災害危険度情報」

気象庁「土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）」



問い合わせ先

075-414-5318 (京都府建設交通部砂防課)

075-841-3008 (京都地方気象台)

●竜巻注意情報発表例（例文5）

【目撃情報を含まない場合】

京都府竜巻注意情報 第〇号

令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分 気象庁発表

京都府南部、北部は、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になっています。

空の様子に注意してください。雷や急な風の変化など積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。

落雷、ひょう、急な強い雨にも注意してください。

この情報は、〇〇日〇〇時〇〇分まで有効です。

【目撃情報を含む場合】

京都府竜巻注意情報 第〇号

令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分 気象庁発表

【目撃情報あり】京都府南部で竜巻などの激しい突風が発生したとみられます。

京都府南部、北部は、竜巻などの激しい突風が発生する恐れが非常に高まっています。

空の様子に注意してください。雷や急な風の変化など積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。

落雷、ひょう、急な強い雨にも注意してください。

この情報は、〇〇日〇〇時〇〇分まで有効です。

## II 災害予防計画関連資料

京都地方気象台管理地域気象観測所（アメダス）一覧表

■観測所所在地及び観測項目（令和5年5月17日現在）

京都府(61)

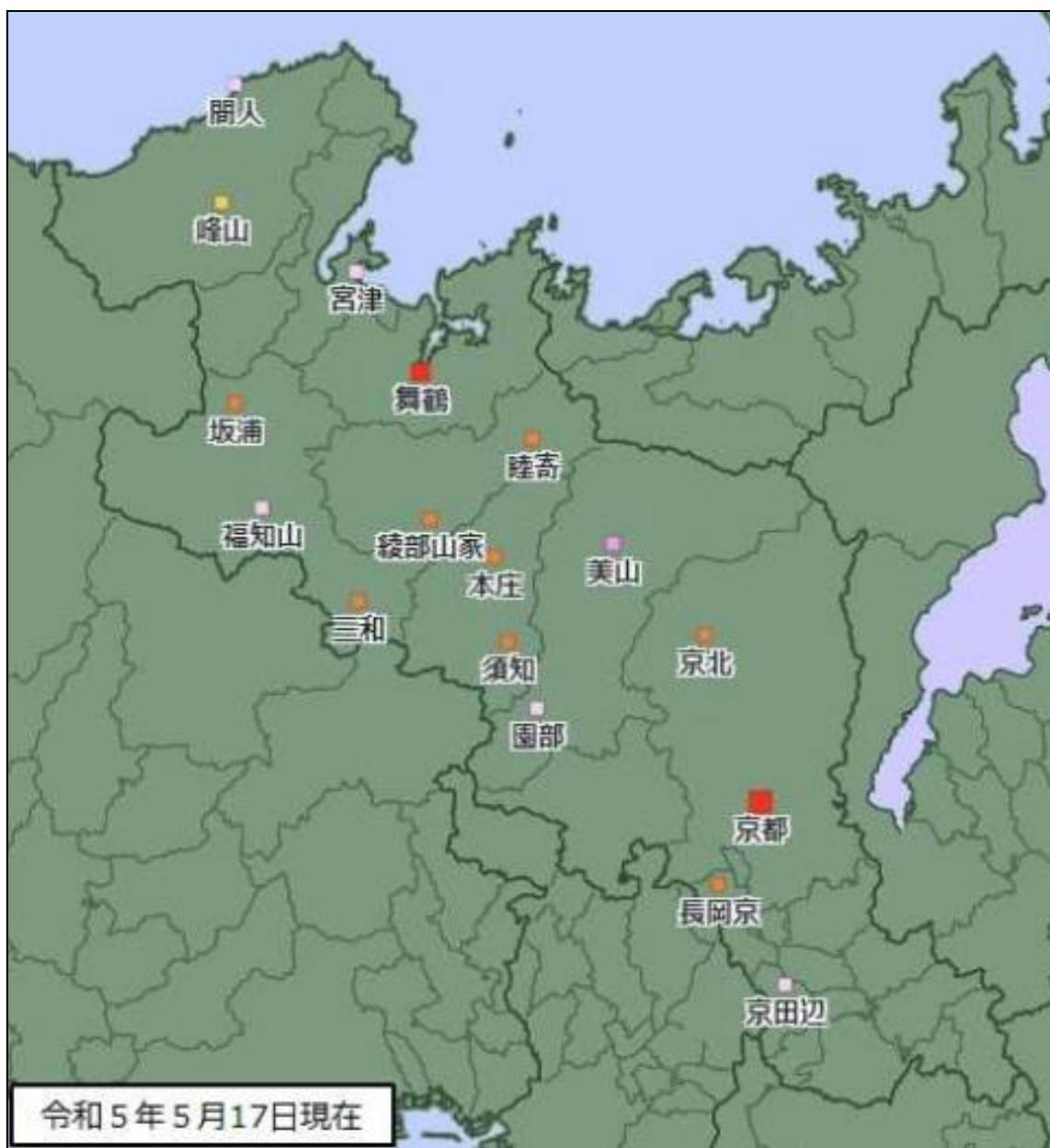
観測所名	観測所番号	観測種目						所在地	緯度	経度	標高
		気温	湿度	降水量	風向・風速	日照時間	積雪の深さ				
間人	001	○		○	○	▲		京丹後市丹後町間人小字新ヶ皿	35° 44.2'	135° 05.2'	42m
峰山	031			○			○	京丹後市峰山町荒山	35° 37.1'	135° 04.3'	23m
宮津	076	○		○	○	▲		宮津市宇上司	35° 33.0'	135° 14.1'	2m
坂浦	096			○				福知山市下野条	35° 25.1'	135° 05.2'	223m
舞鶴	111	○	○	○	○	○	○	舞鶴市字下福井 舞鶴特別地域気象観測所	35° 27.0'	135° 19.0'	2m
睦寄	151			○				綾部市睦寄町狸岩	35° 22.9'	135° 27.2'	175m
福知山	187	○	○	○	○	▲		福知山市字荒河	35° 18.7'	135° 06.8'	17m
三和	192			○				福知山市三和町千束	35° 13.0'	135° 13.9'	105m
綾部山家	196			○				綾部市東山町山家	35° 17.8'	135° 18.9'	87m
本庄	201			○				船井郡京丹波町本庄西畠	35° 15.6'	135° 23.7'	95m
美山	206	○	○	○	○	▲	○	南丹市美山町静原桧野	35° 16.5'	135° 33.0'	200m
須知	241			○				船井郡京丹波町富田蒲生野	35° 10.6'	135° 25.2'	150m
園部	242	○	○	○	○	▲		南丹市園部町黒田	35° 06.5'	135° 27.3'	134m
京北	251			○				京都市右京区京北比賀江町院谷	35° 10.9'	135° 39.7'	260m
京都	286	○	○	○		○	○	京都市中京区西ノ京笠殿町 京都地方気象台	35° 00.8'	135° 43.9'	41m
					○			京都市中京区西ノ京船塚町	35° 00.7'	135° 44.1'	36m
長岡京	306			○				長岡京市光風台	34° 55.8'	135° 40.7'	71m
京田辺	326	○	○	○	○	▲		京田辺市薪西浜	34° 49.8'	135° 45.6'	20m

### 観測種目の記号説明

○	気象観測器による観測値
▲	気象衛星観測のデータを用いた「推計気象分布（日照時間）」から得る推計値

## 京都地方気象台管理地域気象観測所（アメダス）配置図

## ■観測所配置図



## II-2 警戒すべき区域内の災害時要配慮者関連施設一覧及び情報伝達方法

### (1) 浸水想定区域 (33)

#### 【対象河川】木津川 (17)

施設名称		伝達方法	電話番号	所在地
1	京都山城総合医療センター（助産施設併設）	電話	72-0235	木津駅前一丁目 27
2	介護老人保健施設 やましろ	電話	73-0359	木津駅前一丁目 27
3	木津老人福祉センター	電話	72-5532	木津川端 19
4	老人憩いの家	電話	72-1311	木津清水 97-1
5	相楽療育教室	電話	72-0001	木津清水 27-11
6	市立清水保育園	電話	72-5543	木津清水 123-2
7	西木津ぬくもりの里	電話	73-3055	木津南後背 30-5
8	いづみ児童デイサービスかも支所(地域活動支援センターいづみ併設)	電話	080-4144-5218 76-0076	加茂町里南古田 156 木津川市役所加茂支所 3階
9	いづみ児童デイサービスきづ	電話	66-3506	木津清水 27-9
10	メロディー	電話	75-1767	木津清水 24 AXIA木津川 101号室
11	コラソン	電話	75-2400	木津南後背 217-7 木津川プレイス 101号室
12	児童デイサービスきらら	電話	86-6080	山城町平尾里屋敷 62-2
13	Dプロジェクト	電話	72-0514	木津川原田 15-1
14	チエリッシュスマイル木津	電話	26-3248	木津神田 6-83
15	ネクストステージ	電話	66-5087	木津南垣外 92-2
16	いづみワーキングサポート ちくたく	電話	66-1066	加茂町里南古田 156 木津川市役所加茂支所 3階
17	ソーシャルインクルホーム木津川山城町	電話	86-5271	山城町椿井西垣内 5

#### 【対象河川】木津川・井関川 (1)

施設名称		伝達方法	電話番号	所在地
1	愛光こども園	電話	72-0167	木津清水 74

#### 【対象河川】木津川・鹿川 (1)

施設名称		伝達方法	電話番号	所在地
1	市立木津幼稚園	電話	72-0101	木津田中前 30

#### 【対象河川】木津川・新川 (3)

施設名称		伝達方法	電話番号	所在地
1	加茂の里 (特養老人ホーム・ケアハウス・デイサービスセンター併設)	電話	76-7607	加茂町駅東 4丁目 1-3
2	サービスセンターいづみ	電話	76-2535	加茂町里東里 42
3	いづみ児童デイサービスかも	電話	34-0634	加茂町里東里 42

#### 【対象河川】木津川・赤田川 (3)

施設名称		伝達方法	電話番号	所在地
1	いづみ福祉会(ワーキングセンターいづみ併設)	電話	76-7210 66-4114	加茂町観音寺石部 8
2	第一いづみ荘	電話	66-4154	加茂町里東大間田 20
3	第二いづみ荘	電話	34-2123	加茂町里東里 42

#### 【対象河川】木津川・赤田川・新川 (2)

施設名称		伝達方法	電話番号	所在地
1	市立いづみ保育園	電話	76-2130	加茂町里西鳥口 95

## II 災害予防計画関連資料

2	加茂ぬくもりの里	電話	76-0600	加茂町里字留志 4 0
---	----------	----	---------	-------------

**【対象河川】木津川・鳴子川 (4)**

施設名称		伝達方法	電話番号	所在地
1	山城老人福祉センターやすらぎ苑	電話	86-3551	山城町椿井北代 1 0 0
2	工房グリーンフィールド	電話	86-2776	山城町上狛前畠 1 2 - 8
3	市立やましろ保育園	電話	86-4843	山城町北河原古屋敷 4 1 - 1
4	クローバー	電話	86-6060	山城町北河原古屋敷 3 0 - 1

**【対象河川】木津川・不動川 (1)**

施設名称		伝達方法	電話番号	所在地
1	もえぎ	電話	26-3386	山城町平尾中古川 2 3

**【対象河川】木津川・山田川 (1)**

施設名称		伝達方法	電話番号	所在地
1	まんなり 西木津店	電話	0742-25-5481	相楽城下 1 2 - 5

**( 2 ) 土砂災害警戒区域 (1)**

施設名称		伝達方法	電話番号	所在地
1	デイサービスセンターみかのはら	電話	76-2008	加茂町例幣小ノ林 7 5

## II-3 気象庁震度階級関連解説表

## (1) 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度 階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。 固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

## (2) 木造建物(住宅)の状況

震度 階級	木造建物(住宅)	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものさらに多くなる。

(注1) 木造建物(住宅)の耐震性により2つに分けた。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁(割り竹下地)、モルタル仕上壁(ラス、金網下地を含む)を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

## (3) 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

## (4) 地盤・斜面等の状況

震度階級	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	亀裂※1 や液状化※2 が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じことがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強		がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。
7	大きな地割れが生じことがある。	

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

## (5) ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスマーター(マイコンメーター)では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。(安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。)
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況(ふくそう)が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

## (6) 大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング(タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象)が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

## II-4 重要水防区域及び河川重点警戒箇所一覧

## (1) 直轄河川重要水防箇所

直轄河川重要水防箇所 箇所別調書（越水・溢水）

河川名	左右岸 の別	重要度	地先名	距離杭	現堤防高 (T.P.m)	備考
木津川	左	A	木津川市鹿背山	25.9～26.5	34.41	
木津川	左	A	木津川市加茂町北	31.1～31.9	41.87	
木津川	右	A	木津川市加茂町河原	28.7～29.1	39.79	
木津川	右	B	木津川市加茂町河原	29.1～30.7	42.28	

直轄河川重要水防箇所 箇所別調書（堤体漏水）

河川名	左右岸 の別	重要度	地先名	距離杭	現堤防高 (T.P.m)	備考
木津川	右	B	木津川市山城町平尾	18.6～18.9	33.53	
木津川	右	B	木津川市山城町上狛	25.3～25.5	38.14	
木津川	右	B	木津川市加茂町河原	28.9～30.9	42.44	

直轄河川重要水防箇所 箇所別調書（基礎地盤漏水）

河川名	左右岸 の別	重要度	地先名	距離杭	現堤防高 (T.P.m)	備考
木津川	右	B	木津川市山城町上狛	25.3～25.5	38.14	
木津川	右	B	木津川市加茂町河原	28.9～30.9	42.44	

直轄河川重要水防箇所 箇所別調書（工作物）

河川名	左右岸 の別	重要度	地先名	距離杭	担当 出張所	備考
木津川	左	A	木津川市加茂町大野	29.4+10	木津川	大野排水樋門
木津川	右	A	木津川市山城町上狛	21.0+370	木津川	西瀬排水樋門
木津川	右	A	木津川市加茂町河原	29.8+130	木津川	河原排水樋門

直轄河川重要水防箇所 箇所別調書（要注意区間）

河川名	左右岸 の別	種別	地先名	距離杭	現堤防高 (T.P.m)	備考
木津川	左	破堤跡	木津川市加茂町大野	29.5～29.7	44.39	破堤跡(T6.10)
木津川	右	破堤跡	木津川市山城町平尾	18.5～18.7	33.25	破堤跡(T6.10)
木津川	右	破堤跡	木津川市山城町椿井	20.9～21.1	34.78	破堤跡(T6.10)
木津川	左	旧川跡	木津川市加茂町大野・里	29.7～30.5	45.17	
木津川	右	旧川跡	木津川市加茂町河原	28.5～28.7	38.80	
木津川	右	旧川跡	木津川市加茂町河原	29.3～30.5	42.28	

(出典：令和6年4月現在淀川河川事務所資料)

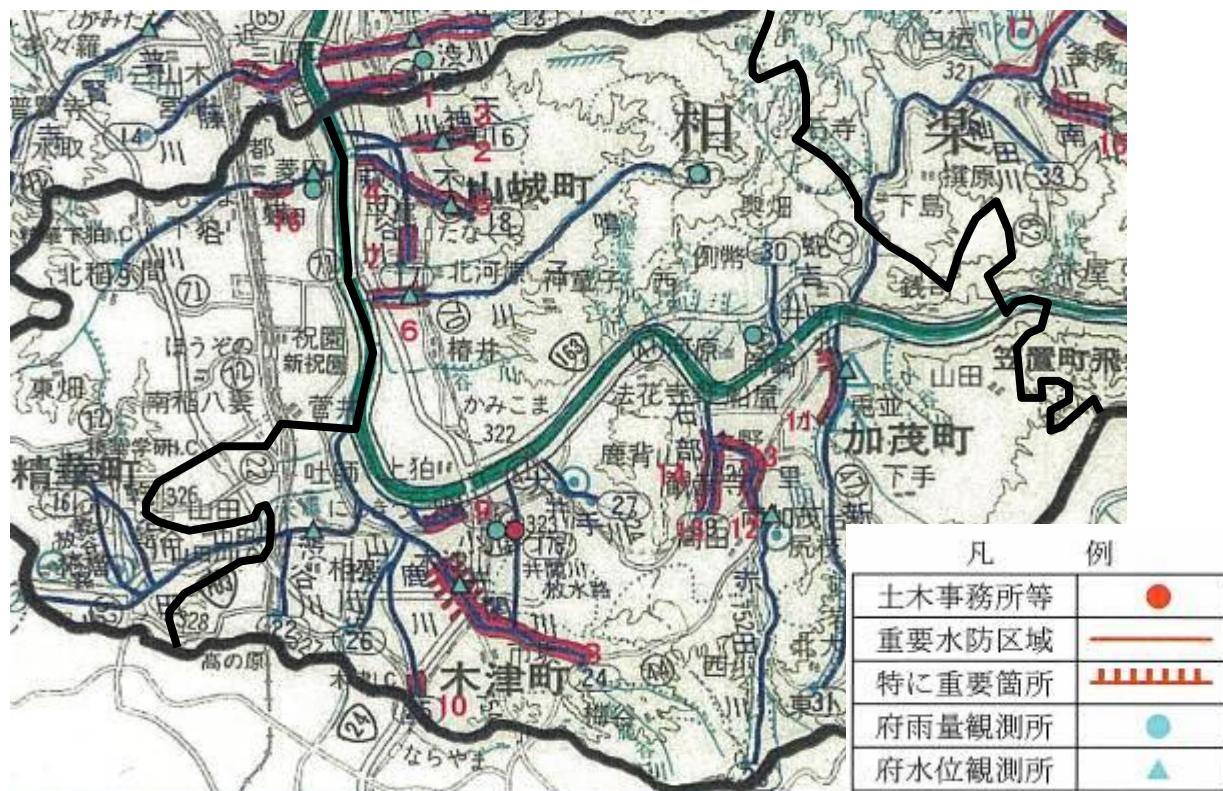
## (2) 京都府重要水防区域

京都府重要水防区域調書（山城南土木事務所管内）

図面 対象 番号	水 系 名	河川名	担当水防 管理団体	(うち、特に重要な区域) 重要水防区域		延長 (m)	予想被害原因 及び 予想水防工法	備考
				左右 岸別	区間			
1	淀川	渋川	木津川市	左	山城町綺田	1,340		水防警報
2	〃	天神川	〃	左	山城町綺田	940		水防警報
3	〃	〃	〃	右	山城町綺田	1,160		水防警報
4	〃	不動川	〃	左	山城町綺田、山城町平尾	1,860		水防警報
5	〃	〃	〃	右	山城町綺田、山城町平尾	1,430		水防警報
6	〃	鳴子川	〃	左右	山城町平尾、山城町北河原	各 960		水防警報
7	〃	萩ノ谷川	〃	左右	山城町平尾	各 600		
8	〃	井関川	〃	(左) (右) 左右	(木津) (木津) 木津	800 1,100 各 3,000	決壊：積土俵 決壊：積土俵	水防警報
9	〃	小川	〃	左右	木津	各 860		
10	〃	鹿川	〃	左右	市坂	各 160		
11	〃	新川	〃	(左) 左	(加茂町北兎並) 加茂町北兎並	100 1,500	決壊：積土俵	水防警報
12	〃	赤田川	〃	左	加茂町里 観音寺	1,100		水防警報
13	〃	〃	〃	右	加茂町里 大野	1,300		水防警報
14	〃	石部川	〃	左	加茂町大野 観音寺	1,200		
15	〃	〃	〃	右	〃	1,000		

(出典：令和6年度京都府水防計画)

## 京都府重要水防区域位置図



(出典：令和6年度京都府水防計画)

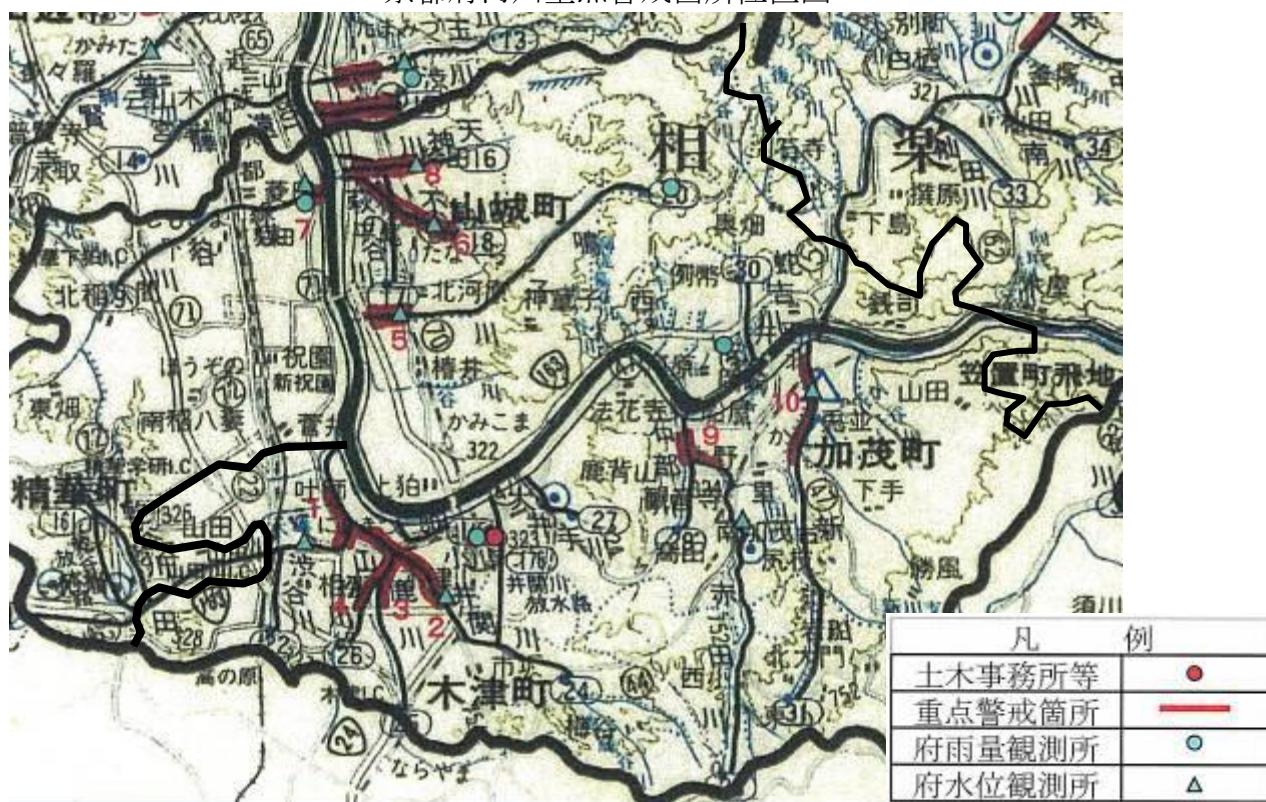
## (3) 京都府河川重点警戒箇所

京都府河川重点警戒箇所調書（山城南土木事務所管内）

図面 対象 番号	水系名	河川名	担当水防 管理団体	河川重点警戒箇所		延長 (m)	区分	重要水防 区域との 重複	備考
				左右 岸別	区間				
1	淀川	山田川	木津川市	左	木津川市相楽～木津川合流	1,200	①		
				右	〃	500	①		
2	〃	井関川	〃	左	木津川市市坂～鹿川合流	1,600	①	一部区間	
				右	〃	1,900	①	一部区間	
3	〃	鹿川	〃	左	山松川合流～井関川合流	1,200	①		
				右	〃	1,000	①		
4	〃	山松川	〃	左	木津川市木津～鹿川合流	400	①		
5	〃	鳴子川	〃	左	木津川市山城町北河原～木 津川合流	1,000	①	全区間	
				右	〃	750	①	全区間	
6	〃	不動川	〃	左	木津川市山城町平尾～木津 川合流	1,900	①	全区間	
				右	〃	1,200	①	全区間	
8	〃	天神川	〃	左	木津川市山城町綺田～木津 川合流	1,000	①	一部区間	
				右	〃	700	①	一部区間	
9	〃	赤田川	〃	左	木津川市加茂町大野～木津 川合流	500	①		
				右	〃	1,000	①	一部区間	
10	〃	新川	〃	左	木津川市加茂町兎並～木津 川合流	1,200	①	全区間	

(出典：令和6年度京都府水防計画)

## 京都府河川重点警戒箇所位置図



(出典：令和6年度京都府水防計画)

## II-5 災害危険箇所一覧

## (1) 土砂災害危険箇所

## 1) 地すべり危険箇所一覧

通し番号	整理番号	箇所名	河川	水系	河川名	渓流名	所在地	危険箇所概要		危険区域				備考				
								危険箇所面積	地質条件	被害想定区域面積	人口	人家戸数	保全対象					
													災害時要配慮者施設	左記以外の公共施設等	対策施設	区域の指定	地すべり履歴	
1	2	8	美浪	一級	淀川	木津川	新川	加茂町 美浪	6	花崗岩	20.3	157	49	-	市道・公民館	有	有	S35
2	2	6	山ノ上	一級	淀川	木津川	新川	加茂町 北	7	砂層・シルト層	14.1	166	52	-	道路・鉄道・公民館	有	有	S35
3	2	7	兎並	一級	淀川	木津川	新川	加茂町 兎並	4.3	砂層・粘土層	5.6	26	8	-	市道			S47

## 2) 土石流危険渓流一覧

ランク	渓流番号	河川	水系	河川名	渓流名	所在地	流域概要		備考		
							流域面積(km²)	地質条件	砂防施設	砂防指定地	土石流災害
1	せ 001	一級	淀川	木津川	片山川	木津	0.03	第三紀層			
1	せ 005	一級	淀川	大井手川	古寺川	鹿背山	0.02	第三紀層		有	
1	せ 006	一級	淀川	大井手川	上鹿曲田川	鹿背山	0.03	第三紀層		有	
1	せ 007	一級	淀川	大井手川	中鹿曲田川	鹿背山	0.03	第三紀層			
1	せ 008	一級	淀川	大井手川	下鹿曲田川	鹿背山	0.08	第三紀層			
1	せ 009	一級	淀川	大井手川	大井出川支渓	鹿背山	0.01	第三紀層			
1	新せ 1001	一級	淀川	井閑川	糠田川	木津	0.03			有	
2	せ 501	一級	淀川	木津川	荒堀谷	鹿背山	0.02				
2	せ 502	一級	淀川	木津川	片山谷	木津	0.02			有	
2	せ 504	一級	淀川	井閑川	池の谷	梅谷	0.01			有	
3	新せ 3001	一級	淀川	井閑川		市坂梅谷	0.09				
3	新せ 3002	一級	淀川	井閑川		市坂梅谷	0.05				
1	そ 001	一級	淀川	木津川	北垣内川	加茂町錢司	0.03	變成岩			
1	そ 003	一級	淀川	木津川	本照寺川	加茂町錢司	0.02	變成岩	有	有	有
1	そ 004	一級	淀川	木津川	前川	加茂町例幣	0.14	花崗岩	有	有	

## II 災害予防計画関連資料

ランク	溪流番号	河川	水系	河川名	溪流名	所在地	流域概要		備考		
							流域面積(km <sup>2</sup> )	地質条件	砂防施設	砂防指定地	土石流災害
1	そ005	一級	淀川	木津川	宮ノ浦川	加茂町西	0.10	花崗岩	有	有	
1	そ006	一級	淀川	木津川	鳶竜寺川	加茂町西	0.12	花崗岩		有	
1	そ007	一級	淀川	木津川	山畑川	加茂町西	0.05	花崗岩			
1	そ008	一級	淀川	木津川	上山川	加茂町西	0.02	花崗岩			
1	そ009	一級	淀川	木津川	沢田川	加茂町西	0.23	花崗岩		有	
1	そ010	一級	淀川	木津川	富田川	加茂町法花寺野	0.11	花崗岩			
1	そ011	一級	淀川	赤田川	峯畠川	加茂町西小	0.02	花崗岩			
1	そ012	一級	淀川	赤田川	薬井谷川	加茂町里	0.03	第三紀層			
1	そ013	一級	淀川	赤田川	南久保川	加茂町大野	0.08	花崗岩			
1	そ015	一級	淀川	赤田川	岩谷川	加茂町大野	0.03	花崗岩			
1	そ017	一級	淀川	赤田川	宮の谷川	加茂町大野	0.04	花崗岩			
1	そ018	一級	淀川	石部川	三条川	加茂町觀音寺	0.08	花崗岩			
1	そ019	一級	淀川	石部川	森ノ谷川	加茂町觀音寺	0.03	花崗岩			
1	そ020	一級	淀川	石部川	北森ノ谷川	加茂町觀音寺	0.03	花崗岩			
1	そ022	一級	淀川	蛇吉川	祇園神社川	加茂町例幣	0.05	变成岩		有	
1	そ024	一級	淀川	蛇吉川	蛇吉川	加茂町例幣	0.29	花崗岩	有	有	
1	そ025	一級	淀川	蛇吉川	新谷川	加茂町例幣	0.02	变成岩	有	有	
1	そ026	一級	淀川	蛇吉川	青木谷川	加茂町例幣	0.04	变成岩	有	有	
1	そ027	一級	淀川	蛇吉川	流岡山川	加茂町井平尾	0.03	第四紀層			
1	そ028	一級	淀川	新川	大谷川	加茂町東下小	0.17	花崗岩			
1	そ029	一級	淀川	新川	灯明寺川	加茂町兎並	0.20	变成岩	有	有	
1	そ030	一級	淀川	新川	新川支川	加茂町兎並	0.28	变成岩		有	有
1	そ031	一級	淀川	和束川	宮ノ谷川	加茂町奥畠	0.15	变成岩		有	
1	そ501	一級	淀川	木津川	西金谷川	加茂町錢司	0.05				有
1	そ503	一級	淀川	木津川	西上山川	加茂町西	0.01				
1	そ506	一級	淀川	赤田川	上田川	加茂町里	0.02				
1	そ507	一級	淀川	石部川	峠川	加茂町觀音寺	0.05				
1	そ509	一級	淀川	蛇吉川	後山川	加茂町例幣	0.02			有	
1	そ512	一級	淀川	和束川	土谷川	加茂町奥畠	0.12		有	有	
1	そ514	一級	淀川	和束川	西ノ谷川	加茂町奥畠	0.15		有	有	
1	新そ1001	一級	淀川	木津川	大井谷川	加茂町例幣	0.57		有	有	
1	新そ1002	一級	淀川	木津川	大井谷川支渓	加茂町例幣	0.10		有	有	
1	新そ1004	一級	淀川	木津川	池ノ谷	加茂町北	0.07				
1	新そ1005	一級	淀川	木津川	小谷	加茂町北	0.04				
1	新そ1006	一級	淀川	新川	寺山川	加茂町兎並	0.03			有	
1	新そ1007	一級	淀川	新川	六丁山川	加茂町兎並	0.07			有	
1	新そ1008	一級	淀川	新川	新川	加茂町美浪	0.06		有	有	
1	新そ2001	一級	淀川	和束川	東山川	加茂町例幣	0.04				
1	す002	一級	淀川	木津川	大谷川	山城町上狛	0.26	花崗岩			
1	す003	一級	淀川	木津川	舟戸川	山城町椿井	0.22	第三紀層			
1	す004	一級	淀川	木津川	西垣内川	山城町椿井	0.06	花崗岩			
1	す006	一級	淀川	渋川	小渋川	山城町綺田	0.53	花崗岩	有	有	
1	す007	一級	淀川	天神川	東光寺谷川	山城町綺田	0.09	花崗岩		有	
1	す008	一級	淀川	天神川	綺原川	山城町綺田	0.03	花崗岩		有	
1	す009	一級	淀川	萩の谷川	上垣内川	山城町平尾	0.05	花崗岩			
1	す010	一級	淀川	不動川	淀谷川	山城町山ノ上	0.61	花崗岩	有	有	
1	す011	一級	淀川	鳴子川	桜峠谷川	山城町神童子	0.07	花崗岩			
1	す014	一級	淀川	鳴子川	神童子北谷	山城町神童子	0.00	花崗岩			
1	す016	一級	淀川	鳴子川	神童子西谷川	山城町神童子	0.00	花崗岩			
1	す017	一級	淀川	鳴子川	神童子下谷川	山城町神童子	0.01	花崗岩			
2	す012	一級	淀川	鳴子川	神童子上谷	山城町神童子	0.16	花崗岩			

## II 災害予防計画関連資料

### 3) 急傾斜地崩壊危険箇所

ランク	斜面区分	箇所番号	箇所名	所在地		危険箇所概要				備考		
				大字	小字	延長	高さ	傾斜度	地盤の状況	施設の施工状況	急傾斜地崩壊危険区域	がけ崩れ災害
1	自然	せ1001	相楽台	相楽台		60	20	32	強風化岩			
1	自然	せ1002	大谷Ⅰ	木津	大谷	40	12	37	強風化岩			
1	自然	せ1003	鹿背山Ⅰ	鹿背山	鹿曲田	80	28	30				
1	自然	せ1004	鹿背山Ⅱ	鹿背山	鹿曲田	150	22	37			有	
1	自然	せ1006	鹿背山Ⅳ	鹿背山	鹿曲田	150	20	35	強風化岩	有	有	
1	自然	せ1008	土師山	相楽	土師山	450	24	30				
1	自然	せ1010	高座	市坂	高座	210	10	30	強風化岩			
1	自然	せ1011	大谷Ⅱ	木津	大谷	170	26	30	強風化岩			
1	自然	せ1013	内田山Ⅰ	木津	内田山	110	6	30				
1	自然	せ2003	幣羅坂Ⅱ	市坂	幣羅坂	50	12	30	強風化岩			
2	自然	せ2002	幣羅坂Ⅰ	市坂	幣羅坂	70	12	37	強風化岩			
2	自然	せ2004	今井谷	梅谷	今井谷	50	16	30	強風化岩			
2	自然	せ2005	池ノ谷	梅谷	池ノ谷	60	18	30	強風化岩			
2	自然	せ2006	宮ノ谷	梅谷	宮ノ谷	50	8	30	強風化岩			
2	自然	せ2007	内田山Ⅱ	木津	内田山	30	12	32	強風化岩			
2	自然	せ2008	今城	木津	今城	50	12	32	強風化岩			
2	自然	せ2009	荒堀Ⅰ	鹿背山	荒堀	40	16	30				
2	自然	せ2010	鹿背山Ⅴ	鹿背山	鹿曲田	100	12	37				
2	自然	せ2011	鹿背山Ⅵ	鹿背山	鹿曲田	100	14	40				
2	自然	せ2012	鹿背山Ⅶ	鹿背山	鹿曲田	40	14	32		有	有	
2	自然	せ2013	大木谷	鹿背山	大木谷	100	24	30				
2	自然	せ2014	北畑	市坂	北畑	70	11	30				
2	自然	せ2015	久保川	市坂	久保川	110	11	30	強風化岩			
2	自然	せ2018	切通	鹿背山	切通	150	25	30				
2	自然	せ2019	東大平	鹿背山	東大平	190	12	30				
2	自然	せ2021	荒堀Ⅱ	鹿背山	荒堀	50	6	30				
2	自然	せ1012	片山	木津	片山	140	32	30				
1	自然	そ1001	北下手	加茂町北下手	北下手	210	16	30				
1	自然	そ1002	森	加茂町森	中垣外	90	12	30	強風化岩			
1	自然	そ1003	南下手Ⅰ	加茂町南下手	大和垣	160	22	35	強風化岩			
1	自然	そ1004	浅生	加茂町尻枝	浅生	100	26	35				
1	自然	そ1005	浦城	加茂町尻枝	浦城	340	10	30				
1	自然	そ1006	大野Ⅰ	加茂町大野	大野	360	70	40	強風化岩		有	
1	自然	そ1007	大野Ⅱ	加茂町大野	大野	80	30	30				
1	自然	そ1008	大野Ⅲ	加茂町大野	大野	120	64	40	火山破屑物			
1	自然	そ1009	観音寺Ⅰ	加茂町観音寺	北貝戸	160	66	30	火山破屑物			
1	自然	そ1010	二本松	加茂町里	薬井谷	230	8	30	強風化岩	有	有	
1	自然	そ1011	井平尾	加茂町井平尾	八王寺	90	36	40				
1	自然	そ1012	北兎並	加茂町兎並	北兎並	170	16	30				
1	自然	そ1013	例幣	加茂町例幣	上ノ垣内	60	8	30	強風化岩			
1	自然	そ1014	下平岡	加茂町岡崎	下平岡	120	8	30	火山破屑物			
1	自然	そ1015	大野Ⅳ	加茂町大野	宮ノ谷	110	60	60				
1	自然	そ1019	岡崎	加茂町岡崎	東垣外	160	12	30	火山破屑物	有	有	
2	自然	そ2001	美波	加茂町美波	南	60	10	30	火山破屑物			
2	自然	そ2002	下垣内	加茂町南下手	下垣外	40	15	30				
2	自然	そ2003	高去	加茂町高去	繩手	50	26	35				
2	自然	そ2004	上程城	加茂町尻枝	上程城	100	16	30				
2	自然	そ2005	下程城	加茂町尻枝	下程城	100	26	35				
2	自然	そ2006	繩手	加茂町尻枝	繩手	70	12	30				
2	自然	そ2007	中屋敷	加茂町辻	中屋敷	60	10	30				
2	自然	そ2008	湯谷	加茂町大畑	湯谷	40	22	35				

## II 災害予防計画関連資料

ランク	斜面区分	箇所番号	箇所名	所在地		危険箇所概要				備考		
				大字	小字	延長	高さ	傾斜度	地盤の状況	施設の施工状況	急傾斜地崩壊危険区域	がけ崩れ災害
2	自然	そ2009	上下谷	加茂町岩船	上下大	60	16	30				
2	自然	そ2010	畠垣外	加茂町岩船	畠垣外	70	18	30				
2	自然	そ2011	井手口Ⅰ	加茂町東小下	井手口	30	12	30				
2	自然	そ2012	井手口Ⅱ	加茂町東小上	井手口	60	16	30				
2	自然	そ2013	東谷	加茂町東小上	東谷	160	16	30				
2	自然	そ2014	札場	加茂町西山	札場	110	20	40				
2	自然	そ2015	観音寺Ⅱ	加茂町観音寺	北貝戸	30	18	30				
2	自然	そ2016	薬井谷	加茂町里	薬井谷	60	14	30	強風化岩			
2	自然	そ2017	口薬井	加茂町里	口薬井	40	70	30				
2	自然	そ2018	北兎並Ⅱ	加茂町兎並	北兎並	150	18	35	火山破屑物			
2	自然	そ2019	小防院	加茂町兎並	小防院	90	22	35	強風化岩			
2	自然	そ2020	岩尾	加茂町北	岩尾	40	13	30				
2	自然	そ2021	奥畠	加茂町奥畠	蠅ヶ屋根	50	22	30				
2	自然	そ2022	城垣外	加茂町西	城垣外	90	18	30				
2	自然	そ2023	山畠	加茂町西	山畠	100	60	35				
2	自然	そ2024	上垣外	加茂町辻	上垣外	110	35	30			有	
2	自然	そ2025	上ノ上	加茂町大畠	上ノ上	130	25	32				
2	自然	そ2026	上ノ門	加茂町岩船	上ノ門	120	34	30				
2	自然	そ2031	西山	加茂町西	西山	140	55	45				
3	自然	そ3005	和所	加茂町勝風	和所	190	30	35	強風化岩			
1	自然	す1001	山口Ⅰ	山城町綺田	山際	200	48	30	火山破屑物			
1	自然	す1002	山口Ⅱ	山城町綺田	山口	200	36	42		有	有	
1	自然	す1003	不晴谷Ⅰ	山城町神童子	不晴谷	90	18	47				
1	自然	す1004	不晴谷Ⅱ	山城町神童子	不晴谷	140	28	40			有	
1	自然	す1005	不晴谷Ⅲ	山城町神童子	不晴谷	180	36	45	火山破屑物			
1	自然	す1006	不晴谷Ⅳ	山城町神童子	不晴谷	110	36	42	火山破屑物			
1	自然	す1007	不晴谷Ⅴ	山城町神童子	不晴谷	90	24	35				
2	自然	す2001	山ノ上Ⅰ	山城町綺田	山ノ上	50	10	30				
2	自然	す2002	城山	山城町平尾	城山	50	26	40				
2	自然	す2003	不晴谷Ⅵ	山城町神童子	不晴谷	30	22	40				
2	自然	す2004	不晴谷Ⅶ	山城町神童子	不晴谷	90	18	30				
2	自然	す2005	不晴谷Ⅷ	山城町神童子	芳野谷	70	10	32				
2	自然	す2006	不晴谷Ⅸ	山城町神童子	芳野谷	60	12	37				
2	自然	す2007	不晴谷Ⅹ	山城町神童子	不晴谷	110	24	42				
2	自然	す2008	西ヶ峰	山城町椿井	西ヶ峰	120	10	30				
2	自然	す2012	山口Ⅲ	山城町綺田	山口	70	17	30				
2	自然	す2014	三階	山城町椿井	三階	100	8	30	強風化岩			

(出典：土砂災害危険箇所点検マップ（平成15年5月修正版）京都府)

## II 災害予防計画関連資料

### (2) 土砂災害警戒区域等

地区	No.	区域番号	区域名	自然現象の種類	指定年月日	指定区域の種類
木津町鹿背山地区	1	せ 005	古寺川	土石流	平成 21 年 3 月 27 日	警戒
木津町鹿背山地区	2	せ 006	上鹿曲田川	土石流	平成 21 年 3 月 27 日	警戒
木津町鹿背山地区	3	せ 007-1	中鹿曲田川 1	土石流	平成 21 年 3 月 27 日	警戒／特別警戒
木津町鹿背山地区	4	せ 007-2	中鹿曲田川 2	土石流	平成 21 年 3 月 27 日	警戒／特別警戒
木津町鹿背山地区	5	せ 008	下鹿曲田川	土石流	平成 21 年 3 月 27 日	警戒
木津町鹿背山地区	6	せ 009	大井手川支溪	土石流	平成 21 年 3 月 27 日	警戒
木津町鹿背山地区	7	せ 501	荒堀谷	土石流	平成 21 年 3 月 27 日	警戒
木津町鹿背山地区	8	せ 1003	鹿背山 A	急傾斜地の崩壊	平成 21 年 3 月 27 日	警戒／特別警戒
木津町鹿背山地区	9	せ 1004-1	鹿背山 B	急傾斜地の崩壊	平成 21 年 3 月 27 日	警戒／特別警戒
木津町鹿背山地区	10	せ 1004-2	鹿背山 H	急傾斜地の崩壊	平成 21 年 3 月 27 日	警戒／特別警戒
木津町鹿背山地区	11	せ 1006-2	鹿背山 I	急傾斜地の崩壊	平成 31 年 3 月 15 日	警戒／特別警戒
木津町鹿背山地区	12	せ 2009	荒堀 A	急傾斜地の崩壊	平成 21 年 3 月 27 日	警戒／特別警戒
木津町鹿背山地区	13	せ 2010-1	鹿背山 E	急傾斜地の崩壊	平成 21 年 3 月 27 日	警戒／特別警戒
木津町鹿背山地区	14	せ 2010-2	鹿背山 J	急傾斜地の崩壊	平成 21 年 3 月 27 日	警戒／特別警戒
木津町鹿背山地区	15	せ 2011	鹿背山 F	急傾斜地の崩壊	平成 21 年 3 月 27 日	警戒／特別警戒
木津町鹿背山地区	16	せ 2012-1	鹿背山 G	急傾斜地の崩壊	平成 21 年 3 月 27 日	警戒／特別警戒
木津町鹿背山地区	17	せ 2012-2	鹿背山 K	急傾斜地の崩壊	平成 21 年 3 月 27 日	警戒／特別警戒
木津町鹿背山地区	18	せ 2013	大木谷	急傾斜地の崩壊	平成 21 年 3 月 27 日	警戒／特別警戒
木津町鹿背山地区	19	せ 1006-1	鹿背山 D	急傾斜地の崩壊	平成 31 年 3 月 15 日	警戒／特別警戒
木津町鹿背山地区	20	せ 2013-2	小沢	急傾斜地の崩壊	平成 31 年 3 月 15 日	警戒／特別警戒
木津町鹿背山地区	21	せ 2018-2	熊ヶ崎	急傾斜地の崩壊	平成 31 年 3 月 15 日	警戒／特別警戒
木津町鹿背山地区	22	せ 2018-3	鎌研	急傾斜地の崩壊	平成 31 年 3 月 15 日	警戒／特別警戒
木津町鹿背山地区	23	せ 2019-4	西大平 A	急傾斜地の崩壊	平成 31 年 3 月 15 日	警戒／特別警戒
木津町鹿背山地区	24	せ 2019-5	西大平 B	急傾斜地の崩壊	平成 31 年 3 月 15 日	警戒／特別警戒
木津町鹿背山地区	25	せ 2019-6	西大平 C	急傾斜地の崩壊	平成 31 年 3 月 15 日	警戒／特別警戒
木津町鹿背山地区	26	せ 1006-3	鹿背山 C	急傾斜地の崩壊	令和 5 年 6 月 6 日	警戒／特別警戒
木津町市坂地区	1	せ 2002	幣羅坂 A	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
木津町市坂地区	2	せ 2003	幣羅坂 B	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
木津町市坂地区	3	せ 2003-1	高座	急傾斜地の崩壊	令和 5 年 1 月 20 日	警戒／特別警戒
木津町市坂地区	4	せ 506	幣羅坂 1	土石流	平成 31 年 3 月 15 日	警戒
木津町梅谷地区	1	せ 2006	富ノ谷	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒
木津町梅谷地区	2	せ 504	池の谷 1	土石流	平成 31 年 3 月 15 日	警戒
木津町梅谷地区	3	せ 2004	今井谷 A	急傾斜地の崩壊	平成 31 年 3 月 15 日	警戒／特別警戒
木津町梅谷地区	4	せ 2004-2	今井谷 B	急傾斜地の崩壊	平成 31 年 3 月 15 日	警戒／特別警戒
木津町梅谷地区	5	せ 2005	池ノ谷 A	急傾斜地の崩壊	平成 31 年 3 月 15 日	警戒／特別警戒
木津町木津地区	1	せ 2007	内田山 B	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
木津町木津地区	2	せ 2008-1	今城 A	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
木津町木津地区	3	せ 2008-2	今城 B	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
木津町木津地区	4	新せ 1003	大谷 1	土石流	平成 31 年 3 月 15 日	警戒／特別警戒
木津町木津地区	5	せ 1002	大谷 A	急傾斜地の崩壊	平成 31 年 3 月 15 日	警戒／特別警戒
木津町木津地区	6	せ 1012	片山	急傾斜地の崩壊	平成 31 年 3 月 15 日	警戒
木津町木津地区	7	せ 1013	内田山 A	急傾斜地の崩壊	平成 31 年 3 月 15 日	警戒／特別警戒
木津町木津地区	8	せ 2019-2	白口 A	急傾斜地の崩壊	平成 31 年 3 月 15 日	警戒／特別警戒
木津町木津地区	9	せ 2019-3	白口 B	急傾斜地の崩壊	平成 31 年 3 月 15 日	警戒／特別警戒
木津町相楽地区	1	せ 1001	相楽谷	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
木津町相楽地区	2	せ 1008-1	土師山 A	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
木津町相楽地区	3	せ 1008-2	土師山 B	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
木津町相楽地区	4	せ 1008-3	土師山 C	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
木津町城山台地区	1	新せ 1002	糠田	土石流	平成 31 年 3 月 15 日	警戒
木津町城山台地区	2	新せ 1004	大谷 2	土石流	平成 31 年 3 月 15 日	警戒／特別警戒
木津町城山台地区	3	新せ 3002	梅谷	土石流	平成 31 年 3 月 15 日	警戒
木津町城山台地区	4	新せ 3003	今井谷 1	土石流	平成 31 年 3 月 15 日	警戒

## II 災害予防計画関連資料

地区	No.	区域番号	区域名	自然現象の種類	指定年月日	指定区域の種類
木津町木津川台地区	1	せ 1007	木津川台 7 丁目	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 4 月 9 日	警戒／特別警戒
木津町木津川台地区	2	せ 1007-2	木津川台 1 丁目	急傾斜地の崩壊	令和 5 年 1 月 20 日	警戒／特別警戒
木津町吐師地区	1	せ 1009	坊ヶ谷	急傾斜地の崩壊	令和 5 年 1 月 20 日	警戒／特別警戒
木津町州見台地区	1	せ 2020-1	州見台 4 丁目・5 丁目	急傾斜地の崩壊	令和 5 年 1 月 20 日	警戒／特別警戒
木津町州見台地区	2	せ 2020-2	州見台 3 丁目 A	急傾斜地の崩壊	令和 5 年 1 月 20 日	警戒／特別警戒
加茂町大野地区	1	そ 015	岩谷川 1	土石流	平成 21 年 3 月 27 日	警戒／特別警戒
加茂町大野地区	2	そ 017	宮の谷川	土石流	平成 21 年 3 月 27 日	警戒／特別警戒
加茂町大野地区	3	新そ 2011	南久保川 3	土石流	(警戒) 平成 24 年 3 月 16 日 (特別警戒) 平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町大野地区	4	新そ 2014	岩谷川 2	土石流	(警戒) 平成 21 年 3 月 27 日 (特別警戒) 平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町大野地区	5	そ 1006-1	大野 I A	急傾斜地の崩壊	平成 21 年 3 月 27 日	警戒／特別警戒
加茂町大野地区	6	そ 1006-2	大野 I B	急傾斜地の崩壊	平成 21 年 3 月 27 日	警戒／特別警戒
加茂町大野地区	7	そ 1006-3	大野 I C	急傾斜地の崩壊	平成 21 年 3 月 27 日	警戒／特別警戒
加茂町大野地区	8	新そ 2012	南久保川 2	土石流	平成 22 年 3 月 19 日	警戒
加茂町大野地区	9	そ 013	南久保川 1	土石流	平成 22 年 3 月 19 日	警戒／特別警戒
加茂町大野地区	10	そ 1015	大野IV	急傾斜地の崩壊	平成 22 年 3 月 19 日	警戒／特別警戒
加茂町大野地区	11	そ 1008-1	大野III A	急傾斜地の崩壊	平成 22 年 3 月 19 日	警戒／特別警戒
加茂町大野地区	12	そ 1008-2	大野III B	急傾斜地の崩壊	平成 22 年 3 月 19 日	警戒／特別警戒
加茂町大野地区	13	そ 1007	大野 II	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町大野地区	14	新そ 3022-1	丑谷	急傾斜地の崩壊	令和 5 年 6 月 6 日	警戒／特別警戒
加茂町大野地区	15	新そ 3022-2	中字祢	急傾斜地の崩壊	令和 5 年 6 月 6 日	警戒／特別警戒
加茂町井平尾地区	1	そ 1014-5	下平岡 E	急傾斜地の崩壊	平成 23 年 3 月 18 日	警戒／特別警戒
加茂町井平尾地区	2	そ 027	流岡山川	土石流	平成 25 年 3 月 12 日	警戒
加茂町井平尾地区	3	そ 1011-1	井平尾 A	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町井平尾地区	4	そ 1011-2	井平尾 B	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町井平尾地区	5	そ 1014-2	下平岡 B	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町井平尾地区	6	新そ 3023	湾漂山	急傾斜地の崩壊	令和 5 年 6 月 6 日	警戒／特別警戒
加茂町兎並地区	1	そ 030	新川支渓	土石流	平成 22 年 3 月 19 日	警戒／特別警戒
加茂町兎並地区	2	新そ 1006	寺山川	土石流	平成 22 年 3 月 19 日	警戒
加茂町兎並地区	3	そ 029-1	灯明寺川 1	土石流	平成 22 年 3 月 19 日	警戒
加茂町兎並地区	4	そ 029-2	灯明寺川 2	土石流	平成 22 年 3 月 19 日	警戒
加茂町兎並地区	5	新そ 1007	六丁山川	土石流	平成 22 年 3 月 19 日	警戒
加茂町兎並地区	6	そ 1012-1	北兎並 A	急傾斜地の崩壊	平成 22 年 3 月 19 日	警戒／特別警戒
加茂町兎並地区	7	そ 1012-2	北兎並 B	急傾斜地の崩壊	平成 22 年 3 月 19 日	警戒／特別警戒
加茂町兎並地区	8	そ 2018-1	北兎並 II A	急傾斜地の崩壊	平成 22 年 3 月 19 日	警戒／特別警戒
加茂町兎並地区	9	そ 2019-1	小防院 A	急傾斜地の崩壊	平成 22 年 3 月 19 日	警戒／特別警戒
加茂町兎並地区	10	そ 2019-2	小防院 B	急傾斜地の崩壊	平成 22 年 3 月 19 日	警戒／特別警戒
加茂町兎並地区	11	7	兎並	地滑り	平成 27 年 8 月 25 日	警戒
加茂町美浪地区	1	そ 2001-1	美波 A	急傾斜地の崩壊	平成 22 年 3 月 19 日	警戒／特別警戒
加茂町美浪地区	2	そ 2001-2	美波 B	急傾斜地の崩壊	平成 22 年 3 月 19 日	警戒／特別警戒
加茂町美浪地区	3	そ 2001-3	美波 C	急傾斜地の崩壊	平成 22 年 3 月 19 日	警戒／特別警戒
加茂町美浪地区	4	そ 2001-4	美波 D	急傾斜地の崩壊	平成 22 年 3 月 19 日	警戒／特別警戒
加茂町美浪地区	5	新そ 1008	新川	土石流	平成 22 年 3 月 19 日	警戒
加茂町美浪地区	6	8	美波	地滑り	平成 27 年 8 月 25 日	警戒
加茂町辻地区	1	新そ 3017	中屋敷 II	急傾斜地の崩壊	平成 22 年 3 月 19 日	警戒／特別警戒
加茂町辻地区	2	そ 2007	中屋敷	急傾斜地の崩壊	平成 22 年 3 月 19 日	警戒／特別警戒
加茂町辻地区	3	そ 2024-1	上垣外 I	急傾斜地の崩壊	平成 22 年 3 月 19 日	警戒／特別警戒
加茂町辻地区	4	そ 2024-2	上垣外 II	急傾斜地の崩壊	平成 31 年 3 月 15 日	警戒／特別警戒

## II 災害予防計画関連資料

地区	No.	区域番号	区域名	自然現象の種類	指定年月日	指定区域の種類
加茂町辻地区	5	そ 2007-2	下垣外	急傾斜地の崩壊	令和 5 年 1 月 20 日	警戒／特別警戒
加茂町辻地区	6	新そ 3017-2	広垣外	急傾斜地の崩壊	令和 5 年 6 月 6 日	警戒／特別警戒
加茂町辻地区	7	そ 2024-3	上垣外 I A	急傾斜地の崩壊	令和 5 年 6 月 6 日	警戒／特別警戒
加茂町辻地区	8	そ 2007-3	中垣外 A	急傾斜地の崩壊	令和 5 年 6 月 6 日	警戒／特別警戒
加茂町観音寺地区	1	新そ 2015	北森ノ谷川 2	土石流	平成 23 年 3 月 18 日	警戒／特別警戒
加茂町観音寺地区	2	そ 020	北森ノ谷川 1	土石流	平成 23 年 3 月 18 日	警戒
加茂町観音寺地区	3	新そ 2013	北森ノ谷川 3	土石流	平成 23 年 3 月 18 日	警戒
加茂町観音寺地区	4	そ 019	森ノ谷川	土石流	平成 23 年 3 月 18 日	警戒
加茂町観音寺地区	5	そ 018	三条川	土石流	平成 23 年 3 月 18 日	警戒
加茂町観音寺地区	6	そ 507	峠川	土石流	平成 23 年 3 月 18 日	警戒
加茂町観音寺地区	7	そ 2015	観音寺 II	急傾斜地の崩壊	平成 23 年 3 月 18 日	警戒／特別警戒
加茂町観音寺地区	8	そ 1009-1	観音寺 I A	急傾斜地の崩壊	平成 23 年 3 月 18 日	警戒／特別警戒
加茂町観音寺地区	9	そ 1009-2	観音寺 I B	急傾斜地の崩壊	平成 23 年 3 月 18 日	警戒／特別警戒
加茂町観音寺地区	10	そ 1009-3	観音寺 I C	急傾斜地の崩壊	平成 23 年 3 月 18 日	警戒／特別警戒
加茂町観音寺地区	11	そ 1009-4	観音寺 I D	急傾斜地の崩壊	平成 23 年 3 月 18 日	警戒／特別警戒
加茂町法花寺野地区	1	そ 010-1	富田川 1	土石流	平成 23 年 3 月 18 日	警戒／特別警戒
加茂町法花寺野地区	2	そ 010-2	富田川 2	土石流	平成 23 年 3 月 18 日	警戒
加茂町岡崎地区	1	そ 1014-1	下平岡 A	急傾斜地の崩壊	平成 23 年 3 月 18 日	警戒／特別警戒
加茂町岡崎地区	2	そ 1014-3	下平岡 C	急傾斜地の崩壊	平成 23 年 3 月 18 日	警戒／特別警戒
加茂町岡崎地区	3	そ 1014-6	下平岡 F	急傾斜地の崩壊	平成 23 年 3 月 18 日	警戒／特別警戒
加茂町岡崎地区	4	そ 1014-4	下平岡 D	急傾斜地の崩壊	平成 23 年 3 月 18 日	警戒／特別警戒
加茂町岡崎地区	5	そ 1019-1	岡崎 A	急傾斜地の崩壊	平成 23 年 3 月 18 日	警戒／特別警戒
加茂町岡崎地区	6	そ 1019-2	岡崎 B	急傾斜地の崩壊	平成 23 年 3 月 18 日	警戒
加茂町岡崎地区	7	そ 1019-3	岡崎 C	急傾斜地の崩壊	平成 23 年 3 月 18 日	警戒／特別警戒
加茂町岡崎地区	8	そ 1019-4	東垣内 A	急傾斜地の崩壊	令和 5 年 1 月 20 日	警戒／特別警戒
加茂町岡崎地区	9	そ 1019-5	東垣内 B	急傾斜地の崩壊	令和 5 年 1 月 20 日	警戒／特別警戒
加茂町岩船地区	1	そ 2009-1	上下谷 A	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町岩船地区	2	そ 2009-2	上下谷 B	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町岩船地区	3	そ 2009-3	上下谷 C	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町岩船地区	4	そ 2009-4	上下谷 D	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町岩船地区	5	そ 2009-5	上下谷 E	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町岩船地区	6	そ 2010-1	畠垣外 A	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町岩船地区	7	そ 2010-2	畠垣外 B	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒
加茂町岩船地区	8	そ 2010-3	畠垣外 C	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町岩船地区	9	そ 2010-4	畠垣外 D	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町岩船地区	10	そ 2026-1	上ノ門 A	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町岩船地区	11	そ 2026-2	上ノ門 B	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町岩船地区	12	そ 2026-3	上ノ門 C	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町岩船地区	13	そ 2026-4	上ノ門 D	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町岩船地区	14	そ 2026-5	上ノ門 E	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町岩船地区	15	そ 2026-6	上ノ門 F	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町岩船地区	16	そ 2026-7	上ノ門 G	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町岩船地区	17	そ 2009-6	上下大	急傾斜地の崩壊	令和 5 年 6 月 6 日	警戒／特別警戒
加茂町岩船地区	18	新そ 3025	ガンド	急傾斜地の崩壊	令和 5 年 6 月 6 日	警戒／特別警戒
加茂町大畑地区	1	そ 2008	湯谷 I	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町大畑地区	2	そ 2025-1	上ノ上 I A	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町大畑地区	3	そ 2025-2	上ノ上 I B	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町大畑地区	4	新そ 3011-1	湯谷 II A	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒
加茂町大畑地区	5	新そ 3011-2	湯谷 II B	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町大畑地区	6	新そ 3011-3	湯谷 II C	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町大畑地区	7	新そ 3011-4	湯谷 II D	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町大畑地区	8	新そ 3011-5	湯谷 II E	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町大畑地区	9	新そ 3012	上ノ上 II	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町大畑地区	10	新そ 3026-1	アヤゴ A	急傾斜地の崩壊	令和 5 年 6 月 6 日	警戒／特別警戒

## II 災害予防計画関連資料

地区	No.	区域番号	区域名	自然現象の種類	指定年月日	指定区域の種類
加茂町大畠地区	11	新そ 3026-2	アヤゴB	急傾斜地の崩壊	令和 5 年 6 月 6 日	警戒／特別警戒
加茂町奥畠地区	1	そ 031	宮ノ谷川	土石流	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町奥畠地区	2	そ 512	土谷川	土石流	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町奥畠地区	3	そ 514	西ノ谷川	土石流	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町奥畠地区	4	そ 2021-1	奥畠 I A	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町奥畠地区	5	そ 2021-2	奥畠 I B	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町奥畠地区	6	そ 2021-3	奥畠 I C	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町奥畠地区	7	そ 2021-4	奥畠 I D	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町奥畠地区	8	そ 2021-5	奥畠 I E	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町奥畠地区	9	そ 2021-6	奥畠 I F	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町奥畠地区	10	そ 2021-7	奥畠 I G	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町奥畠地区	11	そ 2021-8	奥畠 I H	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町奥畠地区	12	そ 2021-9	奥畠 I I	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町奥畠地区	13	新そ 3018	奥畠 II	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町奥畠地区	14	新そ 3019-1	前山	急傾斜地の崩壊	令和 5 年 6 月 6 日	警戒／特別警戒
加茂町奥畠地区	15	新そ 3019-2	西ノ谷 A	急傾斜地の崩壊	令和 5 年 6 月 6 日	警戒／特別警戒
加茂町奥畠地区	16	新そ 3019-3	西ノ谷 B	急傾斜地の崩壊	令和 5 年 6 月 6 日	警戒／特別警戒
加茂町北地区	1	そ 2018-2	北兎並 II B	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町北下手地区	1	そ 1001-1	北下手 A	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町北下手地区	2	そ 1001-7	北下手 G	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町北下手地区	3	そ 1001-13	北下手 M	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町里地区	1	そ 012	薺井谷川	土石流	平成 25 年 3 月 12 日	警戒
加茂町里地区	2	そ 506	上田川	土石流	平成 25 年 3 月 12 日	警戒
加茂町里地区	3	そ 1010-1	二本松 A	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町里地区	4	そ 1010-2	二本松 B	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町里地区	5	そ 2016	薺井谷	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町里地区	6	そ 2017	口薺井	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町里地区	7	新そ 3024	大山路 A	急傾斜地の崩壊	令和 5 年 6 月 6 日	警戒／特別警戒
加茂町勝風地区	1	そ 3005-1	勝風 A	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町勝風地区	2	そ 3005-2	勝風 B	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町勝風地区	3	そ 3005-3	勝風 C	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町尻枝地区	1	そ 1004-1	浅生 A	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町尻枝地区	2	そ 1004-2	浅生 B	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町尻枝地区	3	そ 1004-3	浅生 C	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町尻枝地区	4	そ 1004-4	浅生 D	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町尻枝地区	5	そ 1005-1	浦城 A	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町尻枝地区	6	そ 1005-2	浦城 B	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町尻枝地区	7	そ 1005-3	浦城 C	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町尻枝地区	8	そ 1005-4	浦城 D	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町尻枝地区	9	そ 1005-5	浦城 E	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町尻枝地区	10	そ 1005-6	浦城 F	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町尻枝地区	11	そ 2004	上程城	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町尻枝地区	12	そ 2005-1	下程城 I	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町尻枝地区	13	そ 2005-2	下程城 III	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町尻枝地区	14	そ 2006	縄手	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町尻枝地区	15	新そ 3015-1	上程城 II A	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町尻枝地区	16	新そ 3015-2	上程城 II B	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町尻枝地区	17	そ 2005-5	下程城 I A	急傾斜地の崩壊	令和 5 年 6 月 6 日	警戒／特別警戒
加茂町尻枝地区	18	そ 2006-2	縄手 A	急傾斜地の崩壊	令和 5 年 6 月 6 日	警戒／特別警戒
加茂町錢司地区	1	そ 001	北垣内川	土石流	平成 25 年 3 月 12 日	警戒
加茂町錢司地区	2	そ 003	本照寺川	土石流	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町錢司地区	3	そ 501	西金谷川	土石流	平成 25 年 3 月 12 日	警戒
加茂町錢司地区	4	新そ 3021-1	金谷	急傾斜地の崩壊	令和 5 年 6 月 6 日	警戒／特別警戒
加茂町錢司地区	5	新そ 3021-2	宮小谷	急傾斜地の崩壊	令和 5 年 6 月 6 日	警戒／特別警戒

## II 災害予防計画関連資料

地区	No.	区域番号	区域名	自然現象の種類	指定年月日	指定区域の種類
加茂町高去地区	1	そ 2003-1	高去ⅠA	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町高去地区	2	そ 2003-2	高去ⅠB	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町高去地区	3	新そ 3014	高去Ⅱ	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町高去地区	4	そ 2003-3	垣内	急傾斜地の崩壊	令和 5 年 1 月 20 日	警戒／特別警戒
加茂町高去地区	5	そ 2003-4	峰垣内	急傾斜地の崩壊	令和 5 年 6 月 6 日	警戒／特別警戒
加茂町西地区	1	そ 005	宮ノ浦川	土石流	平成 25 年 3 月 12 日	警戒
加茂町西地区	2	そ 006	鳶竜寺川	土石流	平成 25 年 3 月 12 日	警戒
加茂町西地区	3	そ 007	山畑川	土石流	平成 25 年 3 月 12 日	警戒
加茂町西地区	4	そ 008	上山川	土石流	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町西地区	5	そ 009	沢田川	土石流	平成 25 年 3 月 12 日	警戒
加茂町西地区	6	そ 503	西上山川	土石流	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町西地区	7	そ 2022	城垣外	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町西地区	8	そ 2023	山畑	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町西地区	9	そ 2031	西山	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町西小地区	1	そ 011	峯畑川	土石流	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町西小地区	2	そ 2014-1	札場 A	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町西小地区	3	そ 2014-2	札場 B	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町西小地区	4	そ 2014-4	札場 D	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町東小上地区	1	そ 028	大谷川	土石流	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町東小上地区	2	そ 2013-2	東谷 B	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町東小上地区	3	そ 2014-3	札場 C	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町東小上地区	4	そ 2013-3	東谷 C	急傾斜地の崩壊	令和 5 年 6 月 6 日	警戒／特別警戒
加茂町東小上地区	5	そ 2013-4	高庭	急傾斜地の崩壊	令和 5 年 6 月 6 日	警戒／特別警戒
加茂町東小下地区	1	そ 2011	井手口 I	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町東小下地区	2	そ 2012-1	井手口 II	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町東小下地区	3	そ 2012-2	井手口 III	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町東小下地区	4	そ 2013	東谷 A	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町東小下地区	5	そ 2011-2	井手口 I A	急傾斜地の崩壊	令和 5 年 6 月 6 日	警戒／特別警戒
加茂町南下手地区	1	そ 1003-1	南下手 I A	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町南下手地区	2	そ 1003-2	南下手 I B	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町南下手地区	3	そ 1003-3	南下手 I C	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町南下手地区	4	そ 1003-4	南下手 I D	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町南下手地区	5	新そ 3016	下程城 II	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町南下手地区	6	新そ 3016-2	浦木戸 A	急傾斜地の崩壊	令和 5 年 6 月 6 日	警戒／特別警戒
加茂町南下手地区	7	新そ 3016-3	浦木戸 B	急傾斜地の崩壊	令和 5 年 6 月 6 日	警戒／特別警戒
加茂町森地区	1	そ 1002-1	森 A	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町森地区	2	そ 1002-2	森 B	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町森地区	3	そ 1002-3	森 C	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町森地区	4	そ 1002-4	森 D	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒
加茂町森地区	5	そ 1002-5	森 E	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒
加茂町森地区	6	そ 1002-6	森 F	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町森地区	7	そ 1002-7	森 G	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町森地区	8	そ 1002-8	森 H	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒
加茂町森地区	9	そ 1002-9	森 I	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町森地区	10	そ 1002-10	森 J	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町森地区	11	そ 2002-1	下垣外 I A	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町森地区	12	そ 2002-2	下垣外 I B	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町森地区	13	新そ 3013	下垣外 II	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町山田地区	1	そ 2020-1	岩尾 A	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町山田地区	2	そ 2020-2	岩尾 B	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町山田地区	3	そ 2020-3	岩尾 C	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町山田地区	4	そ 2020-4	岩尾 D	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒
加茂町北山ノ上地区	1	6	山之上	地滑り	平成 27 年 8 月 25 日	警戒
加茂町例幣地区	1	そ 004	前川	土石流	平成 25 年 3 月 12 日	警戒

## II 災害予防計画関連資料

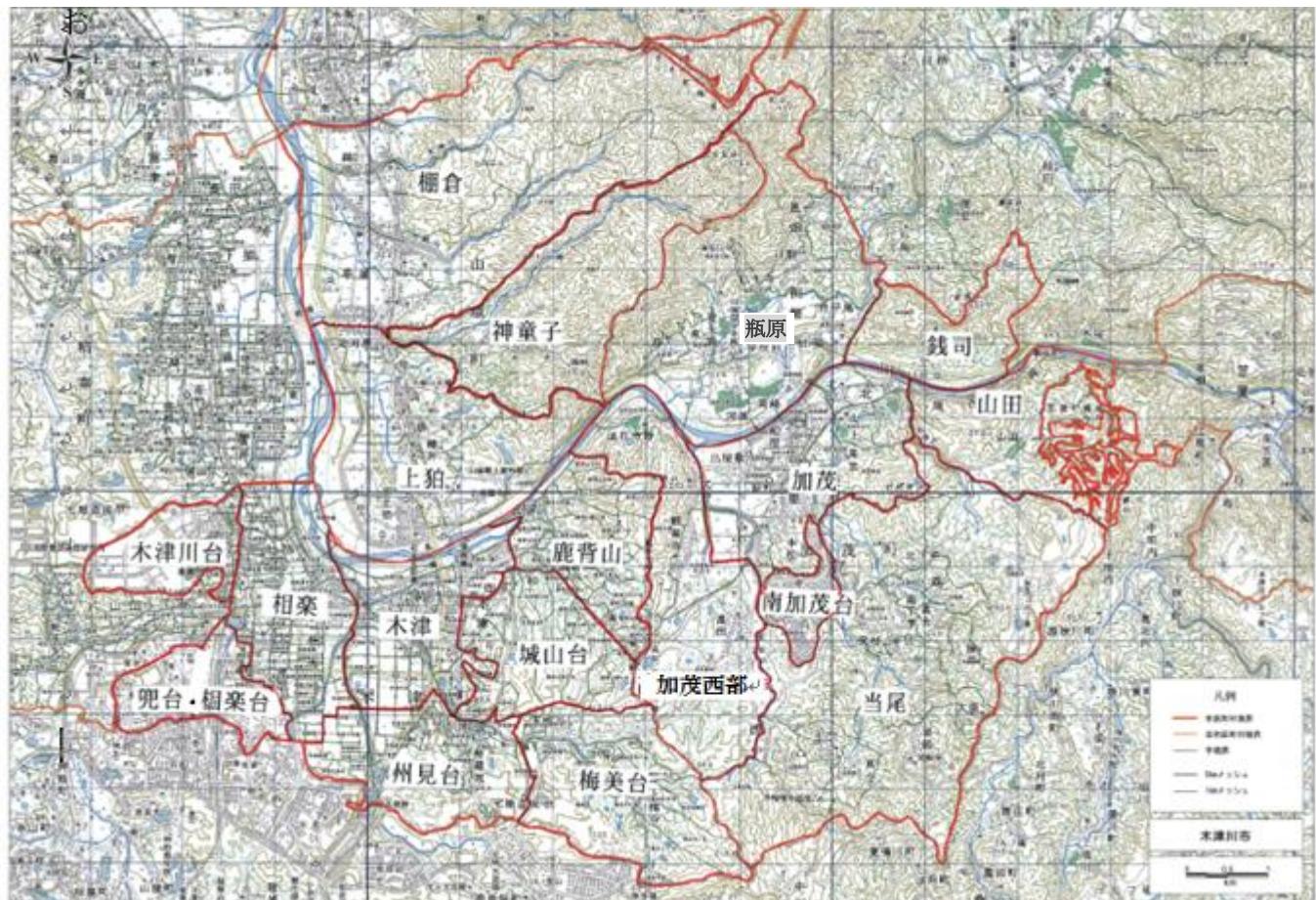
地区	No.	区域番号	区域名	自然現象の種類	指定年月日	指定区域の種類
加茂町例幣地区	2	そ 022	祇園神社川	土石流	平成 25 年 3 月 12 日	警戒
加茂町例幣地区	3	そ 024	蛇吉川	土石流	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町例幣地区	4	そ 025	新谷川	土石流	平成 25 年 3 月 12 日	警戒
加茂町例幣地区	5	そ 026	青木谷川	土石流	平成 25 年 3 月 12 日	警戒
加茂町例幣地区	6	そ 509	後山川	土石流	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町例幣地区	7	新そ 1001	大井谷川	土石流	平成 25 年 3 月 12 日	警戒
加茂町例幣地区	8	新そ 1002	大井谷川支溪	土石流	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町例幣地区	9	新そ 2001	東山川	土石流	平成 25 年 3 月 12 日	警戒
加茂町例幣地区	10	そ 1013	上ノ垣内	急傾斜地の崩壊	令和 5 年 1 月 20 日	警戒
加茂町例幣地区	11	新そ 3020-1	海住山境外 A	急傾斜地の崩壊	令和 5 年 6 月 6 日	警戒／特別警戒
加茂町例幣地区	12	新そ 3020-2	海住山境外 B	急傾斜地の崩壊	令和 5 年 6 月 6 日	警戒／特別警戒
加茂町南加茂台地区	1	そ 3006	南加茂台 1 丁目 A	急傾斜地の崩壊	令和 5 年 1 月 20 日	警戒
加茂町南加茂台地区	2	そ 3007	南加茂台 12 丁目 A	急傾斜地の崩壊	令和 5 年 1 月 20 日	警戒／特別警戒
加茂町南加茂台地区	3	そ 3008-1	南加茂台 4 丁目 A	急傾斜地の崩壊	令和 5 年 11 月 7 日	警戒／特別警戒
加茂町南加茂台地区	4	そ 3008-2	南加茂台 4 丁目 B	急傾斜地の崩壊	令和 5 年 11 月 7 日	警戒／特別警戒
加茂町南加茂台地区	5	そ 3009-1	南加茂台 2 丁目 A	急傾斜地の崩壊	令和 5 年 11 月 7 日	警戒／特別警戒
加茂町南加茂台地区	6	そ 3009-2	南加茂台 2 丁目 B	急傾斜地の崩壊	令和 5 年 11 月 7 日	警戒／特別警戒
加茂町北大門地区	1	そ 2027	仏谷	急傾斜地の崩壊	令和 5 年 1 月 20 日	警戒／特別警戒
加茂町北大門地区	2	そ 2027-2	仏谷 A	急傾斜地の崩壊	令和 5 年 6 月 6 日	警戒／特別警戒
山城町綺田地区	1	す 008	綺原川	土石流	平成 19 年 3 月 9 日	警戒／特別警戒
山城町綺田地区	2	す 007	東光寺谷川	土石流	平成 19 年 3 月 9 日	警戒／特別警戒
山城町綺田地区	3	す 010	淀谷川	土石流	平成 19 年 3 月 9 日	警戒
山城町綺田地区	4	I-す 1001	山口 I	急傾斜地の崩壊	平成 19 年 3 月 9 日	警戒／特別警戒
山城町綺田地区	5	I-す 1001-2	山口 I-2	急傾斜地の崩壊	平成 19 年 3 月 9 日	警戒／特別警戒
山城町綺田地区	6	I-す 1001-3	山口 I-3	急傾斜地の崩壊	平成 19 年 3 月 9 日	警戒／特別警戒
山城町綺田地区	7	I-す 1002	山口 II	急傾斜地の崩壊	平成 19 年 3 月 9 日	警戒／特別警戒
山城町綺田地区	8	II-す 2012	山口 III	急傾斜地の崩壊	平成 19 年 3 月 9 日	警戒／特別警戒
山城町綺田地区	9	II-す 2001	山ノ上 I	急傾斜地の崩壊	平成 19 年 3 月 9 日	警戒
山城町綺田地区	10	II-す 2001-2	山ノ上 II	急傾斜地の崩壊	平成 19 年 3 月 9 日	警戒／特別警戒
山城町綺田地区	11	す 006	小渋川	土石流	平成 31 年 3 月 15 日	警戒
山城町綺田地区	12	新す 3001	渋川	急傾斜地の崩壊	令和 5 年 6 月 6 日	警戒／特別警戒
山城町綺田地区	13	新す 3002	浜	急傾斜地の崩壊	令和 5 年 6 月 6 日	警戒／特別警戒
山城町平尾地区	1	す 009	上垣内川 1	土石流	平成 19 年 3 月 9 日	警戒
山城町平尾地区	2	す 009-2	上垣内川 2	土石流	平成 19 年 3 月 9 日	警戒
山城町平尾地区	3	II-す 2002	城山	急傾斜地の崩壊	平成 19 年 3 月 9 日	警戒／特別警戒
山城町平尾地区	4	新す 3003-2	峰山	急傾斜地の崩壊	令和 5 年 6 月 6 日	警戒／特別警戒
山城町神童子地区	1	す 016	神童子西谷川	土石流	平成 19 年 3 月 9 日	警戒
山城町神童子地区	2	す 017	神童子下谷川	土石流	平成 19 年 3 月 9 日	警戒
山城町神童子地区	3	す 014	神童子北谷	土石流	平成 19 年 3 月 9 日	警戒
山城町神童子地区	4	す 012	神童子上谷	土石流	平成 19 年 3 月 9 日	警戒
山城町神童子地区	5	す 011	桜峠谷川	土石流	平成 19 年 3 月 9 日	警戒／特別警戒
山城町神童子地区	6	す 002	大谷川	土石流	平成 19 年 3 月 9 日	警戒／特別警戒
山城町神童子地区	7	II-す 2018	北原	急傾斜地の崩壊	平成 19 年 3 月 9 日	警戒／特別警戒
山城町神童子地区	8	II-す 2019	菖蒲谷 I	急傾斜地の崩壊	平成 19 年 3 月 9 日	警戒／特別警戒
山城町神童子地区	9	II-す 2020	菖蒲谷 II	急傾斜地の崩壊	平成 19 年 3 月 9 日	警戒／特別警戒
山城町神童子地区	10	II-す 2020-2	菖蒲谷 II-2	急傾斜地の崩壊	平成 19 年 3 月 9 日	警戒／特別警戒
山城町神童子地区	11	II-す 2021	芳野谷 I	急傾斜地の崩壊	平成 19 年 3 月 9 日	警戒／特別警戒
山城町神童子地区	12	II-す 2021-2	芳野谷 I-2	急傾斜地の崩壊	平成 19 年 3 月 9 日	警戒／特別警戒

## II 災害予防計画関連資料

地区	No.	区域番号	区域名	自然現象の種類	指定年月日	指定区域の種類
山城町神童子地区	13	II-す 2022	芳野谷Ⅱ	急傾斜地の崩壊	平成 19 年 3 月 9 日	警戒／特別警戒
山城町神童子地区	14	II-す 2022-2	芳野谷Ⅱ-2	急傾斜地の崩壊	平成 19 年 3 月 9 日	警戒／特別警戒
山城町神童子地区	15	II-す 2022-3	芳野谷Ⅱ-3	急傾斜地の崩壊	平成 19 年 3 月 9 日	警戒／特別警戒
山城町神童子地区	16	I-す 1003	不晴谷Ⅰ	急傾斜地の崩壊	平成 19 年 3 月 9 日	警戒／特別警戒
山城町神童子地区	17	I-す 1003-2	不晴谷Ⅰ-2	急傾斜地の崩壊	平成 19 年 3 月 9 日	警戒／特別警戒
山城町神童子地区	18	I-す 1003-3	不晴谷Ⅰ-3	急傾斜地の崩壊	平成 19 年 3 月 9 日	警戒／特別警戒
山城町神童子地区	19	I-す 1004	不晴谷Ⅱ	急傾斜地の崩壊	平成 31 年 3 月 15 日	警戒／特別警戒
山城町神童子地区	20	I-す 1005	不晴谷Ⅲ	急傾斜地の崩壊	平成 19 年 3 月 9 日	警戒／特別警戒
山城町神童子地区	21	I-す 1005-2	不晴谷Ⅲ-2	急傾斜地の崩壊	平成 19 年 3 月 9 日	警戒／特別警戒
山城町神童子地区	22	I-す 1006	不晴谷Ⅳ	急傾斜地の崩壊	平成 19 年 3 月 9 日	警戒／特別警戒
山城町神童子地区	23	I-す 1007	不晴谷Ⅴ	急傾斜地の崩壊	平成 19 年 3 月 9 日	警戒／特別警戒
山城町神童子地区	24	II-す 2003	不晴谷Ⅵ	急傾斜地の崩壊	平成 19 年 3 月 9 日	警戒／特別警戒
山城町神童子地区	25	II-す 2004	不晴谷Ⅶ	急傾斜地の崩壊	平成 19 年 3 月 9 日	警戒／特別警戒
山城町神童子地区	26	II-す 2004-2	不晴谷Ⅶ-2	急傾斜地の崩壊	平成 19 年 3 月 9 日	警戒／特別警戒
山城町神童子地区	27	II-す 2005	不晴谷Ⅷ	急傾斜地の崩壊	平成 19 年 3 月 9 日	警戒／特別警戒
山城町神童子地区	28	II-す 2005-2	不晴谷Ⅷ-2	急傾斜地の崩壊	平成 19 年 3 月 9 日	警戒／特別警戒
山城町神童子地区	29	II-す 2006	不晴谷Ⅸ	急傾斜地の崩壊	平成 19 年 3 月 9 日	警戒／特別警戒
山城町神童子地区	30	II-す 2006-2	不晴谷Ⅸ-2	急傾斜地の崩壊	平成 19 年 3 月 9 日	警戒／特別警戒
山城町神童子地区	31	II-す 2007	不晴谷Ⅹ	急傾斜地の崩壊	平成 19 年 3 月 9 日	警戒／特別警戒
山城町神童子地区	32	II-す 2007-2	不晴谷Ⅹ-2	急傾斜地の崩壊	平成 19 年 3 月 9 日	警戒／特別警戒
山城町神童子地区	33	II-す 2007-3	不晴谷Ⅹ-3	急傾斜地の崩壊	平成 19 年 3 月 9 日	警戒／特別警戒
山城町神童子地区	34	II-す 2023	不晴谷 A	急傾斜地の崩壊	平成 19 年 3 月 9 日	警戒／特別警戒
山城町神童子地区	35	II-す 2023-2	不晴谷 A-2	急傾斜地の崩壊	平成 19 年 3 月 9 日	警戒／特別警戒
山城町神童子地区	36	I-す 1006-2	不晴谷 B	急傾斜地の崩壊	平成 19 年 3 月 9 日	警戒／特別警戒
山城町神童子地区	37	I-す 1006-3	不晴谷 B-2	急傾斜地の崩壊	平成 19 年 3 月 9 日	警戒／特別警戒
山城町神童子地区	38	I-す 1006-4	不晴谷 B-3	急傾斜地の崩壊	平成 19 年 3 月 9 日	警戒／特別警戒
山城町神童子地区	39	I-す 1004-2	不晴谷 C	急傾斜地の崩壊	平成 19 年 3 月 9 日	警戒／特別警戒
山城町神童子地区	40	I-す 1007-2	不晴谷 D	急傾斜地の崩壊	平成 19 年 3 月 9 日	警戒／特別警戒
山城町神童子地区	41	I-す 1007-3	不晴谷 D-2	急傾斜地の崩壊	平成 19 年 3 月 9 日	警戒／特別警戒
山城町神童子地区	42	II-す 2006-3	不晴谷 E	急傾斜地の崩壊	平成 19 年 3 月 9 日	警戒／特別警戒
山城町神童子地区	43	II-す 2006-4	不晴谷 E-2	急傾斜地の崩壊	平成 19 年 3 月 9 日	警戒／特別警戒
山城町神童子地区	44	II-す 2005-3	不晴谷 F	急傾斜地の崩壊	平成 19 年 3 月 9 日	警戒／特別警戒
山城町神童子地区	45	II-す 2005-4	不晴谷 F-2	急傾斜地の崩壊	平成 19 年 3 月 9 日	警戒／特別警戒
山城町北河原地区	1	II-す 2015	北河原Ⅰ	急傾斜地の崩壊	平成 19 年 3 月 9 日	警戒／特別警戒
山城町北河原地区	2	II-す 2015-2	北河原Ⅰ-2	急傾斜地の崩壊	平成 19 年 3 月 9 日	警戒／特別警戒
山城町北河原地区	3	II-す 2016	北河原Ⅱ	急傾斜地の崩壊	平成 19 年 3 月 9 日	警戒／特別警戒
山城町北河原地区	4	II-す 2017	北河原Ⅲ	急傾斜地の崩壊	平成 19 年 3 月 9 日	警戒／特別警戒
山城町椿井地区	1	す 004	西垣内川	土石流	平成 19 年 3 月 9 日	警戒／特別警戒
山城町椿井地区	2	す 003-2	舟戸川支川	土石流	平成 19 年 3 月 9 日	警戒
山城町椿井地区	3	す 003	舟戸川	土石流	平成 19 年 3 月 9 日	警戒／特別警戒
山城町椿井地区	4	II-す 2008	西ヶ峰Ⅰ	急傾斜地の崩壊	平成 19 年 3 月 9 日	警戒／特別警戒
山城町椿井地区	5	II-す 2008-2	西ヶ峰Ⅱ	急傾斜地の崩壊	平成 19 年 3 月 9 日	警戒／特別警戒
山城町椿井地区	6	II-す 2014-2	三階Ⅱ	急傾斜地の崩壊	平成 19 年 3 月 9 日	警戒／特別警戒
山城町上狛地区	1	す 2024	千両岩	急傾斜地の崩壊	令和 5 年 1 月 20 日	警戒／特別警戒

(出典：京都府公表資料)

『土砂災害警戒情報の表示区分図』



## II-6 防災重点農業用ため池

番号	名称	所在地	堤高 (m)	堤頂長 (m)	総貯水量 (m <sup>3</sup> )	指定年月日
1	墓ノ谷池	山城町平尾	3.3	115.0	3,800	令和3年3月9日
2	坊ノ山池	山城町平尾	3.4	37.0	3,000	令和3年3月9日
3	大谷池		7.5	35.0	5,400	令和4年3月31日
4	新溜池	山城町椿井	6.5	32.0	4,300	令和3年3月9日
5	田護池	山城町椿井	6.0	80.0	41,600	令和3年3月9日
6	松尾池（I）	山城町椿井	1.5	18.0	600	令和3年3月9日
7	松尾池（II）	山城町椿井	5.3	33.0	1,700	令和3年3月9日
8	切ヶ敷池（II）	山城町椿井	5.3	26.0	3,700	令和3年3月9日
9	切ヶ敷池（III）	山城町椿井	8.5	34.0	8,800	令和3年3月9日
10	榎本池	山城町椿井	5.0	35.0	3,800	令和3年3月9日
11	度々見池（I）	山城町椿井	6.3	67.0	5,900	令和3年3月9日
12	椿井今池	山城町椿井	1.3	27.0	1,300	令和3年3月9日
13	天敷堂池（1）	山城町椿井	2.0	44.0	3,200	令和3年3月9日
14	天敷堂池（2）	山城町椿井	3.0	32.0	700	令和3年3月9日
15	天敷堂池（5）	山城町椿井	3.0	39.0	400	令和3年3月9日
16	上野池	山城町椿井	3.8	30.0	900	令和3年3月9日
17	上狹新池	山城町上狹	11.7	50.0	13,000	令和3年3月9日
18	上狹蓮池	山城町上狹	11.6	130.0	81,000	令和3年3月9日
19	観音池	山城町上狹	5.2	51.0	1,900	令和3年3月9日
20	金村池	山城町上狹	1.9	68.0	4,100	令和3年3月9日
22	小島池	山城町上狹	3.3	24.0	800	令和3年3月9日
22	柳澤池	山城町上狹	3.0	39.0	900	令和3年3月9日
23	天神池	木津馬場南	3.4	96.0	8,900	令和3年3月9日
24	文廻池	木津馬場南	3.2	100.0	18,600	令和3年3月9日
25	女子谷池	木津馬場南	7.7	52.0	5,600	令和3年3月9日
26	丸子谷池	木津片山	5.7	46.0	2,000	令和3年3月9日
27	水干池	市坂水干	4.5	85.0	27,000	令和3年3月9日
28	荒渕池	市坂寒谷	2.4	171.0	60,000	令和3年3月9日
29	五領池	市坂池ノ内	6.0	110.0	14,700	令和3年3月9日
30	西久保池	市坂中山	2.5	58.0	900	令和3年3月9日
31	梅谷新池1号	梅谷上ノ平	8.7	52.0	5,800	令和3年3月9日
32	梅谷新池2号	梅谷上ノ平	6.5	38.0	2,900	令和3年3月9日
33	梅谷古池	梅谷上ノ平	10.0	48.0	10,700	令和3年3月9日
34	池の谷上池	梅谷池ノ谷	3.4	30.0	2,000	令和3年3月9日
35	池の谷下池	梅谷池ノ谷	2.9	30.0	3,300	令和3年3月9日
36	宮の谷上池	梅谷宮ノ谷	1.9	37.0	200	令和3年3月9日
37	宮の谷下池	梅谷宮ノ谷	4.5	58.0	3,800	令和3年3月9日
38	葭ヶ谷上池	梅谷宮ノ谷	1.5	57.0	1,500	令和3年3月9日
39	葭ヶ谷下池	梅谷宮ノ谷	3.0	66.0	1,500	令和3年3月9日
40	銚子池	梅谷地蔵谷	11.2	99.0	39,400	令和3年3月9日

## II 災害予防計画関連資料

番号	名称	所在地	堤高 (m)	堤頂長 (m)	総貯水量 (m <sup>3</sup> )	指定年月日
41	古寺池	鹿背山古寺	4.0	60.0	3,300	令和3年3月9日
42	堂前谷池	鹿背山鹿曲田	3.9	18.0	300	令和3年3月9日
43	柳ヶ谷池	鹿背山柳ヶ谷	3.6	62.0	5,500	令和3年3月9日
44	北之庄新池	相楽大徳	2.2	193.0	3,000	令和3年3月9日
45	皿池	相楽中溝	3.0	81.0	18,000	令和3年3月9日
46	柳谷池	相楽袋樋	1.8	141.0	3,500	令和3年3月9日
47	荒神塚池	相楽荒神塚	4.0	148.0	42,000	令和3年3月9日
48	四ツ池1号	吐師奥医王寺	5.2	55.0	8,600	令和3年3月9日
49	四ツ池2号	吐師医王寺	4.4	50.0	8,500	令和3年3月9日
50	四ツ池3号	吐師医王寺	3.5	67.5	5,000	令和3年3月9日
51	四ツ池4号	吐師医王寺	4.1	120.0	20,000	令和3年3月9日
52	柏谷池	吐師上柏谷	2.0	90.0	7,200	令和3年3月9日
53	吐師新池	吐師池ノ尻	4.5	170.0	20,000	令和3年3月9日
54	南谷池		10.0	38.0	3,100	令和4年3月31日
55	細谷池		5.0	28.0	800	令和4年3月31日
56	ハタ池		-	-	-	令和4年3月31日
57	赤岩池	加茂町錢司	12.0	46.0	6,100	令和3年3月9日
58	フタバ池	加茂町法花寺野	3.4	35.0	1,200	令和3年3月9日
59	古池	加茂町法花寺野	6.6	70.0	3,000	令和3年3月9日
60	法花寺野新池	加茂町法花寺野	8.9	73.0	13,700	令和3年3月9日
61	柳谷池	加茂町法花寺野	10.3	32.0	5,300	令和3年3月9日
62	宮池	加茂町法花寺野	3.5	28.0	500	令和3年3月9日
63	植田池	加茂町法花寺野	5.0	23.0	200	令和3年3月9日
64	西ノ平池	加茂町法花寺野	3.7	17.0	300	令和3年3月9日
65	的場池(1)	加茂町觀音寺	4.7	35.0	300	令和3年3月9日
66	的場池(2)	加茂町觀音寺	3.0	13.0	200	令和3年3月9日
67	的場池(3)	加茂町觀音寺	3.0	24.0	100	令和3年3月9日
68	的場池(4)	加茂町觀音寺	5.4	35.0	100	令和3年3月9日
69	的場池(5)	加茂町觀音寺	4.0	54.0	600	令和3年3月9日
70	的場池(6)	加茂町觀音寺	2.4	51.0	1,200	令和3年3月9日
71	清水池(1)	加茂町觀音寺	4.5	40.0	3,000	令和3年3月9日
72	觀音寺新池	加茂町觀音寺	4.0	71.0	8,600	令和3年3月9日
73	觀音寺大池	加茂町觀音寺	5.3	92.0	6,000	令和3年3月9日
74	八幡池	加茂町北	8.5	83.0	15,600	令和3年3月9日
75	小谷大池	加茂町北	8.1	120.0	16,800	令和3年3月9日
76	小松本池	加茂町北	3.0	17.0	200	令和3年3月9日
77	ミカド池	加茂町岩船	4.9	31.0	2,500	令和3年3月9日
78	小坊院池	加茂町兎並	6.7	38.0	3,100	令和3年3月9日
79	兎並新池	加茂町兎並	10.9	80.0	20,000	令和3年3月9日
80	奥薬井池(1)	加茂町里	4.7	31.4	3,000	令和3年3月9日
81	奥薬井池(2)	加茂町里	4.5	35.0	3,200	令和3年3月9日
82	尾上池	加茂町里	2.8	36.0	1,100	令和3年3月9日

## II 災害予防計画関連資料

番号	名称	所在地	堤高 (m)	堤頂長 (m)	総貯水量 (m <sup>3</sup> )	指定年月日
83	くさ神池	加茂町高田	5.6	57.0	4,200	令和3年3月9日
84	上池	加茂町高田	4.5	47.0	8,200	令和3年3月9日
85	池田池	加茂町高田	3.0	28.0	500	令和3年3月9日
86	四ツ岩池	南加茂台	4.8	95.0	17,400	令和3年3月9日
87	中門伝池	南加茂台	3.0	88.0	5,900	令和3年3月9日
88	後田池(1)	加茂町例幣	3.5	28.0	100	令和3年3月9日
89	後畠池	加茂町例幣	2.0	27.0	100	令和3年3月9日
90	山口池(1)	加茂町例幣	4.2	29.0	200	令和3年3月9日
91	山口池(2)	加茂町例幣	1.3	24.0	200	令和3年3月9日
92	後山池	加茂町例幣	2.4	35.0	100	令和3年3月9日

(資料源：京都府農林水産部農村振興課資料)

## II 災害予防計画関連資料

II-7 都市公園一覧

名称	種別	位置
市坂公園	街区公園	木津川市市坂幣羅坂 100 番地
第1宮ノ内公園	街区公園	木津川市木津宮ノ内 8 番地 56
第2宮ノ内公園	街区公園	木津川市木津宮ノ内 8 番地 105
瓦谷公園	街区公園	木津川市木津瓦谷 93 番地
清水公園	街区公園	木津川市木津清水 104 番地 2
市役所南公園	街区公園	木津川市木津清水 50 番地 1 外
南垣外公園	街区公園	木津川市木津南垣外 122 番地 4
駅前公園	街区公園	木津川市木津川原田 37 番地 1 外
第1サンプラザ公園	街区公園	木津川市木津宮の裏 36 番地 161
第2サンプラザ公園	街区公園	木津川市木津宮の裏 36 番地 186
第1宮の裏公園	街区公園	木津川市木津宮の裏 5 番地 34 外
第2宮の裏公園	街区公園	木津川市木津宮の裏 245 番地 12
第3宮の裏公園	街区公園	木津川市木津宮の裏 173 番地
常盤公園	街区公園	木津川市木津宮の裏 200 番地 4
三晃苑公園	街区公園	木津川市木津宮の裏 110 番地 37
不二荘園公園	街区公園	木津川市木津神田 6 番地 121
千代田荘園公園	街区公園	木津川市木津南後背 215 番地 25
第2千代田荘園公園	街区公園	木津川市木津南後背 181 番地 9
南後背荘苑公園	街区公園	木津川市木津南後背 37 番地 63
カバ公園	街区公園	木津川市木津南後背 25 番地 71
汽車ぼっぽ公園	街区公園	木津川市木津南後背 1 番地 115
ふれあい広場	広場公園	木津川市木津小釜 1 番地 1 外
下川原公園	街区公園	木津川市相楽川ノ尻 27 番地 161
下川原河川敷公園	街区公園	木津川市木津山田川 34 番地
第3泉州公園	街区公園	木津川市相楽川ノ尻 9 番地 17
城西公園	街区公園	木津川市相楽城西 69 番地 26
神田公園	街区公園	木津川市木津神田 38 番地 4
南後背公園	街区公園	木津川市木津南後背 132 番地 7
川原田公園	街区公園	木津川市木津川原田 56 番地 5、56 番地 6、57 番地 10、69 番地 19
八ヶ坪公園	街区公園	木津川市木津八ヶ坪 18 番地 3、21 番地 6、25 番地 7
相楽台1号公園 (さがらか山公園)	街区公園	木津川市相楽台 6 丁目 4 番地
相楽台2号公園 (みはらし台公園)	街区公園	木津川市相楽台 5 丁目 4 番地
相楽台3号公園 (まびさし公園)	街区公園	木津川市相楽台 2 丁目 4 番地
兜台1号公園 (ひだまり公園)	街区公園	木津川市兜台 7 丁目 4 番地
兜台2号公園 (トンネル公園)	街区公園	木津川市兜台 3 丁目 4 番地
兜台3号公園 (ふじだな公園)	街区公園	木津川市兜台 4 丁目 9 番地
土師山公園	近隣公園	木津川市相楽台 9 丁目 4 番地
大里公園	近隣公園	木津川市相楽台 4 丁目 4 番地
音淨ヶ谷公園	近隣公園	木津川市相楽台 7 丁目 6 番地
石のカラト古墳緑地	都市緑地	木津川市兜台 2 丁目 4 番地

## II 災害予防計画関連資料

名称	種別	位置
兜谷公園	地区公園	木津川市兜台6丁目4番地 外
音淨ヶ谷緑地	都市緑地	木津川市相楽台7丁目4番地
曾根山小緑地	都市緑地	木津川市相楽台5丁目13番地1 外
曾根山大緑地	都市緑地	木津川市相楽台5丁目16番地 他
兜台2丁目府県界緑地	都市緑地	木津川市兜台2丁目1番地2 外
相楽台緑地	都市緑地	木津川市相楽台5丁目14番地1
州見台7丁目府県界緑地	都市緑地	木津川市州見台七丁目23番地
州見台1号緑地	都市緑地	木津川市州見台二丁目12番地1
州見台2号緑地	都市緑地	木津川市州見台二丁目16番地1、16番地3、16番地4、16番地5、16番地8
州見台3号緑地	都市緑地	木津川市州見台二丁目18番地
州見台4号緑地	都市緑地	木津川市州見台三丁目10番地、12番地、19番地、26番地1、26番地3
州見台5号緑地	都市緑地	木津川市州見台四丁目21番地、22番地、25番地
州見台ふれあい西緑地	都市緑地	木津川市州見台四丁目11番地1、州見台5丁目12番地
州見台ふれあい東緑地	都市緑地	木津川市州見台五丁目23番地1の一部
州見台6号緑地	都市緑地	木津川市州見台五丁目23番地1の一部
梅美台1号緑地	都市緑地	木津川市梅美台二丁目3番地
梅美台ふれあい北緑地	都市緑地	木津川市梅美台二丁目8番地外
梅美台ふれあい南緑地	都市緑地	木津川市梅美台二丁目17番地、18番地
梅美台2号緑地	都市緑地	木津川市梅美台二丁目35番地、梅美台三丁目8番地
梅美台3号緑地	都市緑地	木津川市梅美台三丁目9番地1、9番地2
梅美台4号緑地	都市緑地	木津川市梅美台三丁目10番地1、10番地2、10番地3、10番地4、梅美台四丁目24番地1、24番地2、24番地3、25番地1、25番地2、25番地4
梅美台5号緑地	都市緑地	木津川市梅美台五丁目27番地1、27番地2の一部
梅谷瓦窯跡緑地	都市緑地	木津川市梅美台五丁目27番地2の一部
梅美台6号緑地	都市緑地	木津川市梅美台五丁目27番地2の一部、梅美台6丁目12番地1、12番地3
木津川台1号公園 (木津川台中央公園)	街区公園	木津川市木津川台1丁目4番地1
木津川台2号公園 (木馬公園)	街区公園	木津川市木津川台1丁目23番地1
木津川台3号公園 (わんぱく公園)	街区公園	木津川市木津川台2丁目11番地1
木津川台4号公園 (どんぐり公園)	街区公園	木津川市木津川台3丁目4番地1
木津川台5号公園 (川舟公園)	街区公園	木津川市木津川台3丁目19番地1
木津川台6号公園 (うるおい公園)	街区公園	木津川市木津川台5丁目4番地2
木津川台7号公園 (ちびっこ公園)	街区公園	木津川市木津川台5丁目19番地2
木津川台8号公園 (やすらぎ公園)	街区公園	木津川市木津川台8丁目24番地1

## II 災害予防計画関連資料

名称	種別	位置
木津川台9号公園 (こもれび公園)	街区公園	木津川市木津川台8丁目4番地1
木津川台10号公園 (ぼけっと公園)	街区公園	木津川市木津川台7丁目4番地1
木津川台11号公園 (なかよし公園)	街区公園	木津川市木津川台7丁目19番地1
木津川台公園	地区公園	木津川市木津川台6丁目4番地3
木津川台1号緑地	都市緑地	木津川市木津川台1丁目34番地
木津川台2号緑地	都市緑地	木津川市吐師泉谷1番地1外
木津川台3号緑地	都市緑地	木津川市木津川台7丁目32番地1
木津川台4号緑地	都市緑地	木津川市木津川台7丁目32番地2
木津川台5号緑地	都市緑地	木津川市木津川台7丁目33番地1
木津川台6号緑地	都市緑地	木津川市木津川台9丁目4番地2
木津南1号公園 (橡公園)	街区公園	木津川市州見台二丁目14番地
木津南2号公園 (山藍公園)	街区公園	木津川市州見台一丁目14番地
木津南3号公園 (山吹公園)	街区公園	木津川市州見台八丁目11番地
木津南4号公園 (唐棣公園)	街区公園	木津川市州見台四丁目12番地
木津南5号公園 (茜公園)	街区公園	木津川市州見台五丁目7番地
木津南6号公園 (紫公園)	街区公園	木津川市梅美台三丁目18番地
木津南7号公園 (紅公園)	街区公園	木津川市梅美台一丁目7番地
木津南8号公園 (黄葉公園)	街区公園	木津川市梅美台五丁目3番地
木津南9号公園 (青土公園)	街区公園	木津川市梅美台六丁目3番地1
木津南10号公園 (桜花公園)	街区公園	木津川市梅美台八丁目4番地
梅美台公園	近隣公園	木津川市梅美台一丁目9番地
上人ヶ平遺跡公園	近隣公園	木津川市州見台八丁目1番地
州見台公園	近隣公園	木津川市州見台三丁目1番地
木津駅前地区1号公園 (木津駅西口公園)	街区公園	木津川市木津駅前一丁目28番地
城址公園	地区公園	木津川市城山台八丁目5番地
城山台公園(大仏鉄道公園)	近隣公園	木津川市城山台五丁目1番地
クルミ公園	街区公園	木津川市城山台一丁目3番地
カリン公園	街区公園	木津川市城山台七丁目11番地
エンジュ公園	街区公園	木津川市城山台六丁目34番地
トチノキ公園	街区公園	木津川市城山台五丁目4番地
エゴノキ公園	街区公園	木津川市城山台十一丁目16番地
オリーブ公園	街区公園	木津川市城山台十丁目19番地
カエデ公園	街区公園	木津川市城山台十三丁目11番地
城山台1号緑地	都市緑地	木津川市城山台一丁目5番地
城山台2号緑地	都市緑地	木津川市城山台一丁目8番地
城山台3号緑地	都市緑地	木津川市城山台一丁目9番地
城山台5号緑地	都市緑地	木津川市城山台三丁目13番地

## II 災害予防計画関連資料

名称	種別	位置
城山台6号緑地	都市緑地	木津川市城山台三丁目14番地
城山台7号緑地	都市緑地	木津川市城山台八丁目2番地
城山台8号緑地	都市緑地	木津川市城山台五丁目24番地
城山台9号緑地	都市緑地	木津川市城山台八丁目7番地
城山台10号緑地	都市緑地	木津川市城山台九丁目2番地
城山台11号緑地	都市緑地	木津川市城山台十三丁目5番地
城山台12号緑地	都市緑地	木津川市城山台十三丁目33番地
城山台13号緑地	都市緑地	木津川市城山台十三丁目1番地
加茂公園	近隣公園	木津川市加茂町大野中宇称57番地、14番地1、14番地2、東山1番地1、1番地2、1番地3、1番地6、1番地7、1番地8、1番地9
塚穴公園	近隣公園	木津川市南加茂台6丁目14番地、15番地、16番地
大谷公園	街区公園	木津川市南加茂台12丁目8番地
広芝公園	街区公園	木津川市南加茂台11丁目4番地
野上公園	街区公園	木津川市南加茂台5丁目1番地
熊谷公園	街区公園	木津川市南加茂台3丁目1番地
西門公園	街区公園	木津川市南加茂台1丁目17番地
四ツ岩公園	街区公園	木津川市南加茂台13丁目12番地
東山公園	街区公園	木津川市南加茂台14丁目9番地
中門伝公園	街区公園	木津川市加茂町里中門伝125番地
渦公園	街区公園	木津川市加茂町里南古田170番地
唐岩公園	街区公園	木津川市加茂町大野唐岩75番地
ふるさと自然公園	近隣公園	木津川市加茂町岩船ガンド4番地、5番地
須田公園	街区公園	木津川市加茂町駅東1丁目6番地1
井尻公園	街区公園	木津川市加茂町駅東3丁目9番地1
垣外公園	街区公園	木津川市加茂町駅東4丁目11番地1
駅東公園	広場公園	木津川市加茂町駅東2丁目1番地1、6番地1
兎並緑地	緑道	木津川市加茂町駅東4丁目12番地7、12番地8、13番地6、13番地7、14番地7、14番地8、16番地3、16番地4、16番地5
新川緑地	緑道	木津川市加茂町駅東3丁目10番地9、駅東4丁目17番地26
西大間田公園	街区公園	木津川市加茂町里西大間田40番地21
不動川公園	地区公園	木津川市山城町平尾大谷1番地
棚倉駅西1号公園	街区公園	木津川市山城町平尾北払戸116番地
棚倉駅西2号公園	街区公園	木津川市山城町平尾不知田159番地
なでしこ公園	街区公園	木津川市山城町上狛学校10番地1
やすらぎ公園	街区公園	木津川市山城町北河原柿ノ木原32番地4
椿井南公園	街区公園	木津川市山城町椿井上野1番地1
上狛駅東公園	街区公園	木津川市山城町上狛北野田芝60番地
中川原公園	街区公園	木津川市山城町平尾中川原16番地31、16番地32、17番地7、17番地8、62番地7、62番地8、62番地16、62番地17
出垣外公園	街区公園	木津川市山城町綺田出垣外28番地16、28番地17
上狛南部公園	街区公園	木津川市山城町上狛鈴畠17番地1、19番地4

(出典: 木津川市都市公園条例 (一部改正: 平成27年3月24日条例第18号))

## II-8 指定等文化財一覧

指定区分	名 称	所在地	所有者等
2 重文	相楽神社本殿	木津川市相楽清水 1	宗教法人 相楽神社
8 府登	相楽神社末社若宮神社本殿		
9 府暫登	相楽神社山門		相楽神社宮座
10 府環	相楽神社文化財環境保全地区		
7 府指	相楽の御田と正月行事		
2 重文	木造文殊菩薩坐像	木津川市木津雲村 42-1	宗教法人 大智寺
2 重文	木造十一面觀音立像		
8 府登	大智寺 本堂・庫裏・鐘樓堂・山門		
7 府指	絹本着色五智如來像		
11 市指	紙本着色橋柱寺縁起絵巻		
2 重文	木造十一面觀音立像	木津川市相楽才ノ神 43	宗教法人 法泉寺
7 府指	木造薬師如來坐像	木津川市鹿背山鹿曲田 65	宗教法人 西念寺
8 府登	木造日光・月光菩薩立像		
9 府暫登	西念寺本堂		
9 府暫登	西念寺薬師堂		
9 府暫登	鹿背山不動院境内	木津川市鹿背山大木谷	
8 府登	岡田国神社本殿(2棟)・拝殿・舞台・南北氏子詰所(2棟)	木津川市木津大谷 1	宗教法人 岡田国神社
9 府暫登	岡田国神社摂社恵美須神社本殿		
9 府暫登	岡田国神社大般若経		
10 府環	岡田国神社文化財環境保全地区		
11 市指	木造地蔵菩薩坐像	木津川市木津雲村 3	宗教法人 西教寺
8 府登	西教寺六斎念佛		西教寺六斎念佛講
9 府暫登	正覚寺本堂	木津川市木津町西垣外 85	宗教法人 正覚寺
9 府暫登	正覚寺觀音堂		
11 市指	正徳2年木津川水害関係資料		
9 府暫登	鹿背山区有文書	木津川市鹿背山鹿曲田 77	鹿背山区
11 市指	木造阿弥陀如來立像	木津川市梅谷南中ノ谷 69	宗教法人 心楽寺
11 市指	木造阿弥陀如來坐像	木津川市木津宮ノ裏 274	宗教法人 安福寺
9 府暫登	御靈神社本殿	木津川市木津宮ノ裏 285	宗教法人 御靈神社
11 市指	木津浜絵馬 木津 <del>船</del> 中奉納		
11 市指	木津御輿太鼓祭	木津川市木津・木津町	木津御輿太鼓運営委員会
7 府指	岡田国神社文書	木津川市木津八色 51	個人
2 重文	五輪塔	木津川市木津清水 27	木津川市
7 府指	天王神社本殿	木津川市木津清水 1	宗教法人 天王神社

## II 災害予防計画関連資料

指定区分	名 称	所在地	所有者等
5 国史	奈良山瓦窯跡 歌姫瓦窯跡 音如ヶ谷瓦窯跡 市坂瓦窯跡 梅谷瓦窯跡 鹿背山瓦窯跡 中山瓦窯跡	歌姫瓦窯跡 木津川市市坂・奈良市歌姫町 音如ヶ谷瓦窯跡 木津川市相楽台七丁目 市坂瓦窯跡 木津川市州見台八丁目 梅谷瓦窯跡 木津川市梅美台五丁目 鹿背山瓦窯跡 木津川市城山台四丁目 中山瓦窯跡 奈良市中山町	奈良市・木津川市
5 国史	石のカラト古墳	木津川市兜台二丁目・奈良市神功一丁目	奈良市・木津川市
5 国史	神雄寺跡	木津川市城山台十三丁目 4番地他	木津川市 他
7 府指	埴輪（上人ヶ平古墳群・上人ヶ平埴輪窯跡群出土）	木津川市梅谷宮ノ谷 3番地外 4番地 (梅谷埋蔵文化財収蔵庫) <span style="color: red;">一部、京都府立山城郷土資料館展示</span>	木津川市
9 府暫登	木津の渡し船	木津川市木津南垣外 110-9	木津川市
9 府暫登	鉄板 西山古墓出土	木津川市梅谷宮ノ谷 3番地外 4番地 (梅谷埋蔵文化財収蔵庫)	木津川市
9 府暫登	甲冑形埴輪 瓦谷遺跡 2号埴輪窯出土	木津川市梅谷宮ノ谷 3番地外 4番地 (梅谷埋蔵文化財収蔵庫)	木津川市
9 府暫登	変形四首鏡 瓦谷古墳第2主体部出土	木津川市梅谷宮ノ谷 3番地外 4番地 (梅谷埋蔵文化財収蔵庫)	木津川市
9 府暫登	六獸形鏡 内田山B 1号墳出土	木津川市梅谷宮ノ谷 3番地外 4番地 (梅谷埋蔵文化財収蔵庫)	木津川市
11 市指	鹿背山焼陶磁器資料	木津川市木津町内垣外 36 (木津川市立中央図書館)	木津川市
7 府指	相楽木綿	木津川市、精華町精華台 6-1	相楽木綿の会
1 国宝	淨瑠璃寺三重塔（九体寺三重塔）	木津川市加茂町西小札場 40	宗教法人 淨瑠璃寺
1 国宝	淨瑠璃寺本堂（九体寺本堂）		
1 国宝	木造阿弥陀如来坐像		
1 国宝	木造四天王立像	増長天・持国天：木津川市加茂町西小札場 40 広目天：東京国立博物館勧告 多聞天：京都国立博物館勧告	宗教法人 淨瑠璃寺
2 重文	三重塔初重壁画十六羅漢像		
2 重文	石燈籠	木津川市加茂町西小札場 40	

## II 災害予防計画関連資料

指定区分	名 称	所在地	所有者等	
2 重文	淨瑠璃寺流記	木津川市加茂町西小札場 40	宗教法人 淨瑠璃寺	
2 重文	厨子入木造吉祥天立像			
2 重文	木造地蔵菩薩立像			
2 重文	木造薬師如來坐像			
2 重文	木造不動明王及二童子立像			
8 府登	当尾磨崖仏 不動明王立像			
8 府登	絵仏供			
9 府暫登	淨瑠璃寺大日如來灌頂堂			
9 府暫登	木造大日如來坐像			
2 重文	木造馬頭觀音立像			
2 重文	木造地蔵菩薩立像	奈良國立博物館勧告	宗教法人 淨瑠璃寺 他	
5 国史	淨瑠璃寺庭園	東京國立博物館勧告		
4 特名		木津川市加茂町西小	宗教法人 海住山寺 奈良國立博物館寄託	
1 国宝	海住山寺五重塔	木津川市加茂町例幣海住山 20		
2 重文	海住山寺文殊堂			
2 重文	木造十一面觀音菩薩立像			
9 府暫登	絹本著色地蔵十王図 地蔵菩薩像			
9 府暫登	絹本著色地蔵十王図 秦広王像			
9 府暫登	絹本著色地蔵十王図 初江王像			
9 府暫登	絹本著色地蔵十王図 宗帝王像			
9 府暫登	絹本著色地蔵十王図 五官王像			
9 府暫登	絹本著色地蔵十王図 閻魔王像			
9 府暫登	絹本著色地蔵十王図 変成王像			
9 府暫登	絹本著色地蔵十王図 泰山王像	奈良國立博物館寄託		
9 府暫登	絹本著色地蔵十王図 平等王像			
9 府暫登	絹本著色地蔵十王図 都市王像			
9 府暫登	絹本著色地蔵十王図 五道輪王像			
9 府暫登	板絵著色十一面觀音来迎図			
9 府暫登	板絵著色補陀落山淨土図			
9 府暫登	絹本著色阿彌陀淨土図			
9 府暫登	絹本著色大威徳明王像			
9 府暫登	絹本著色十六羅漢図 その一			
9 府暫登	絹本著色十六羅漢図 その二			
9 府暫登	絹本著色十六羅漢図 その三			
9 府暫登	絹本著色十六羅漢図 その四			
9 府暫登	絹本著色十六羅漢図 その五			
9 府暫登	絹本著色十六羅漢図 その六			

## II 災害予防計画関連資料

指定区分	名 称	所在地	所有者等
9 府暫登	絹本著色十六羅漢図 その七		
9 府暫登	絹本著色十六羅漢図 その八		
9 府暫登	絹本著色十六羅漢図 その九		
9 府暫登	絹本著色十六羅漢図 その十		
9 府暫登	絹本著色十六羅漢図 その十一		
9 府暫登	絹本著色十六羅漢図 その十二		
9 府暫登	絹本著色十六羅漢図 その十三		
9 府暫登	絹本著色十六羅漢図 その十四		
9 府暫登	絹本著色十六羅漢図 その十五		
9 府暫登	絹本著色十六羅漢図 その十六		
9 府暫登	絹本著色愛染明王像		
9 府暫登	絹本著色釈迦如来像		
9 府暫登	絹本著色文殊菩薩像		
9 府暫登	絹本著色普賢菩薩像		
9 府暫登	絹本著色蓮華化生図		
9 府暫登	紙本金地著色西王母献桃図・紙本金地著色明皇楊貴妃並笛図屏風		
9 府暫登	紙本金地著色明皇擊梧桐図襖	木津川市加茂町例幣海住山 20	
9 府暫登	紙本墨画淡彩西湖図		
9 府暫登	海住山寺文書		
9 府暫登	海住山寺本堂		
9 府暫登	海住山寺天満宮		
9 府暫登	海住山寺春日社		
9 府暫登	海住山寺稻荷社	木津川市加茂町例幣海住山 20	
9 府暫登	海住山寺鐘樓		
9 府暫登	海住山寺山門		
9 府暫登	海住山寺中門		
9 府暫登・市指	紙本著色海住山寺縁起絵巻		
9 府暫登	大般若經		
9 府暫登	般若心經（千部心經）		
9 府暫登	紺紙金字般若心經		
9 府暫登	般若心經（五巻本）		
9 府暫登	般若心經（紙背消息本）		
2 重文	絹本著色法華經曼荼羅図	京都国立博物館	
2 重文	海住山寺文書（24通）		
7 府指	絹本著色春日宮曼荼羅十六善神図	京都国立博物館寄託	

## II 災害予防計画関連資料

指定区分	名 称	所在地	所有者等	
2 重文	木造十一面觀音菩薩立像	奈良国立博物館勧告	宗教法人 海住山寺	
2 重文	木造四天王立像			
7 府指	絹本著色釈迦三尊十六羅漢図			
7 府指	木造扁額「海住山寺」			
7 府指	梵鐘			
7 府指	金銅能作性塔、木造彩色宝珠台			
2 重文	岩船寺三重塔	木津川市加茂町岩船上ノ門 43	宗教法人 岩船寺	
2 重文	岩船寺十三重塔			
2 重文	岩船寺石室			
2 重文	岩船寺五輪塔			
2 重文	木造阿弥陀如来坐像			
2 重文	厨子入木造普賢菩薩像			
7 府指	木造四天王立像			
9 府暫登	岩船寺境内			
11 市指	紙本墨書き岩船寺縁起			
2 重文	御靈神社本殿	木津川市加茂町兎並寺山 41	宗教法人 御靈神社	
2 重文	白山神社本殿	木津川市加茂町岩船上ノ門 94	宗教法人 白山神社	
8 府登	白山神社摂社春日神社本殿			
8 府登	おかげ踊図絵馬			
10 府環	白山神社文化財環境保全地区			
8 府登	岩船のおかげ踊	木津川市加茂町岩船	岩船おかげ踊保存会	
2 重文	十三重塔	木津川市加茂町辻三田 25 番地の 1	千日墓地管理組合	
2 重文	絹本著色仏涅槃図	京都国立博物館寄託	宗教法人 常念寺	
8 府登	木造十王坐像・木造俱生神半跏像・ 木造奪衣婆坐像			
9 府暫登	木造地蔵菩薩立像			
9 府暫登	木造釈迦如来及び両脇侍坐像	木津川市加茂町里小田 22		
2 重文	木造十一面觀音坐像	木津川市加茂町北山ノ上 9	宗教法人 現光寺	
9 府暫登	現光寺本堂			
9 府暫登	絹本著色最勝曼荼羅図			
9 府暫登	木造阿弥陀如来坐像	奈良国立博物館寄託		
9 府暫登	木造四天王立像			
9 府暫登	絹本著色弥勒菩薩像	奈良国立博物館寄託		
2 重文	木造薬師如来坐像	木津川市加茂町高田奥畑 54	宗教法人 高田寺	
11 市指	木造阿弥陀如来坐像			
2 重文	木造薬師如来坐像	木津川市加茂町大野大野 27	宗教法人 西明寺	

## II 災害予防計画関連資料

指定区分	名 称	所在地	所有者等
7 府指	ヒキオオイ 曳 覆 曼荼羅版木	木津川市加茂町大野大野 27    	宗教法人 西明寺
9 府暫登	西明寺本堂		
9 府暫登	絹本著色如意輪觀音像		
9 府暫登	絹本著色不動明王四十八童子像		
6 国登	吉岡家住宅主屋	木津川市加茂町尻枝縄手 87	個人
6 府指	錢司遺跡	木津川市加茂町錢司金鑄山 23-1	個人
6 府指	当尾の豊岡柿	木津川市加茂町大畠柘榴谷	
7 府指	当尾磨崖仏 阿弥陀如来及脇侍坐像・弥勒如来立像・不動明王立像	木津川市加茂町岩船	岩船区
10 府環	当尾磨崖仏文化財環境保全地区	木津川市加茂町岩船・西小	岩船区・淨瑠璃寺 他
7 府指	当尾磨崖仏 不動明王立像・毘沙門天立像	木津川市加茂町森陀羅尼田 1	宗教法人 八幡宮
9 府暫登	八幡宮本殿		
10 府環	八幡宮文化財環境保全地区		
8 府登	春日神社本殿	木津川市加茂町錢司宮小谷 36-4	宗教法人 春日神社
8 府登	錢司の獅子舞・田楽・相撲	木津川市加茂町錢司	錢司宮座行事保存会
8 府登	おかげ踊図絵馬	木津川市加茂町里口薬井 17	宗教法人 春日若宮社
8 府登	仏生寺六斎念佛	木津川市加茂町例幣	仏生寺六斎念佛保存会
9 府暫登	国栖神社本殿	木津川市加茂町辻下垣外 21	宗教法人 国栖神社
9 府暫登	恭仁神社本殿	木津川市加茂町西宮ノ東 35	宗教法人 恭仁神社
9 府暫登	観音寺区有文書	木津川市加茂町観音寺中貝戸 37 垣添 4 の 1	観音寺区
9 府暫登	三十八神社棟札類		
9 府暫登	木造薬師如来坐像	木津川市加茂町西城垣外 84	宗教法人 篠滝寺
11 市指	袋中上人絵詞伝	京都府立山城郷土資料館寄託	
11 市指	木造地蔵菩薩立像	木津川市加茂町観音寺中貝戸 37	宗教法人 地蔵院
7 府指	木造千手観音立像・木造不空羈索観音立像・木造十一面観音立像・木造聖観音立像・木造馬頭観音立像	木津川市加茂町兎並寺山 44	一般財団法人 川合京都仏教美術財団
2 重文	五輪塔	木津川市加茂町西小 長尾共同墓地	木津川市
5 国史	恭仁宮跡（山城國分寺跡）	木津川市加茂町岡崎・河原・例幣	木津川市 他
7 府指	岡田鴨神社本殿・摂社天満宮本殿・末社金刀比羅神社本殿	木津川市加茂町北鴨村 44	宗教法人 岡田鴨神社
11 市指	五輪塔	木津川市加茂町東小上高庭 61	東小区
8 府登	泉州座人形淨瑠璃用具	木津川市南加茂台 6 丁目 18 (埋 蔵文化財整理保管センター)	木津川市

## II 災害予防計画関連資料

指定区分		名 称	所在地	所有者等
9	府暫登	弥生土器 砂原山墳墓出土	木津川市南加茂台 6 丁目 18 (木津川市埋蔵文化財整理保管センター)	木津川市
1	国宝	銅造釈迦如来坐像	木津川市山城町綺田浜 36	宗教法人 蟹満寺
11	市指	木造如来形坐像	木津川市山城町綺田浜 36	宗教法人 蟹満寺
2	重文	松尾神社本殿		
8	府登	松尾神社拝殿・ <b>境内社</b> 御靈神社本殿・表門	木津川市山城町椿井松尾 41	
10	府環	松尾神社文化財環境保全地区		
9	府暫登・市指	木造牛頭天王半跏像		
9	府暫登・市指	木造女神坐像	京都府立山城郷土資料館寄託	
11	市指	狂言福の神図並びに能猩々図絵馬		
2	重文	神童寺本堂		
2	重文	木造愛染明王坐像		
2	重文	木造不動明王立像		
2	重文	木造阿弥陀如来坐像		
2	重文	木造毘沙門天立像	木津川市山城町神童子不晴谷 112	
2	重文	木造日光月光菩薩立像		
9	府暫登	神童寺境内		
11	市指	神童寺護摩堂		
11	市指	神童寺表門		
2	重文	木造伎楽面	奈良国立博物館寄託	
2	重文	泉橋寺五輪塔		
11	市指	泉橋寺表門	木津川市山城町上狛西下 55	
11	市指	泉橋寺石造地蔵菩薩坐像		
11	市指	木造地蔵菩薩立像		
11	市指	泉橋寺境内	木津川市山城町上狛西下 54・55-1・55-2	
2	重文	天神社十三重塔		
8	府登	天神神社本殿	木津川市山城町神童子不晴谷 177	
10	府環	天神神社文化財環境保全地区		
2	重文	小林家住宅（主屋）	木津川市山城町上狛東林 1-1	
7	府指	小林家住宅長屋門・土蔵		
7	府指	狛文書	京都府立山城郷土資料館寄託	
3	国民	涌出宮の宮座行事	木津川市山城町平尾・綺田	涌出宮宮座行事保存会

## II 災害予防計画関連資料

指定区分	名 称	所在地	所有者等
8 府登	和伎座天乃夫岐壳神社本殿	木津川市山城町平尾里屋敷 54	宗教法人 和伎座天乃夫岐壳神社
9 府暫登	涌出宮の踊図絵馬		
11 市指	涌出宮石灯籠		
11 市指	和伎座天乃夫岐壳神社表門		
11 市指	和伎座天乃夫岐壳神社拝殿		
10 府環	和伎座天乃夫岐壳神社文化財環境保全地区	木津川市山城町平尾里屋敷 54	宗教法人 和伎座天乃夫岐壳神社
6 国登	旧松原家住宅主屋	木津川市山城町上狛学校 7	個人
8 府登	紙本著色狹秀綱像	木津川市山城町上狛良町 3	宗教法人 西福寺
8 府登	上狛の精靈踊	木津川市山城町上狛	しょうらい踊り保存会
11 市指	絹本著色方便法身尊像	木津川市山城町上狛西下 52	宗教法人 円成寺
11 市指	木造弁才天十五童子像	木津川市山城町椿井天敷堂 37	宗教法人 玉臺寺
7 府指	不動川砂防施設	木津川市山城町平尾	国(国土交通省)
5 国史	高麗寺跡	木津川市山城町上狛高麗寺・森ノ前	木津川市 他
5 国史	椿井大塚山古墳	木津川市山城町椿井三階・大平	木津川市 他
2 重文	京都府神雄寺跡出土品	木津川市山城町上狛千両岩(京都府立山城郷土資料館寄託)	木津川市 他
9 府暫登	瓦谷 1号墳出土品	木津川市山城町上狛千両岩(京都府立山城郷土資料館出展)	木津川市
9 府暫登	灰釉羊硯 桶ノ口遺跡出土		
11 市指	袈裟襴文銅鐸		
11 市指	山城国相楽郡綺田村検地帳写	木津川市山城町上狛千両岩(京都府立山城郷土資料館寄託)	木津川市
11 市指	城州相楽郡平尾村入組片桐主膳正領分絵図		
11 市指	大般若經		
9 府暫登	三彩小壺 桶ノ口遺跡出土	木津川市山城町綺田局塚 14(山城埋蔵文化財収蔵庫)	
11 市指	山城町の考古遺物		
11 市指	高井手瓦窯出土鬼瓦		
11 市指	上狛環濠集落(環濠・大井戸・郷井戸)	木津川市山城町上狛良町・巽町・坤町・乾町	
11 市指	稻荷山	木津川市山城町北河原北谷	
11 市指	鳶ヶ城跡	木津川市山城町神童子横峰	
11 市指	弁天山	木津川市山城町椿井天敷堂	
11 市指	道標(伊賀街道)		木津川市

(令和6年4月1日現在)

## II-9 相互応援協定等一覧 (80)

## (1) 相互応援等 (10)

協定名称	内容	相手方	連絡先	協定日
京都府広域消防相互応援協定	市の消防力及び隣接応援協定による応援の消防力をもってしても防御困難な災害	府内市町村・一部事務組合	府災害対策課、原子力防災課、危機管理総務課、京都市消防局警防計画課	H19. 3. 12
木津川市・相楽地区消防相互応援協定	市の消防力をもってしても防御困難な災害	笠置町・和束町・精華町・南山城村・相楽中部消防組合	笠置町総務財政課、和束町総務課、精華町消防本部、南山城村総務課、相楽中部消防組合消防本部	H23. 4. 1
伊賀市木津川市災害時相互応援協定	1 食糧、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供 2 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 3 救援、救助活動に必要な車両等の提供 4 救援、防疫応急復旧に必要な職員の派遣 5 被災者の一時受け入れ、及びその受け入れに必要な施設の提供 6 ボランティアのあつ旋	伊賀市	総合危機管理室	H20. 10. 1
			TEL (時間内) 0595-22-9640 0595-24-2300	
			TEL (時間外) 0595-22-9611 090-7300-1792 FAX0595-24-0444	
			防災衛星 電話 024-206-11	
			防災衛星 FAX 024-206-19	
京丹後市と木津川市の災害時相互応援協定	1 食糧、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供 2 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 3 救援、救助活動に必要な車両等の提供 4 救援、防疫応急復旧に必要な職員の派遣 5 被災者の一時受け入れ、及びその受け入れに必要な施設の提供 6 ボランティアのあつ旋	京丹後市	総務部総務課	H20. 2. 7
			TEL (時間内) 0772-69-0140	
			TEL (時間外) 0772-69-0001	
			防災衛星 電話 8-700-8106	
			防災衛星 FAX 8-700-8100	
緊急事態における隊友会の協力に関する協定	1 武力攻撃等における国民保護のための措置に関する法律の規定に基づく国民の保護のための措置の実施に必要な援助 2 災害対策基本法の規定に基づく防災に関する事務の実施に必要な援助	公益社団法人 隊友会 京都府隊友会 相楽支部	支部長	H22. 5. 6
災害時の施設利用に関する協定書	災害時、施設利用ができないとなった場合の活動場所の提供	京都府木津警察署	警備課	H25. 12. 2 5

## II 災害予防計画関連資料

協定名称	内容	相手方	連絡先		協定日
災害時等の応援に関する申し合わせ	災害が発生若しくは発生する恐れがある場合に、被害の拡大と二次被害防止に資するため、被災直後等の緊急的な対応を実施する。	国土交通省近畿地方整備局	淀川河川事務所 京都国道事務所	淀川河川事務所 電話 072-843-2861 FAX 072-843-0915 京都国道事務所 電話 075-351-3300 FAX 075-351-3360	H26. 8. 27
木津川市災害ボランティアセンターの設置等に関する協定	木津川市地域防災計画に基づき、災害時における効果的なボランティア活動を推進するため、常設型災害ボランティアセンターの設置及び運営等に関し、必要な事項を定める協定	社会福祉法人木津川市社会福祉協議会	事務局	電話 0774-71-9559 FAX 0774-72-7690	H27. 3. 20
災害時の郵便業務等に関する協定	災害時における有文物の無料配達及び災害状況の情報提供に関し、必要な事項を定める協定	木津川市内の各郵便局	山城木津郵便局	電話 0774-72-4052 FAX 0774-72-2270	H27. 7. 7
高槻市と木津川市との包括連携協定	災害時における相互応援の実施を定める協定	高槻市	総務部危機管理室  TEL (時間内) 072-674-7314 072-675-8184  防災衛星 電話 027-507-8900  防災衛星 FAX 027-507-8800		R1. 8. 22

※上記のほか、相楽中部消防組合消防本部では、奈良市、伊賀市、京田辺市、甲賀広域行政組合消防本部と消防組織法第1条に定める災害に関する 消防相互応援協定を締結している。

### (2) 情報通信 (5)

協定名称	内容	相手方	連絡先	協定日
災害非常無線通信の協力に関する協定	情報の収集及び伝達	木津川市アマチュア防災無線クラブ	会長	H20. 3. 31
暮らし安全・安心情報の放送に関する協定	緊急時及び市からの各種情報発信時において、住民に対し伝達すべき情報について放送実施を依頼する	株式会社KCN京都 ※協定締結窓口：学研企画課	理事	H19. 6. 28
災害に係る情報発信等に関する協定	災害時の情報発信、平時の防災情報発信	ヤフー株式会社	代表取締役 電話 03-6440-6747	H25. 11. 7
減災を目的とした防災 AR 事業に関する協定	避難所の位置情報、防災に関する情報の提供及び防災啓発事業に関する協定	一般社団法人全国防災共助協会	理事	H26. 8. 28
特設公衆電話の設置・利用に関する協定	平時から避難所に優先電話回線を設置し、災害時に避難者が特設公衆電話を使用できるようにしておく	NTT西日本	NTT西日本京都支店(ビジネス営業部) 075-255-9084	H28. 9. 7

## II 災害予防計画関連資料

### (3) 避難所等施設利用 (9)

協定名称	内容	相手方	連絡先	協定日
災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定	学研都市キャンパス快風館（トイレ、駐車場及び敷地）を一時避難所として利用すること	同志社大学快風館	快風館管理室 電話 73-1900	H19. 12. 14
避難所として施設使用することに関する協定	同志社国際学院の体育館とグラウンドを避難所として使用すること	同志社国際学院	0774-71-0810	H23. 4. 1
災害時における支援協力に関する協定 災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定	食料品及び生活必需品の支援及び店舗等（トイレ及び駐車場）を一時避難所として利用すること	イオン株式会社	イオン高の原ショッピングセンターモールマネージャー 電話 75-2500	H19. 12. 20
災害時における支援協力に関する協定 災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定	食料品及び生活必需品の支援及び店舗等（トイレ及び駐車場）を一時避難所として利用すること	株式会社平和堂	アル・プラザ木津 総務次長 電話 71-5800 FAX 71-5801	H19. 11. 26
			本部総務部 総務課長 TEL0749-26-9620 FAX0749-23-3118	
災害時における物資供給に関する協定 災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定	食料品及び生活必需品の支援及び店舗等（トイレ及び駐車場）を一時避難所として利用すること	株式会社近商ストア	営業推進部長 072-338-3808 総務部長 072-338-3800	H20. 10. 24
避難所として施設利用すること	災害発生時における避難所の提供に関すること。	株式会社喜多重機興業	本社 072-252-1300(代)	H26. 8. 27
市地域防災計画に基づく学校施設の使用に関する協定	災害時における避難場所としての施設使用に関する協定	京都府立木津高等学校	0774-72-0031	H27. 10. 1
市地域防災計画に基づく学校施設の使用に関する協定	災害時における避難場所としての施設使用に関する協定	京都府立南陽高等学校	0774-72-8730	H27. 10. 1
災害時における支援協力に関する協定	水・食料・生活物資等の提供及び施設等（トイレ及び駐車場・倉庫等）を一時利用すること	京都山城農業協同組合	木津支店 0774-72-2771	H30. 3. 30

### (4) 福祉避難所 (15)

協定名称	内容	相手方	連絡先	協定日
災害発時における福祉避難所の設置運営に関する協定	災害対策基本法に規定する災害が発生した際に木津川市が開設した避難所での避難生活が困難な方のためにサンシティ木津内に福祉避難所を設置し、避難生活を支援することを目的とする。	株式会社ハーフ・センチュリー・モア サンシティ木津	電話 0774-73-8811 FAX 0774-73-8877	H23. 3. 24

## II 災害予防計画関連資料

協定名称	内容	相手方	連絡先	協定日
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	災害対策基本法に規定する災害が発生した際に木津川市が開設した避難所での避難生活が困難な方のために涌出ぬくもりの里内に福祉避難所を設置し、避難生活を支援することを目的とする。	社会福祉法人楽慈会 涌出ぬくもりの里	0774-86-0565	H24. 2. 8
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	災害対策基本法に規定する災害が発生した際に木津川市が開設した避難所での避難生活が困難な方のために山城ぬくもりの里内に福祉避難所を設置し、避難生活を支援することを目的とする。	社会福祉法人楽慈会 特別養護老人ホーム 山城ぬくもりの里	0774-86-5460	H24. 2. 8
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	災害対策基本法に規定する災害が発生した際に第一いづみ荘・第二いづみ荘内に福祉避難所を設置し、要配慮者の避難生活を支援する。	社会福祉法人いづみ福祉会 第一いづみ荘 第二いづみ荘	第一いづみ荘 0774-66-4154 第二いづみ荘 0774-34-2123	R3. 1. 1
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	災害対策基本法に規定する災害が発生した際に特別養護老人ホームゆりのき内に福祉避難所を設置し、要配慮者の避難生活を支援する。	社会福祉法人京都山城 福祉会 特別養護老人ホーム ゆりのき	0774-75-1132	H25. 11. 15
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	災害対策基本法に規定する災害が発生した際に西木津ぬくもりの里、加茂ぬくもりの里内に福祉避難所を設置し、要援護者の避難生活を支援する。	社会福祉法人楽慈会 西木津ぬくもりの里 加茂ぬくもりの里	西木津ぬくもりの里 0774-73-3055 加茂ぬくもりの里 0774-76-0600	H26. 2. 1
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	災害対策基本法に規定する災害発生時に相楽デイセンターに福祉避難所を設置運営し、要援護者等の避難生活を支援する。	社会福祉法人相楽福祉会 相楽デイセンター	0774-73-0266	H26. 6. 17
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	災害対策基本法に規定する災害発生時に芳梅園に福祉避難所を設置運営し、要援護者等の避難生活を支援する。	社会福祉法人芳梅会 特別養護老人ホーム 木津芳梅園	0774-72-8246	H26. 10. 28
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	災害対策基本法に規定する災害発生時に加茂の里に福祉避難所を設置運営し、要援護者等の避難生活を支援する。	社会福祉法人悠仁福祉会 特別養護老人ホーム 加茂の里	0774-76-7607	H26. 11. 28
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	災害対策基本法に規定する災害発生時にケアセンターハッピーコスモスに福祉避難所を設置運営し、要援護者等の避難生活を支援する。	社会福祉法人木津川市 社会福祉協議会 ケアセンターハッピーコスモス	0774-73-2080 0774-71-9559 (社会福祉協議会)	H28. 3. 17

## II 災害予防計画関連資料

協定名称	内容	相手方	連絡先	協定日
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	災害対策基本法に規定する災害発生時にリスタディサービス木津川に福祉避難所を設置運営し、要援護者等の避難生活を支援する。	リスタディサービス木津川	0774-75-1055	H28. 3. 29
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	災害対策基本法に規定する災害発生時に横手通り 43 番地「庵」に福祉避難所を設置運営し、要援護者等の避難生活を支援する。	障害者支援施設 横手通り 43 番地「庵」	0774-86-0508	H29. 8. 25
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	災害対策基本法に規定する災害発生時にきはだの郷等に福祉避難所を設置運営し、要援護者等の避難生活を支援する。	社会福祉法人特別養護老人ホーム きはだの郷 短期入所生活介護 きはだの郷 通所介護 うめみの丘	0774-66-2112	H30. 11. 27
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	災害対策基本法に規定する災害発生時にエバホームに福祉避難所を設置運営し、要援護者等の避難生活を支援する。	株式会社エバカラー エバホーム	0774-71-8337	R5. 11. 8
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	災害対策基本法に規定する災害発生時にフレンド平城山・山城に福祉避難所を設置運営し、要援護者等の避難生活を支援する。	ウェルコンサル株式会社 フレンド平城山・山城	0774-71-8170	R5. 11. 8

### (5) 医療 (4)

協定名称	内容	相手方	連絡先	協定日
災害時における医療救護活動についての協定	医療救護班の派遣、医薬品の供給を行う	笠置町・和束町・精華町・南山城村	笠置町、和束町、精華町、南山城村	H8. 11. 12
災害時等における医療救護活動についての協定	医療救護活動	一般社団法人相楽医師会	会長	H19. 3. 12
災害時における婦人科領域のリモート相談事業に関する協定	避難所における健康不安等のオンライン相談	株式会社ネクイノ	自治体連携窓口担当 lg@nextinnovation-inc.co.jp	R3. 8. 3
災害時等における民間救急車両等の利用に関する協定	避難行動要支援者等の避難及び搬送において、救急車等により安全かつ迅速な避難を支援する。	民間救急車 コネクト ハーツ	0774-29-8428	R6. 4. 26

### (6) 物資・食料等 (17)

協定名称	内容	相手方	連絡先	協定日
災害時における物資供給に関する協定	食料品（飲料水・精米）、生活必需品及びその他必要と思われる物資	株式会社カインズ	総務部長 TEL027-320-1100 FAX027-320-1777	H20. 10. 23

## II 災害予防計画関連資料

協定名称	内容	相手方	連絡先	協定日
災害時における支援協力に関する協定 災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定	食料品及び生活必需品の支援及び店舗等を一時避難所として利用すること	イオン株式会社	イオン高の原ショッピングセンターモールマネージャー TEL75-2500	H19. 12. 20
災害時における支援協力に関する協定 災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定	食料品及び生活必需品の支援及び店舗等を一時避難所として利用すること	株式会社平和堂	アル・プラザ木津 総務次長 TEL71-5800 FAX71-5801	H19. 11. 26
			本部総務部 総務課長 TEL0749-26-9620 FAX0749-23-3118	
災害時における物資供給に関する協定 災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定	食料品及び生活必需品の支援及び店舗等を一時避難所として利用すること	株式会社近商ストア	営業推進部長 072-338-3808 総務部長 072-338-3800	H20. 10. 24
災害時における飲料の提供協力に関する協定	震度5弱以上の地震または、同等以上の災害が発生若しくは発生するおそれがある場合に、対策本部から飲料提供について要請があった場合災害対応型自動販売機内の製品の無償提供を受ける。 (市役所本庁舎敷地設置、災害対応型自動販売機1台)	コカ・コーラウェスト 株式会社 ベンディング京都南第一支店	担当者 TEL24-7220	H21. 8. 3
災害時における飲料の提供協力に関する協定	震度5弱以上の地震または、同等以上の災害が発生若しくは発生するおそれがある場合に、対策本部から飲料提供について要請があった場合災害対応型自動販売機内の製品の無償提供を受ける。 (市役所本庁舎敷地設置、災害対応型自動販売機1台)	ダイドードリンコ株式会社 奈良営業所	担当者 TEL0742-62-4831 FAX0742-62-4802	H21. 8. 3
非常時における飲料供給に関する協定	災害が発生若しくは発生するおそれがある場合に、対策本部から飲料提供について要請があった場合、自動販売機内の製品の無償提供を受ける。	サントリーフーズ株式会社	観光商工課	H25. 9. 2
災害発生時における段ボール製品の調達に係る協定	災害発時における段ボール製品(ベッド、トイレ等)の迅速な調達にすること。	Jパックス株式会社 セツツカートン株式会社	Jパックス(株) 072-923-1388	H26. 8. 4
災害時における物資供給に関する協定	災害時における物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給すること。	NPO法人 コメリ災害対策センター	025-371-4111(代)	H27. 5. 26

## II 災害予防計画関連資料

協定名称	内容	相手方	連絡先	協定日
災害時における物資供給に関する協定	災害時における物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給すること。	コーナン商事株式会社	ホームセンター コーナン 木津店 0774-71-8057	H27. 6. 18
災害時におけるガソリン等の優先供給に関する協定	災害時等における市民の安全を確保するために必要な燃料の優先供給及びあっせんに協力すること。	高橋商事株式会社	0774-72-2321	H28. 6. 1
災害時における地図製品等の供給等に関する協定	災害時に備えての備蓄地図の提供、平常時から利用可能なWebでの住宅地図の提供及び災害時・訓練時における地図の複製利用許諾等に協力すること。	株式会社ゼンリン	第一事業本部 関西第一エリア統括部奈良営業所 0742-64-3622	H28. 6. 1
災害時における物資(ユニットハウス等)の提供に関する協定	災害発生時等において、ユニットハウス等(仮設事務所、仮設トイレ等)の提供について必要な事項を定める。	三協フロンティア	宇治出張所 0774-25-5005	H30. 12. 11
災害時における物資等の提供に関する協定	災害発生時等において、食料・生活物資等の提供について必要な事項を定める。	株式会社PLANT	0774-75-2151	R1. 7. 2
災害時における食料品等の供給等に関する協定 災害時における施設等の使用に関する協定	食料品及び飲料水等の支援及び施設等を臨時避難所として利用すること	株式会社パローホールディングス	0774-75-2666	R3. 2. 5
災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	災害時における機材の提供に関する事項を定める。	株式会社ナガワ	0774-86-4775	R4. 6. 2
災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	災害時における機材の提供に関する事項を定める。	日立建機日本株式会社	0774-57-5600	R5. 4. 18

### (7) インフラ (14)

協定名称	内容	相手方	連絡先	協定日
災害発生時における緊急対応に関する協定	公共施設の応急措置	木津川市建設業協会	※協定締結窓口： 危機管理室 災害発生時窓口： 管理課他	H19. 12. 12
災害時におけるエルピーガス等の供給に関する協定	避難所等へのエルピーガスの供給	一般社団法人京都府LPGガス協会城南支部	支部長	H20. 3. 27

## II 災害予防計画関連資料

協定名称	内容	相手方	連絡先	協定日
災害時における建設機械等の提供に関する協定	災害発生時の応急対策や避難所の設置、運営等のためのレンタル機器等提供に関する応援協定	株式会社東海大阪レンタル	京奈営業所 TEL86-5011	H23. 8. 1
日本水道協会京都府支部水道災害時相互応援に関する覚書	災害並びに異常渴水及び大規模断水が発生した場合において、京都府支部の府・市町が相互間で行う応援活動	日本水道協会京都府支部 (京都府企業局長、長岡市水道事業管理者、京都市公営企業管理者、城陽市公営企業管理者、八幡市水道事業管理者、久御山町長、精華町長、京田辺市水道事業管理者、井手町水道事業管理者、宇治田原町水道事業管理者、京丹後市長、与謝野町水道事業管理者、宮津市長、亀岡市長、綾部市長、福知山市ガス水道管理者、南丹市長、舞鶴市水道事業管理者、大山崎町長、向日市水道事業管理者、木津川市水道事業管理者、以上 22 会員)	—	H19. 4. 1
災害時における応急措置等の協力に関する協定	水道施設の応急措置	木津上下水道事業協同組合	—	H19. 4. 12
災害時における応急措置等の協力に関する協定	水道施設の応急措置	加茂設備工事業協同組合	—	H19. 6. 6
災害時における応急措置等の協力に関する協定	水道施設の応急措置	山城上下水道事業協同組合	—	H21. 4. 1
災害に伴う応援協定	災害発生時における水道施設の復旧対策に関する協定	ヴェオリア・ジェネック株式会社 関西支店	072-710-7771	R5. 3. 28
災害廃棄物の適正な処理等に関する協定	災害時に生じた廃棄物の適正な処理について必要な手続き等を定める	三重中央開発株式会社	京都事業所 0774-76-6623 FAX 76-6967	H28. 10. 19
災害時における相互応援給水及び応急復旧資材の確保等に関する協定	災害発生時の給水及び応急復旧資材の相互応援に関する協定	大阪府羽曳野市水道局	072-958-1111 FAX 958-0494	H29. 1. 17
災害時における建設機械等の提供に関する協定	災害発生時の応急対策や避難所の設置、運営等のためのレンタル機器等提供に関する応援協定	高石機械産業株式会社	本社 075-802-0171	H29. 5. 9

## II 災害予防計画関連資料

協定名称	内容	相手方	連絡先	協定日
災害時における都市ガスの復旧に関する協定	災害時、主要なライフラインである都市ガスを速やかに復旧するため、都市ガス復旧支援拠点となる公共用地を大阪ガスに貸与するとともに、都市ガスの復旧状況について相互に情報を共有する協定	大阪ガス株式会社	近畿圏部 京都地域創生チーム 075-315-8852	R2. 2. 21
災害時等における支援協力に関する協定書	災害時等における支援協力に関する事項を定める。 (店舗の開放、備蓄食糧の提供、車両の提供、非常時給電システム付車両による電気の供給等)	京都ダイハツ販売株式会社	0774-75-1775	R5. 6. 19
災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	災害時において電力復旧活動にあたり相互に連携して対応するための基本的事項を定めた協定	関西電力送配電株式会社 京都本部 伏見配電営業所	075-611-2138	R6. 1. 10

### (8) 輸送等 (3)

協定名称	内容	相手方	連絡先	協定日
災害発生時における緊急輸送等に関する協定	大規模な災害及び原子力災害発生時等におけるバス輸送協力に関する協定	株式会社ウイング	0774-64-2246 Fax 0774-63-7701	H28. 7. 6
災害発生時における緊急輸送等及び緊急配達拠点運営等に関する協定	大規模な災害発生時等における緊急輸送及び配達拠点の運営等の支援協力に関する協定	和束運輸株式会社	0774-86-4777 Fax 0774-86-3536	H28. 7. 6
災害時における支援物資の受入及び配達等に関する協定	災害時等における支援物資の受入及び配達等の支援に関する協定	佐川急便株式会社	0774-95-9600	R6. 10. 31

### (9) その他 (3)

協定名称	内容	相手方	連絡先	協定日
災害時等における無人航空機の運用に関する協定	無人航空機を活用して被災状況の情報収集や被災者の捜索・救助等の協力活動に関する協定	S K Y F A C E ドローン事業部	0743-57-2977	R4. 11. 28
災害時等における無人航空機の運用に関する協定	無人航空機を活用して被災状況の情報収集や被災者の捜索・救助等の協力活動に関する協定	城陽ドローン協会	0774-52-6866	R4. 11. 28
被災者生活再建支援サポートに関する協定	自然災害により生活基盤に被害を受けた住民の生活の再建支援に関する協定	三井住友海上火災保険株式会社 京都支店	075-343-6213	R6. 5. 17

## II-10 災害用備蓄

### 1 備蓄の前提

奈良盆地東縁断層帯地震発生時の全壊・焼失による最大避難者数 16,144人  
(京都府地震被害想定調査(平成20年)の府試算)

### 2 公的備蓄等に係る考え方

- (1) 公助による物資確保は、自助・共助による物資確保を補完するもの。
- (2) 生命・健康維持の観点から、重点備蓄品目を府・市で共同備蓄する。

### 3 重点備蓄品目及び備蓄目標

重点備蓄品目		基 準	備蓄目標
食 料	アルファ化米	1人当たり2.5食 (アレルギー対応を考慮)	40,360食
	パン		
	ビスケット		
飲料水(500ml)		1人当たり1リットル (別途応急給水等を確保)	32,288本
毛 布		1人当たり1枚	16,144枚
簡易トイレ		100人当たり1基	162基
おむつ	大人用	75歳以上の10%について 1人当たり8枚	7,146枚
	子供用	0~3歳児について1人当たり8枚	23,632枚
女性用衛生用品		13~50歳女性の25%について 1人当たり3枚	13,399枚

### 4 備蓄に当たっての考慮事項

女性や高齢者に配慮した備蓄品の確保に留意する。

## II 災害予防計画関連資料

### 5 備蓄配置基準

区分	基幹指定避難所	開設基準				備蓄拠点	備蓄状況										
		地震		風水害	洪水時(追加)		食 料	飲 料 水 等	オムツ	生理用 品	簡 易 トイ レ	毛 布	エア マ ツ ト	簡 易 テ ン ト	段 ボ ー ル ベ ツ ト	発 電 機	
		震度5強(震度6弱)	震度6強以上														
木津	① 木津川台小学校	●	●			●					■	■	■	■	■	■	
	② 相楽小学校	●	●	●							■	■	■	■	■	■	
	③ 木津小学校	●	●	◇				■	■		■	■	■	■	■	■	
	④ 城山台小学校	●	●	●		●					■	■	■	■	■	■	
	⑤ 高の原小学校	●	●		●						■	■	■	■	■	■	
	⑥ 相楽台小学校	●	●		●						■	■	■	■	■	■	
	⑦ 州見台小学校	●	●		●		◎	■	■△	■	■	■	■	■	■	■	
	⑧ 梅美台小学校	●	●		●		◎	■	■△		■	■	■	■	■	■	
	⑨ 木津中学校		●								■	■	■	■	■	■	
	⑩ 木津第二中学校		●								■	■	■	■	■	■	
	⑪ 木津南中学校		●				◎	■	△		■	■	■	■	■	■	
	⑫ 中央交流会館			●		●					■	■					
加茂	⑬ 恭仁小学校	●	●	●		●					■	■	■	■	■	■	
	⑭ 加茂小学校	●	●	◇		●		■	■		■	■	■	■	■	■	
	⑮ 南加茂台小学校	●	●	●		●	●	◎	■	■△		■	■	■	■	■	
	⑯ 泉川中学校		●					■	■		■	■	■	■	■	■	
	⑰ 当尾の郷会館	●	●	●		●					■	■	■	■	■	■	
	⑱ 青少年山の家	●	●	●		●						■	■			■	
山城	⑲ 棚倉小学校	●	●	◇		●		■	■		■	■	■	■	■	■	
	⑳ 上狹小学校	●	●	◇				■	■		■	■	■	■	■	■	
	㉑ 山城中学校		●	◇		●		■	■		■	■	■	■	■	■	
備 考		● : 開設 ◇ : 校舎(垂直避難)					■ : 備蓄 △ : 生活用水保管								※ 食料は、アルファ化米、パン、ビスケット		

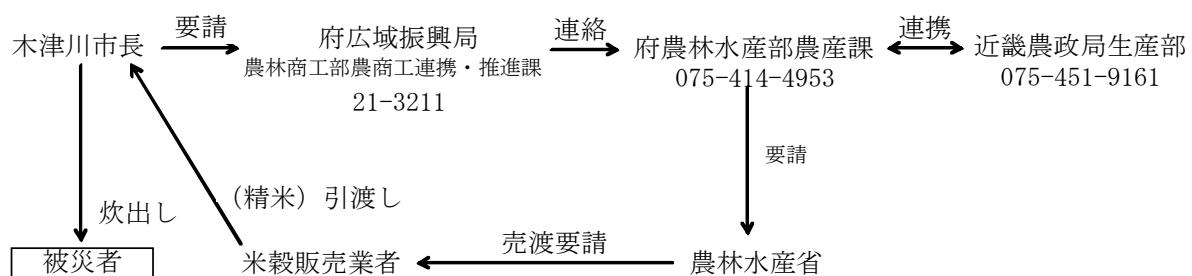
## II-11 食料及び生活必需品の調達ルート

## 1 食料及び生活必需品の調達ルート

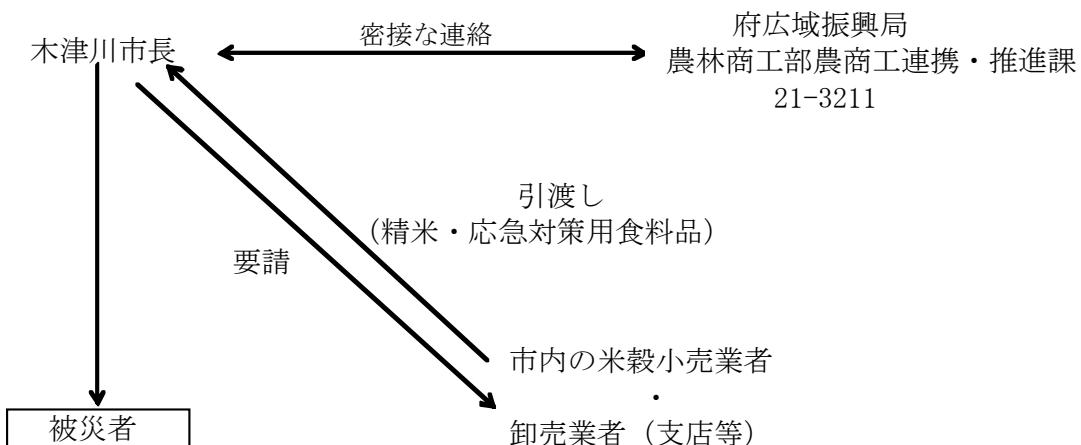
## 食料品の調達系統

【救助法非適用の調達ルート（平常時もしくは災害が予想される段階等）】

## (1) 米穀を販売事業者から調達する場合

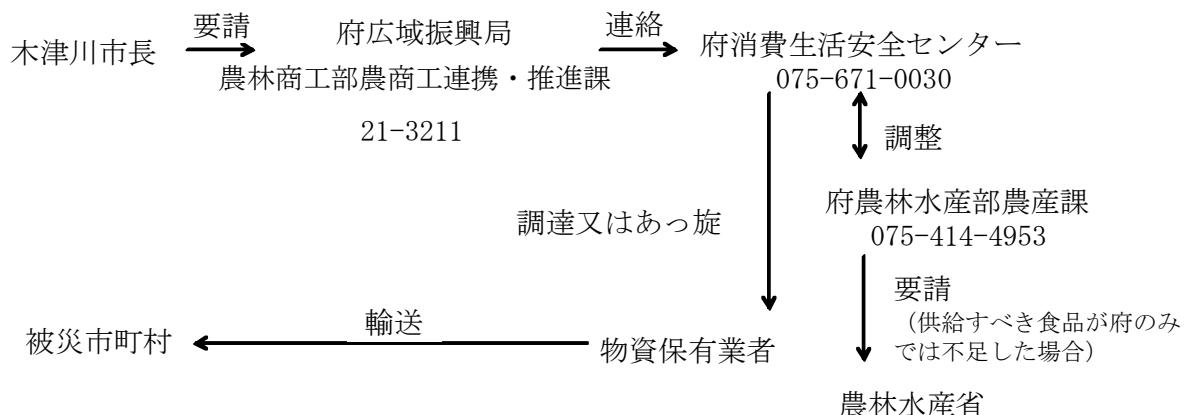


## (2) 市単独で調達する場合

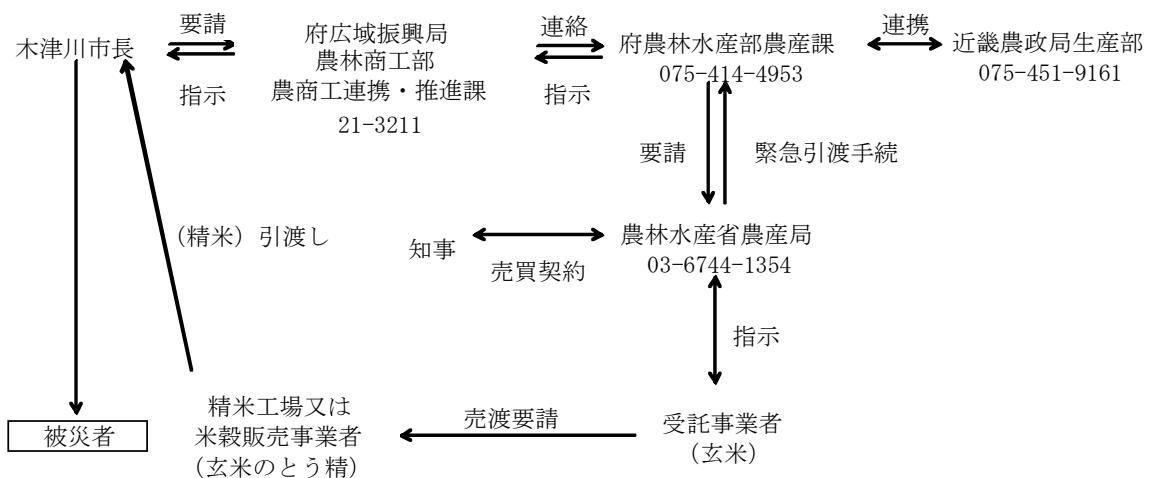


## II 災害予防計画関連資料

### (3) 府に調達・あつ旋を要請する場合



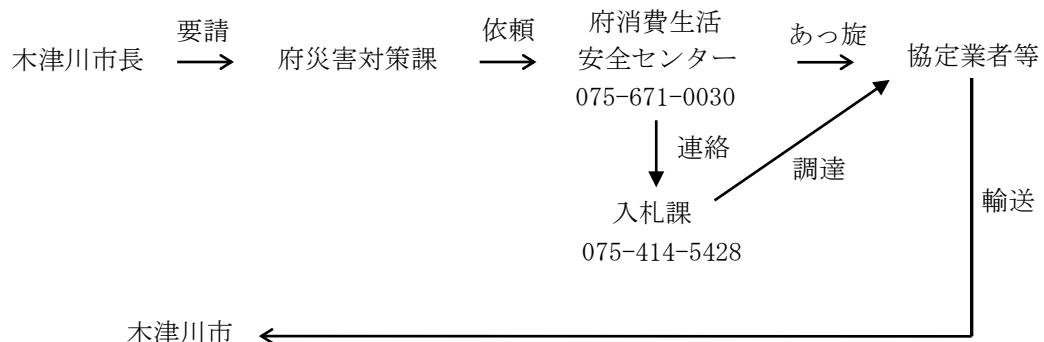
### 【救助法適用時の緊急引渡ルート】



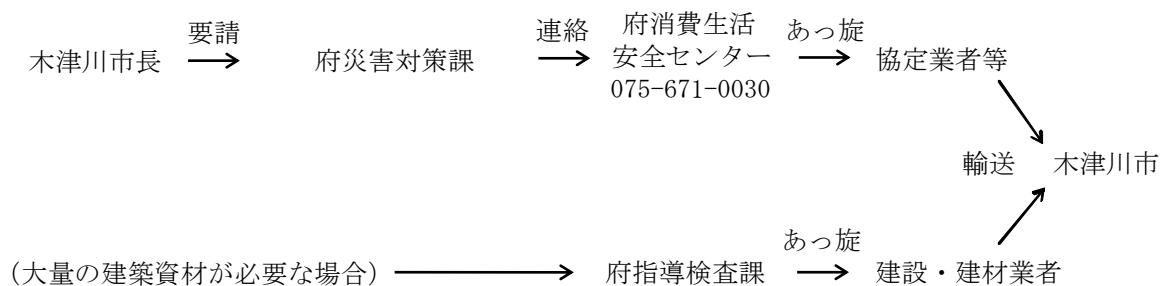
※国は玄米のとう精指示等は行わない。また、引渡場所については調整により決定。図では対応が最も想定される精米工場又は米穀販売事業者での引渡しを示した。

### 生活必需品の調達系統

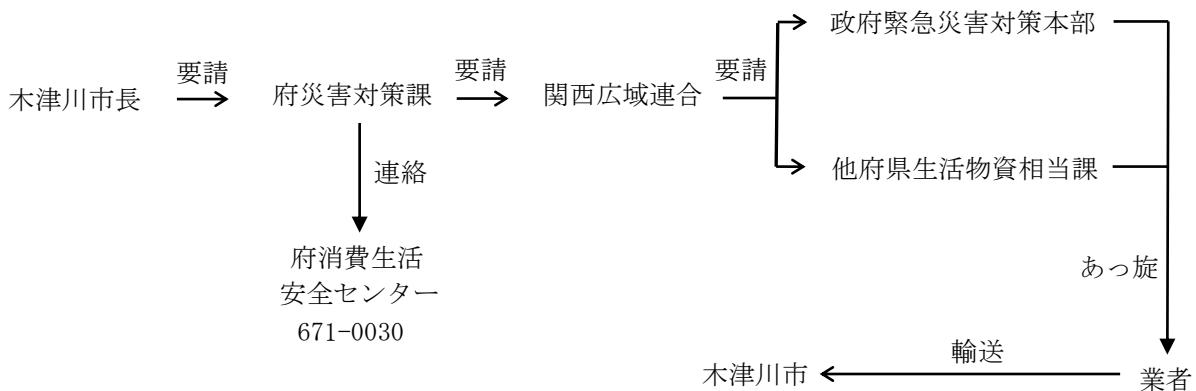
#### 【災害救助法により府が調達及び給貸与する場合】



#### 【被災市町村から府に物資斡旋を要請する場合】

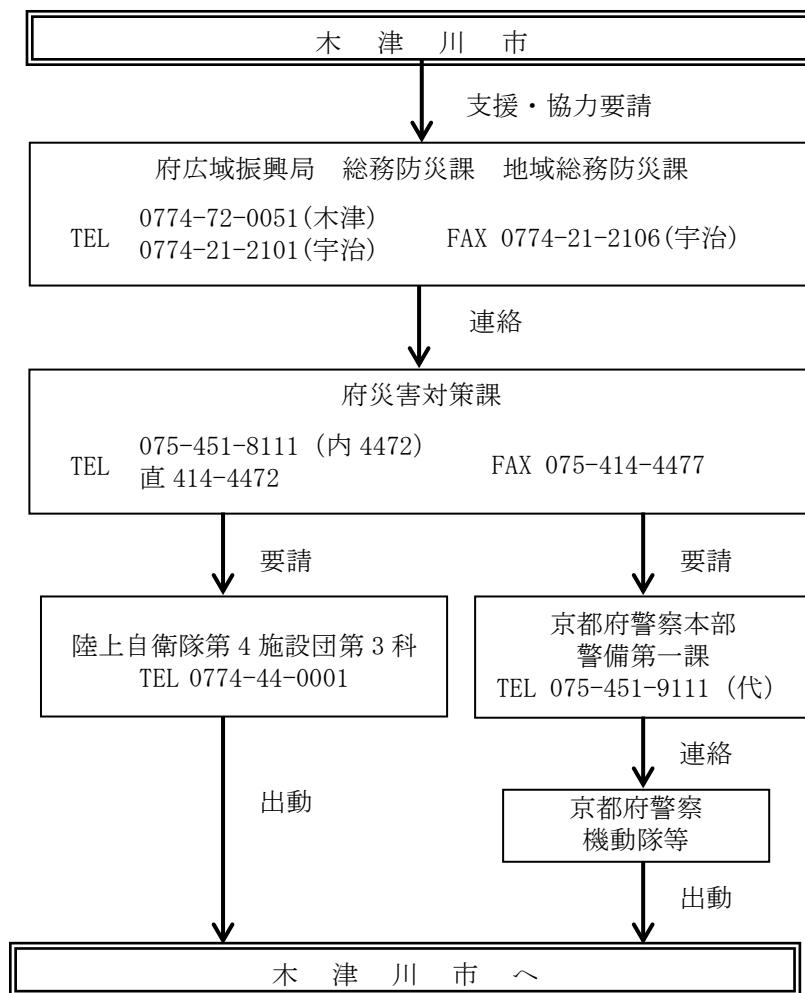


#### 【国又は他府県に物資斡旋を要請する場合】



## II 災害予防計画関連資料

### 2 自衛隊、警察等の支援又は協力による炊出し連絡系統



## II-12 自主防災組織

木津地域	1	木津町区自主防災会
	2	木津地域自主防災会
	3	本町東地域自主防災会
	4	下川原地域自主防災会
	5	宮ノ裏地域自主防災会
	6	鹿背山区防災会
	7	曾根山区自主防災会
	8	北之庄区自主防災会
	9	兜台地域自主防災会
	10	相楽台地域自主防災会
	11	東木津川台連合自治会自主防災会
	12	西木津川台地域自主防災会
	13	州見台地域自主防災会
	14	城山台自主防災会
加茂地域	15	観音寺区自主防災会
	16	大野区自主防災会
	17	法花寺野区自主防災会
	18	兎並西区自主防災会
	19	兎並区自主防災会
	20	瓶原地域自主防災会
	21	南加茂台自主防災会
山城地域	22	北綺田地区自主防災会
	23	南綺田地域自主防災会
	24	北平尾地区自主防災会
	25	南平尾地域自主防災会
	26	神童子区自主防災会
	27	北河原地区自主防災会
	28	椿井地区防災会
	29	上狛北部防災会
	30	上狛南部地区自主防災会

(令和7年1月末現在)

## II-13 防災拠点一覧

## (1) 防災中枢施設

役 割	拠 点
災害対応の本部施設	木津川市役所、相楽台小学校、州見台小学校
災害対応関係機関	木津警察署、相楽中部消防本部消防組合
地域災害拠点病院	京都山城総合医療センター

## (2) 広域的防災拠点

役 割	拠 点
1 市外からの救援物資等の集積・配送施設	
2 広域応援（自衛隊、消防等）の活動拠点	中央体育館 不動川公園
3 本部施設、現地対策本部施設	

## (3) 地域防災拠点

## ア 基幹地域防災拠点

役 割	拠 点
1 広域応援（自衛隊、消防等）の活動拠点（予備）	加茂文化センター
2 現地対策本部施設	山城総合文化センター

## イ 備蓄拠点

役 割	拠 点
災害備蓄品の主要保管施設	州見台小学校、梅美台小学校、南加茂台小学校、木津南中学校

## II 災害予防計画関連資料

### ウ 指定緊急避難場所（37か所）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所

地域	区分	番号	避難収容施設	所在地	電話番号	受入可能人数(人)	地震	水害
木津	学校等	1	木津小学校	木津町内垣外 95	0774-72-0038	3,404	○	×
		2	相楽小学校	相楽清水 1	0774-72-0221	2,763	○	○
		3	高の原小学校	兜台四丁目 4-1	0774-72-8737	4,133	○	○
		4	相楽台小学校	相楽台五丁目 17-1	0774-72-4005	6,689	○	○
		5	木津川台小学校	木津川台二丁目 4	0774-73-2418	5,700	○	○
		6	梅美台小学校	梅美台四丁目 26	0774-73-6421	4,727	○	○
		7	州見台小学校	州見台一丁目 32	0774-72-9237	4,071	○	○
		8	城山台小学校	城山台六丁目 1-1	0774-71-3900	5,876	○	○
		9	木津中学校	相楽高下 4-8	0774-72-0007	5,749	○	○
		10	木津第二中学校	兜台六丁目 1	0774-72-8734	7,446	○	○
		11	木津南中学校	州見台四丁目 26	0774-71-0850	4,625	○	○
	その他	12	木津高等学校	木津内田山 34	0774-72-0031	11,097	○	○
		13	南陽高等学校	兜台六丁目 2	0774-72-8730	8,120	○	○
		14	同志社国際学院初等部	木津川台七丁目 31-1	0774-71-0810	2,350	○	○
		15	同志社大学快風館 ※	木津川台四丁目 1-1	0774-73-1900	10,000	○	○
		16	イオンモール高の原	相楽台一丁目 1-1	0774-75-2500 /1700	16,000	○	○
				営業時間 10:00～22:00				
		17	アルプラザ木津	相楽小字城西 15	0774-71-5800	6,000	○	○
				営業時間 9:00～21:00				
		18	食品専門館ハーベス	木津川台 1-12-1	0774-73-6460	1,250	○	○
				営業時間 10:00～21:00				
		19	PLANT 木津川店	城山台二丁目 1	0774-75-2180	13,000	○	○
				営業時間 9:00～22:00				
		20	バロー木津川店	梅美台 1-1-1	0774-75-2666	5,000	○	○
				営業時間 10:00～21:00 (土日は 9:30 開店)				
		21	ガーデンモール木津川	州見台一丁目 1-1-1	0774-71-9846	8,000	○	○
				営業時間 10:00～21:00				
		22	木津川台公園 (グラウンド) ※	木津川台六丁目 4-3	0774-73-2323	4,250	○	○
		23	兜谷公園 (グラウンド) ※	兜台六丁目 4 外		3,200	○	○
		24	城址公園 (グラウンド) ※	城山台八丁目 5 番地		3,950	○	○

## II 災害予防計画関連資料

小 計 (24か所)						147, 400			
加 茂	学 校	1	加茂小学校	加茂町里西上田 11-1	0774-76-2102	4, 709	○	×	
		2	恭仁小学校	加茂町例幣中切 31. 32	0774-76-2103	2, 326	○	○	
		3	南加茂台小学校	南加茂台十二丁目 11	0774-76-3400	8, 332	○	○	
		4	泉川中学校	加茂町大野鳥田 75	0774-76-2101	8, 463	○	×	
	その 他	5	当尾の郷会館	加茂町辻下垣外 16	0774-76-2234	1, 250	○	○	
		6	喜多重機興業 (寿荘・ グラウンド)	加茂町岡崎下平岡	072-252-1300 (代)	8, 000	○	○	
		7	加茂グラウンド	加茂町大野中宇祢 57 番地	0774-73-2323 (中央体育館)	1, 900	○	○	
		8	赤田川グラウンド	加茂町里赤田川 1 番地		2, 000	○	×	
小 計 (8か所)						36, 980			
山 城	学 校	1	上猶小学校	山城町上猶学校 1	0774-86-2002	3, 593	○	×	
		2	棚倉小学校	山城町綺田局塚 14	0774-86-2513	5, 457	○	×	
		3	山城中学校	山城町椿井柳田 33	0774-86-2001	3, 729	○	×	
	その 他	4	山城総合文化センター (アスピアやましろ)	山城町平尾前田 24	0774-86-5851	1, 750	○	×	
		5	不動川公園 (グラウン ド)	山城町平尾大谷 1 番地	—	5, 000	○	○	
小 計 (5か所)						19, 529			
木津川市合計 (37か所)						203, 909			

\*受入可能人数 : 2 m<sup>2</sup>/人とし、面積÷2で算定

注1 学校、公園等は、開校時又は開園時に利用可能

注2 ※印のある施設のフリースペースは、利用可能

注3 民間商業施設は、営業時間内は利用可能(営業時間外で利用可能な場合は改めて公表)

注4 危険が差し迫った場合は、指定避難所に避難

### エ 指定避難所 (5 6か所)

災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な期間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設

#### (ア) 基幹指定避難所 (2 1か所)

災害種別ごとの当初開設する一時的な避難施設

地 域	避難収容施設	所在地 (電話番号)	施 設 管 理 者	避 難 施 設 面 積 (m <sup>2</sup> )	受 入 可 能 人 数 (人)	災害の種別		
						風水害	土 砂 災 害	地 震
木 津	木津小学校 同体育館	木津町内垣外 95 (0774-72-0038)	学校長	632. 0	158	△ 校 舎		5強 以 上
				572. 0	200			
	中央交流会館	木津宮ノ内 92 (0774-72-8800)	社会教 育課長	644. 3	226	○	○	

## II 災害予防計画関連資料

相 楽	相楽小学校	相楽清水 1 (0774-72-0221)	学校長	602.0	151	○		5強以上				
	同体育館			572.0	200							
	木津中学校	相楽高下 4-8 (0774-72-0007)	学校長	1,690.1	423			6強以上				
	同体育館			1,374.3	481							
	高の原小学校	兜台四丁目 4-1 (0774-72-8737)	学校長	906.7	227	洪水時追加		5強以上				
	同体育館			750.0	263							
	木津第二中学校	兜台六丁目 1 (0774-72-8734)	学校長	1,550.1	388			6強以上				
	同体育館			825.0	289							
	相楽台小学校	相楽台五丁目 17-1 (0774-72-4005)	学校長	913.6	228	洪水時追加		5強以上				
	同体育館			646.8	226							
	木津川台小学校	木津川台二丁目 4 (0774-73-2418)	学校長	832.2	208	洪水時追加		5強以上				
	同体育館			704.0	246							
	梅美台小学校	梅美台四丁目 26 (0774-73-6421)	学校長	1,276.0	319	洪水時追加		5強以上				
	同体育館			660.0	231							
	州見台小学校	州見台一丁目 32 (0774-72-9237)	学校長	1,590.6	398	洪水時追加		5強以上				
	同体育館			905.6	317							
	木津南中学校	州見台四丁目 26 (0774-71-0850)	学校長	1,061.7	265			6強以上				
	同体育館			1,444.0	505							
	城山台小学校	城山台六丁目 1-1 (0774-71-3900)	学校長	1,187.8	297	○	○	5強以上				
	同体育館			660.0	231							
小計 (12か所)				22,000.8	6,302							
加 茂	加茂小学校	加茂町里西上田 11-1 (0774-76-2102)	学校長	901.1	257	△ 校舎	○	5強以上				
	同体育館			357.0	125							
	泉州中学校	加茂町大野鳥田 75 (0774-76-2101)	学校長	1,831.7	458			6強以上				
	同体育館			942.5	330							
	恭仁小学校	加茂町例幣中切 31.32 (0774-76-2103)	学校長	490.7	123	○	○	5強以上				
	同講堂			275.4	96							
	南加茂台小学校	南加茂台十二丁目 11 (0774-76-3400)	学校長	1,729.1	432	○	○	5強以上				
	同体育館			590.0	207							
	当尾の郷会館	加茂町辻下垣外 16 (0774-76-2234)	社会教 育課長	468.9	117	○	○	5強以上				
	同体育館			583.0	204							
	加茂青少年山の家	加茂町尻枝七辻 15-1 (0774-76-3130)	社会教 育課長	210.7	74	○	○	5強以上				
	小計 (6か所)			8,380.1	2,423							
山 城	上狛小学校	山城町上狛学校 1 (0774-86-2002)	学校長	615.5	154	△ 校舎		5強以上				
	同体育館			535.5	187							
	山城中学校	山城町椿井柳田 33 (0774-86-2001)	学校長	1,150.2	288	△ 校舎	○	6強以上				
	同体育館			1,035.9	363							
	棚倉小学校	山城町綺田局塚 14 (0774-86-2513)	学校長	633.5	158	△ 校舎	○	5強以上				
	同体育館			535.5	187							
小計 (3か所)				4,506.1	1,337							
木津川市合計 (21か所)				34,887.0	10,062							

## II 災害予防計画関連資料

### (イ) 指定避難所 (35か所)

地域	区分	避難収容施設	所在地	電話番号	施設管理者	避難施設面積(m <sup>2</sup> )	受入可能人数(人)
木津	小学校区	木津幼稚園	木津田中前 30	0774-72-0101	園長	540.5	189
		木津保育園	木津白口 65	0774-72-6079	園長	422.6	148
		清水保育園	木津清水 123-2	0774-72-5543	園長	156.0	55
		木津老人福祉センター	木津川端 19	0774-72-5532	高齢介護課長	314.2	110
		相楽 <u>児童発達支援センター</u>	木津清水 27-11	0774-34-1414	社会福祉課長	298.0	104
		東部交流会館	木津宮ノ堀 149	0774-71-8130	社会教育課長	232.5	81
		木津児童館 <u>木津人権センター</u>	木津清水 27-4	0774-72-4700 0774-72-3522	社会福祉課長 <u>人権推進課長</u>	130.0	46
		市民スポーツセンター	木津田中前 40-1	0774-72-7983	社会教育課長	912.0	319
		中央体育館	木津石塚 147	0774-73-2323	社会教育課長	1,918.9	672
		木津保健センター	木津清水 27-24	0774-72-3354	健康推進課長	279.1	98
	小計 (10か所)					5,203.8	1,822
	相楽	相楽幼稚園	相楽清水 1	0774-72-1822	園長	451.9	158
		相楽保育園	相楽片田 5	0774-72-4293	園長	613.0	215
		西部交流会館	相楽高下 4-9	0774-73-6888	社会教育課長	175.5	61
		小計 (3か所)				1,240.4	434
高の原	小学校区	高の原幼稚園	兜台四丁目 4-2	0774-72-6658	園長	737.1	258
		南陽高等学校	兜台六丁目 2	0774-72-8730	校長(府)	1,446.3	506
	小計 (2か所)					2,183.4	764
相楽台	小学校区	相楽台保育園	相楽台二丁目 11	0774-72-3982	園長	512.0	179
		女性センター	相楽台四丁目 3	0774-72-7719	人権推進課長	414.8	145
	小計 (2か所)					926.8	324
木津川台	小学校区	同志社国際学院初等部	木津川台七丁目 31-1	0774-71-0810	校長	787.5	276
		小計 (1か所)				787.5	276
城山台	小学校区	木津高等学校	木津内田山 34	0774-72-0031	校長(府)	2,145.7	751
		小計 (1か所)				2,145.7	751
木津地域合計 (19か所)						12,487.6	4,371

## II 災害予防計画関連資料

加 茂	加茂 小学校区	いづみ保育園	加茂町里西鳥口 95	0774-76-2130	園 長	1,051.7	368				
		加茂人権センター	加茂町北小谷 55-2	0774-76-3680	人権推進課長	37.8	13				
		小谷児童館		0774-76-4415	社会福祉課長	90.0	32				
		加茂保健センター	加茂町里南古田 24	—	健康推進課長	446.0	156				
		加茂青少年センター	加茂町里中森 101	0774-76-6900	社会教育課長	433.2	152				
		加茂文化センター	加茂町里南古田 156	0774-76-4611	社会教育課長	701.3	245				
		小計 (5か所)				2,760	966				
	恭仁 小学校区	文化財整理保管センタ一分室	加茂町岡崎考 28	0774-76-9202	文化財保護課長	56.4	20				
		喜多重機興業 (寿荘・グラウンド)	加茂町岡崎下平岡	072-252-1300 (代)	民間	91.9	32				
		小計 (2か所)				148.3	52				
	南加茂台 小学校区	南加茂台保育園	南加茂台三丁目 2	0774-76-5965	園 長	666.0	233				
		南加茂台公民館	南加茂台五丁目 2-3	0774-76-5959	社会教育課長	570.0	200				
		文化財整理保管センタ一	南加茂台六丁目 18	0774-76-6377	文化財保護課長	88.3	31				
		加茂ふれあいセンター	南加茂台六丁目 3	0774-76-4338	社会福祉課長	444.9	156				
		小計 (4か所)				1,769.2	620				
	加茂地域合計 (11か所)					4,677.5	1,638				
山 城	上狛 小学校区	山城老人福祉センター (やすらぎ苑)	山城町椿井北代 100	0774-86-3551	高齢介護課長	143.8	50				
		山城保健センター(1F)	山城町椿井北代 102	—	健康推進課長	168.6	59				
		子育て支援センター		0774-86-4843	こども宝課長	40.0	14				
		やましろ保育園	山城町北河原古屋敷 41-1	0774-86-4843	園 長	560.0	196				
		山城支所別館	山城町上狛北的場 3-1	0774-86-2300	山 城 支所長	207.5	73				
		小計 (4か所)				1,119.9	392				
	棚倉 小学校区	山城総合文化センター (アスピアやましろ)	山城町平尾前田 24	0774-86-5851	社会教育課長	1,182.9	414				
		小計 (1か所)				1,182.9	414				
	山城地域合計 (5か所)					2,302.8	806				
	木津川市合計 (35か所)					19,467.9	6,815				

\*受け入れ可能人数：2 m<sup>2</sup>／人とし、面積×0.7÷2により算定、ただし、小中学校の教室は、面積×0.5÷2

## II 災害予防計画関連資料

### オ 福祉避難所（指定避難所）

一般の避難所に避難された方の中で、一般の避難所での避難生活が困難な「一定の配慮を要する方（要配慮者）」を対象とする施設

区分	避難収容施設	所在地	電話番号
木津	1 株式会社ハーフ・センチュリー・モア サンシティ木津	市坂六本木76	0774-73-8811
	2 社会福祉法人京都山城福祉会 特別養護老人ホームゆりのき	木津川台1丁目19-1	0774-75-1132
	3 社会福祉法人楽慈会 西木津ぬくもりの里	木津南後背30-5	0774-73-3055
	4 社会福祉法人相楽福祉会 相楽デイセンター	木津川台2丁目12-6	0774-73-0266
	5 社会福祉法人芳梅会 特別養護老人ホーム木津芳梅園	鹿背山東大池 4-1	0774-72-8246
	6 社会福祉法人木津川市社会福祉協議会 ケアセンターハッピーコスモス	相楽山松川 42 番地 2	0774-73-2080 0774-71-9559 (社会福祉協議会)
	7 株式会社トライリスティックスタディ サービス木津川	州見台 7 丁目 1 番地 1	0774-75-1055
	8 社会福祉法人特別養護老人ホーム きはだの郷 短期入所生活介護 きはだの郷 通所介護 うめみの丘	梅美台1丁目2番地2	0774-66-2112
	9 株式会社エバカラー エバホーム	梅美台2丁目1番地1	0774-71-8337
	10 ウエルコンサル株式会社 フレンド平城山・山城	梅美台2丁目1番地1	0774-71-8170
加茂	1 社会福祉法人いづみ福祉会 グループホームサポートセンター 第一いづみ荘	加茂町里東大間田20	0774-66-4154
	2 社会福祉法人いづみ福祉会 グループホームサポートセンター 第二いづみ荘	加茂町里東里42	0774-34-2123
	3 社会福祉法人楽慈会 加茂ぬくもりの里	加茂町里宇留志40	0774-76-0600
	4 社会福祉法人悠仁福祉会 特別養護老人ホーム 加茂の里	加茂町駅東4-1-3	0774-76-7607
山城	1 社会福祉法人楽慈会 特別養護老人ホーム 山城ぬくもりの里	山城町上狛天竺堂1-1	0774-86-5460
	2 社会福祉法人楽慈会 涌出ぬくもりの里	山城町平尾里屋敷69-4	0774-86-0565
	3 障害者支援施設 (京都ライフサポート協会) 横手通り43番地「庵」	山城町平尾横手43-1	0774-86-0508
合計（17か所）			

### カ 車中泊避難場所

#### (ア) 指定避難所の開設と同時に使用できる車中泊避難場所

開設された指定避難所のグラウンドは車中泊避難場所として利用可能

## (イ) 開設時期を改めて示す車中泊避難場所

開設時期をHP等で公表した後、利用可能、また、避難のための渋滞を回避するため、地域毎（木津、加茂、山城）に避難可能な車中泊避難場所を示す場合もあり、その際はHP等で合わせて公表する。

車中泊避難場所一覧

区分	車中泊避難場所	所在地
1	指定避難所の開設と同時に使用できる車中泊避難場所	木津川台小学校（グラウンド）
2		相楽小学校（グラウンド）
3		高の原小学校（グラウンド）
4		相楽台小学校（グラウンド）
5		州見台小学校（グラウンド）
6		梅美台小学校（グラウンド）
7		木津第二中学校（グラウンド）
8		木津南中学校（グラウンド）
9		恭仁小学校（グラウンド）
10		南加茂台小学校（グラウンド）
11	開設時期を改めて示す車中泊避難場所	アルプラザ木津（駐車場）
12		ガーデンモール木津川（駐車場）
13		PLANT木津川店（駐車場）
14		バロー木津川店（駐車場）

## キ 車中避難場所

水害時に指定緊急避難場所に避難できない場合に車により緊急避難し、車内で一時的に安全を確保するための場所

番号	車中避難場所	所在地	駐車台数	ハザード
1	兜谷公園グラウンド	兜台六丁目4	23台	なし
2	木津川台公園グラウンド	木津川台六丁目4-3	20台	なし
3	城址公園グラウンド	城山台八丁目5	60台	なし
4	赤田川グラウンド	加茂町里赤田川1	10台	あり（浸水深0.5m～3.0m未満）
5	不動川公園グラウンド	山城町平尾大谷1	30台	なし

- 注 1 風水害時、指定緊急避難場所への避難が難しい緊急の場合のみ使用可とする。  
 2 市職員の配置なし。また、一時的な避難のため、水や食料の提供なし。  
 3 渋滞が発生しないよう早めに避難することや駐車場が満車の場合もある。  
 4 エコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒、熱中症の危険があるため、避難者自らが予防対策をとること。

## II 災害予防計画関連資料

5 避難情報の解除が長引き、概ね一晩を超えて避難する状況の際は、最寄りの避難所へ避難すること。

6 車中避難場所で起きた事故等については、施設管理者、市は一切の責任を負わない。

7 緊急時以外は、市が開設する車中泊避難場所へ避難すること。

### (4) コミュニティ防災拠点

#### ア 一時避難民間施設

災害時、民間の施設（店舗）等で一時的に避難できる施設

	一時避難民間施設	所在地
1	京都ダイハツ販売株式会社 木津川店	木津川市木津川台6丁目1-1

#### イ 地域避難所

地域が主体となって開設・運営する指定避難所に避難するまでの一時的な避難施設

区分		避難収容施設	所在地
1	南平尾地域	1 南平尾防災コミュニティーセンター	山城町平尾中垣内1-1
		2 大平尾会館	山城町平尾浜屋敷23
		3 (株) K O S E I	山城町平尾三所塚77-3
2	椿井地区	4 椿井公民館	山城町椿井舟戸32
		5 光明寺	山城町椿井西垣内43
		6 阿弥陀寺	山城町椿井松尾崎3
		7 延命寺	山城町椿井松尾崎13
3	神童子区	8 神童子区公民館	山城町神童子不晴谷113
4	鹿背山区	9 鹿背山会館	鹿背山鹿曲田77
5	法花寺野区	10 法花寺野地区集会所	加茂町法花寺野里
6	東木津川台地域	11 1丁目集会所	木津川台1丁目
		12 2丁目集会所	木津川台2丁目11-2
		13 3丁目集会所	木津川台3丁目
7	西木津川台地域	14 5丁目集会所	木津川台5丁目
		15 7丁目集会所	木津川台7丁目19-2
		16 8丁目集会所	木津川台8丁目24-2
		17 ローレルⅠ期集会所	木津川台6丁目2-2-1
		18 ローレルⅡ期集会所	木津川台6丁目2-2
8	州見台地域	19 州見台1・2丁目集会所	州見台1丁目14-14
		20 州見台3・4・5丁目集会所	州見台4丁目11
		21 東急ドエルアルス木津南コミュニティ一棟キッチンルーム	州見台6丁目1-2
		22 州見台6丁目集会所	州見台6丁目2-125
		23 州見台7・8丁目集会所	州見台8丁目11
9	北平尾地域	24 涌出宮	山城町平尾里屋敷69-1

### III 災害応急対策計画関連資料

#### III-1 市防災行政無線

(1) 移動系及び同報系（アナログ波）

地域	種別		数量
木津川市内	移動系	基地局	1
		移動局	19
	同報系	屋内戸別受信機	山城支所管内各戸設置

(2) 同報系（デジタル波）

地域	種別		数量
木津地域	同報系	屋外拡声発信局（親局）	1
		屋外拡声受信局（子局）	21
		屋内戸別受信機	101
加茂地域		屋外再送信局（子局）	1（当尾）
		屋外拡声受信局（子局）	27
		屋内戸別受信機	55
山城地域		屋外拡声受信局（子局）	17
		屋内戸別受信機	31

（令和7年1月末現在）

## III-2 被害程度の認定基準

分類	用語	被害程度認定基準
人 的 被 害	死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者、又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者。
	負傷者 (重傷者)	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者。 「重傷者」とは、1月以上の治療を要する見込みの者
	(軽傷者)	「軽傷者」とは、1月末満で治療できる見込みの者。
住 家 の 被 害	住 家	現実に居住している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。
	世 帯	生計を一つにしている実際の生活単位。
	全 壊 (全 燃) (全流出)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、消失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	大規 模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
	半 壊 (半 燃)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	準 半 壊	住家の損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で示し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
	一 部 破 損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の損壊で、補修を必要とする程度のもの。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さな損壊は除く。
	床 上 浸 水	住家の床より上に浸水したもの、及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木等の堆積により一時的に居住不能なもの。
	床 下 浸 水	床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。
非住 家 の 被 害		「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目に属さないもので、全壊、半壊程度の被害を受けたもの。ただし、これらの施設に常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。 「公共建物」とは、例えば、役所庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

※「住家被害全壊」の基準にいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。

※「住家被害全壊」の基準にいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

分類	用語	被 告 程 度 認 定 基 準
その他の被害	田 流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能となったもの。
	田 冠水	稻の先端が見えなくなる程度に水につかたるもの。
	畑 流失・埋没	田に準ずる。
	畑 冠水	
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設。
	道路	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたもの。
	橋りょう	道路を連絡するために河川、運河等の上に架設された橋。
	河川	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸。
	港湾	港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設。
	砂防	砂防法（明治 30 年法律第 29 条）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸。
	崖くずれ	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 2 条に規定する急傾斜地崩壊防止施設及び急傾斜地の崩壊（いわゆる崖くずれを含む。）による災害で人命、人家、公共的建物に被害のあったもの。
	地すべり	地すべりによる被害で、地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 2 条に規定する地すべり防止施設及び人命、人家、公共的建物に被害のあったもの。
	土石流	土石流による被害で、人命、人家、公共的建物に被害のあったもの。
	林地崩壊	森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 2 条第 1 項に規定する土地の崩壊とし、山腹崩壊箇所数及び荒廃渓流数の合計数とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害。
	被害船舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数。
	電話	災害によって通話不能となった電話の回線数。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数。
	ガス	ガス事業及び液化石油ガス販売事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数。
り災世帯等	り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯。 例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また、同一家屋の親子夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱う。
	り災者数	り災世帯の構成員とする。
	公共文教施設	公立の文教施設とする。

### III 災害応急対策計画関連資料

分類	用語	被 害 程 度 認 定 基 準
被 害 金 額	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港及び下水道とする。
	その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農産物の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜畜舎等の被害とする。
	水产被害	農林水産業施設以外の水产被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
その他	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等の被害とする。

## III-3 災害救助法施行細則による救助の方法、程度、期間等早見表

昭和38年8月21日京都府規則第26号

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置	災害により、現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり <u>350</u> 円以内 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置・維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者の健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力で住宅を得ることのできない者	○ 建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり <u>6,883,000</u> 円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状復帰のために支出できる費用は、当該地域における実費	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として 5,714,000 円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50 戸未満であっても小規模な施設を設置できる。) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内

### III 災害応急対策計画関連資料

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
		<p>○ 貸貸型応急住宅</p> <p>1 規模 建設型応急住宅に準ずる。</p> <p>2 基本額 地域の実情に応じた額</p>	<p>災害発生の日から 速やかに借上げ、 提供</p>	<p>1 費用は、家賃、共益費、 敷金、礼金、仲介手数料、 火災保険等、民間賃貸住 宅の貸主、仲介業者との 契約に不可欠なものとし て、地域の実情に応じた 額とすること。</p> <p>2 供与期間は建設型応急 住宅と同様。</p>
炊き出し その他による 食品の給与	<p>1 避難所に収容され た者</p> <p>2 住家に被害を受 け、もしくは災害に より現に炊事のでき ない者</p>	<p>1 1人1日当たり <u>1,330</u>円以内</p>	<p>災害発生の日から 7日以内</p>	食品給与のための総経費を 延給食日数で除した金額が 限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ること ができるない者(飲料水 及び炊事のための水で あること。)	当該地域における通常の実費	<p>災害発生の日から 7日以内</p>	1 輸送費、人件費は別途 計上

### III 災害応急対策計画関連資料

救助の種類	対象	費用の限度額			期間		備考					
被服、寝具 その他の生活必需品の給与 又は貸与	全半壊(焼)、流出、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は、災害発生の日をもって決定する。			災害発生の日から10日以内		1 備蓄物資の価格は、年度当初の評価額 2 現物給付に限りること					
		2 下記金額の範囲内										
		区分		1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上 1人増すごとに加算			
		全壊	夏	<u>19,800</u>	<u>25,400</u>	<u>37,700</u>	<u>45,000</u>	<u>57,000</u>	<u>8,300</u>			
		全焼 流失	冬	<u>32,800</u>	<u>42,400</u>	<u>59,000</u>	<u>69,000</u>	<u>87,000</u>	<u>12,000</u>			
		半壊 半焼	夏	<u>6,500</u>	<u>8,700</u>	<u>13,000</u>	<u>15,900</u>	<u>20,000</u>	<u>2,800</u>			
		床上 浸水	冬	<u>10,400</u>	<u>13,600</u>	<u>19,400</u>	<u>23,000</u>	<u>29,000</u>	<u>3,800</u>			
		医療	医療の途を失った者(応急的措置)	1 救護班・使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費			災害発生の日から14日以内		患者等の移送費は、別途計上			
				2 病院又は診療所・国民健康保険診療報酬の額以内								
				3 施術者 協定料金の額内								
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費			分べんした日から7日以内				妊娠等の移送費は、別途計上			
		2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額										
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者	当該地域における通常の実費					災害発生の日から3日以内		1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の検索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上			
	2 生死不明な状態にある者											

### III 災害応急対策計画関連資料

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考						
被災した住宅の応急修理	1 住宅が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	<p>① 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理  <u>合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うもの</u>  <u>1世帯当たり 51,500円以内</u>  <u>災害発生の日から10日以内に完了</u></p> <p>② 日常生活に必要な最小限度の部分の修理  <u>災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をできない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者</u>  <u>居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限の部分に対し現物をもって行う。</u>  <u>1世帯当たり</u>  <u>半壊又は半焼に準ずる程度の損傷の被害を受けた世帯 348,000円</u>  <u>それ以外 717,000円</u></p>	災害発生の日から1ヶ月以内							
生業に必要な資金の貸与	住家が全壊、全焼または流失し、災害のため生業の手段を失つた世帯	<p>1 貸与できる金額は、次の範囲内とする。  (1)生業費1件当たり3万円  (2)就業支度金1件当たり1万5,000円</p> <p>2 貸与期間は2年以内、無利子とする。</p>	災害発生の日から1箇月以内	「生業に必要な資金」は、生業を営むために必要な機械、器具または資材等を購入するための費用に充てるものであつて、生業の見込確実な具体的な事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものであること。						
学用品の給与	住宅の全壊(焼)流失半壊(焼)又は床上浸水により、学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒等	<p>1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材又は正規の授業で使用している教材実費</p> <p>2 文房具及び通学用品は、1人当たり、次の金額以内</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">小学校児童</td> <td style="width: 50%; text-align: right;"><u>5,200円</u></td> </tr> <tr> <td>中学校生徒</td> <td style="text-align: right;"><u>5,500円</u></td> </tr> <tr> <td>高等学校等生徒</td> <td style="text-align: right;"><u>6,000円</u></td> </tr> </table>	小学校児童	<u>5,200円</u>	中学校生徒	<u>5,500円</u>	高等学校等生徒	<u>6,000円</u>	災害発生の日から1ヶ月以内 (教科書) (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
小学校児童	<u>5,200円</u>									
中学校生徒	<u>5,500円</u>									
高等学校等生徒	<u>6,000円</u>									
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人(12歳以上) <u>226,100円以内</u> 小人(12歳未満) <u>180,800円以内</u>	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。						

### III 災害応急対策計画関連資料

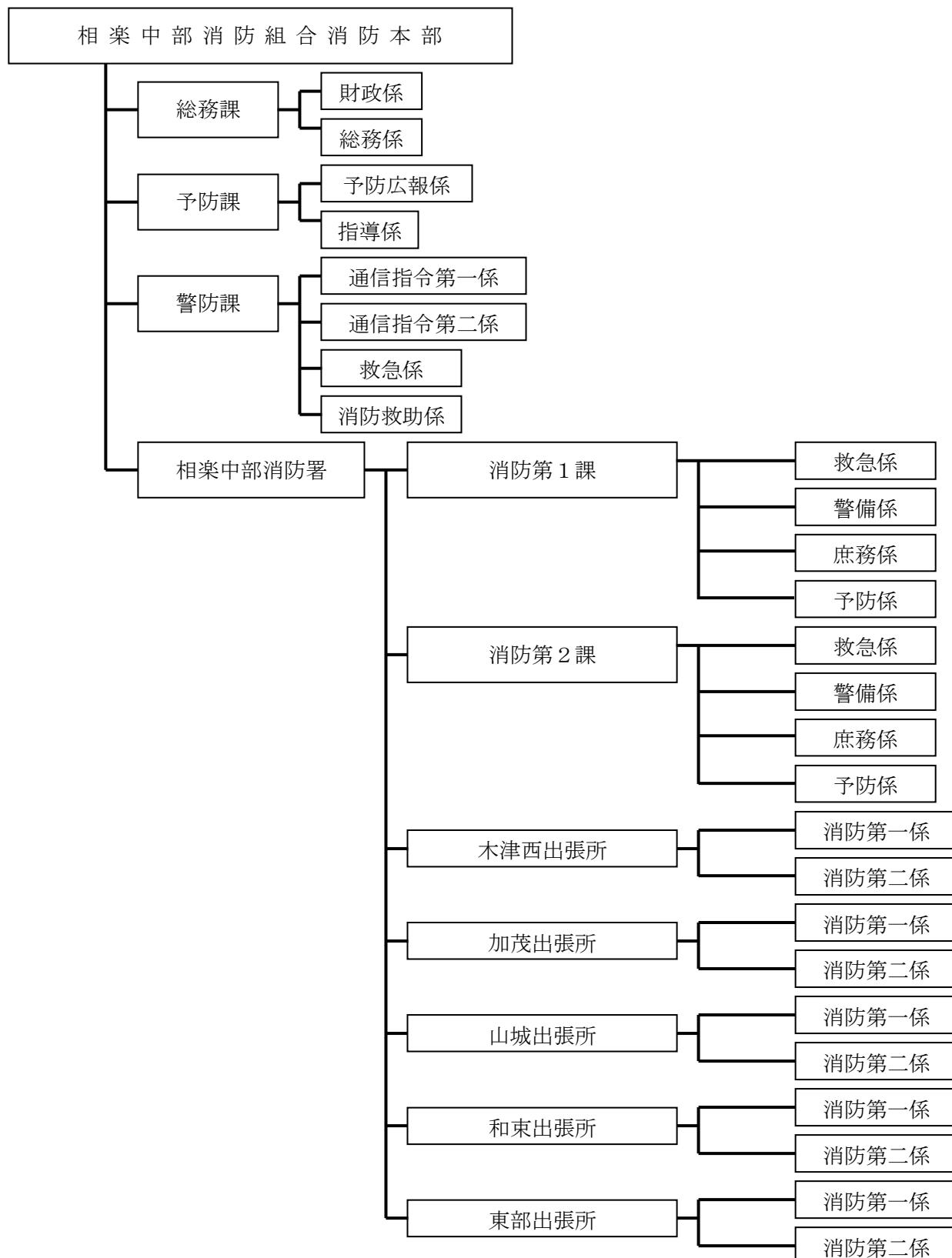
救助の種類	対象	費用の限度額		期間	備考
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ各般の事情により、すでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費		災害発生の日から 10 日以内	1 輸送費、人件費は別途計上 2 災害発生後 3 日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際、死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）とする。	洗浄等	(洗浄、消毒等) 1 体当たり <u>3,600</u> 円以内	災害発生の日から 10 日以内	1 検案は原則として医療関係者 2 輸送費、人件費は別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。
		一時保存	・既存建物借上費 通常の実費 ・既存建物以外 1 体当たり <u>5,700</u> 円以内		
		検案	市職員以外は、慣行料金		
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため、生活に支障をきたしている場合で、自力では除去することができない者	1 世帯当たり <u>140,000</u> 円以内		災害発生の日から 10 日以内	
輸送費及び賃金職員等 雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費		救助の実施が認められる期間以内	

	範囲	費用の限度額	期間	備考
実費弁償	災害救助法施行令第 4 条第 1 号から第 4 号までに規定する者	災害救助法第 7 条第 1 項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途定める額

※ この基準によっては、救助の適切な実施が困難な場合には、知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

## III-4 消防組織

(1) 相楽中部消防組合消防本部・相楽中部消防署の機構



## (2) 市消防団組織表

名 称	行政地域	定員	詰所	車庫	ポンプ車	積載車	その他車
消防団本部	木津川市全域	23	1	3	1	2	4
女性部	木津川市全域	28					
木津 第1分団	第1部	相楽南、北之庄、吐師、兜台、相楽台、東木津川台、西木津川台	94	4	4	4	
	第2部						
	第3部						
	第4部						
木津 第2分団	第1部	木津町、木津、本町西、本町東、下川原、宮ノ裏、城山台（一丁目・八丁目・九丁目）	78	2	2	3	
	第2部						
	本部消防隊	木津川市全域					
木津 第3分団	第1部	木津東部、市坂、州見台、梅美台、城山台（二丁目・三丁目・四丁目・五丁目・六丁目・七丁目・十丁目・十一丁目・十二丁目・十三丁目）	73	3	3	3	
	第2部						
	第3部						
加茂 第1分団	第1部	里二本松、加茂西部、新町、船屋、加茂駅東、加茂東部（兎並、山之上、北、小谷上、小谷下、山田）	101	7	6	5	
	第2部						
	第3部						
	第4部						
加茂 第2分団	第1部	瓶原、加茂東部（錢司）	80	5	5	5	
	第2部						
加茂 第3分団	第1部	当尾、南加茂台	53	4	4	3	
	第2部						
山城 第1分団	第1部	上狛北部、上狛南部	79	2	2	2	
	第2部						
山城 第2分団	第1部	高麗	65	3	3	3	
	第2部						
	第3部						
山城 第3分団	第1部	綺田、北平尾、南平尾	102	4	4	4	
	第2部						
	第3部						
	第4部						
合 計		776	35	36	1	34	4

消防団無線は、基地局 5 局、車載 40 局、携帯局 61 局が整備されている。（令和 6 年 4 月 1 日現在）

## III-5 水防倉庫

## 水防倉庫一覧

水防倉庫名	河川名	設置場所	種別		構造	面積 (m <sup>2</sup> )
			専用	代用		
綺田	天神川	山城町綺田出垣外	○		木造一部コンクリートブロック造平屋	46.34
北平尾	萩の谷川	山城町平尾小島	○		鉄骨造・平屋	12.00
南平尾	鳴子川	山城町平尾西方儀	○		軽量鉄骨造・平屋	16.60
北河原	鳴子川	山城町北河原古屋敷	○		木造・平屋	33.30
椿井	谷川	山城町椿井松尾崎	○		ブロック造・平屋	19.40
消防署(山城出張所)	鳴子川	山城町平尾西方儀		○	鉄筋コンクリート造平屋	26.60
木津町	木津川	木津南垣外		○	鉄骨造2階建	10.00
大野	赤田川	加茂町大野赤田川	○		鉄骨造	28.00
加茂支所	全河川	加茂町里西鳥口		○	鉄骨造	65.00
加茂分団本部車庫・倉庫	全河川	加茂町里西鳥口		○	鉄骨造	54.00
加茂第1分団第1部	新川	加茂町里南里		○	ブロック造	16.80
加茂第1分団第2部	赤田川	加茂町高田柿ノ内		○	木造	16.50
加茂第1分団第3部	新川	加茂町北鷹ヶ原		○	ブロック造	14.00
加茂第1分団第3部	木津川	加茂町北小谷		○	鉄骨造	23.10
加茂第1分団第3部	新川	加茂町兎並小松本		○	鉄骨造	15.40
加茂第1分団第4部	石部川	加茂町観音寺垣添		○	ブロック造	6.25
加茂第1分団第4部	木津川	加茂町里中森		○	鉄筋コンクリート造	23.80
加茂第2分団第1部	木津川	加茂町例幣内垣外		○	鉄骨造	24.00
加茂第2分団第1部	蛇吉川	加茂町例幣畠ヶ谷		○	ブロック造	12.50
加茂第2分団第2部	木津川	加茂町銭司金鑄山		○	鉄骨造	16.80
加茂第2分団第2部	木津川	加茂町岡崎東垣内		○	鉄骨造	15.40
加茂第2分団第2部	木津川	加茂町河原帰虎		○	鉄骨造	13.00
加茂第3分団	新川	加茂町東小上谷ノ下		○	鉄骨造	25.00
加茂第3分団	新川	加茂町辻広垣外		○	鉄骨造	25.00
加茂第3分団	新川	加茂町森ダラニ田		○	鉄骨造	18.00

### III-6 避難指示等の伝達内容

#### (1) 避難指示等の伝達内容（洪水等）

下記の例文を参考に、避難指示等を住民に伝達する。

#### 【警戒レベル3】「高齢者等避難」の場合

緊急放送、緊急放送。  
 こちらは防災木津川市です。  
 ○○川が増水し氾濫するおそれがあるため、洪水浸水想定区域である○○地区に対し、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。  
 ○○地区にいる高齢者や障がいのある人など避難に時間がかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難して下さい。  
 ハザードマップを確認し、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。  
 それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難して下さい。  
 特に、○○川沿いや○○地区にお住まいの方や避難経路が通行止めになるおそれがある方は、自主的に避難して下さい。

#### 【警戒レベル4】「避難指示」の場合

緊急放送、緊急放送。  
 こちらは防災木津川市です。  
 ○○川が（堤防決壊等により）氾濫するおそれが高まったため、洪水浸水想定区域である○○地区に対し、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。  
 ○○地区にいる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難して下さい。  
 ハザードマップを確認し、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。  
 ただし、避難場所等への避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど身の安全を確保して下さい。

#### 【警戒レベル5】「緊急安全確保」の場合

(河川氾濫が切迫している状況)  
 緊急放送、緊急放送。  
 こちらは防災木津川市です。  
 ○○川の水位が既に堤防を越え氾濫が発生しているおそれがあります。  
 洪水浸水想定区域である○○地区に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。  
 ○○地区にいる方は、既に避難場所等への立退き避難を安全にできない場合があります。  
 避難場所等への避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保して下さい。

#### (河川氾濫を確認した状況)

緊急放送、緊急放送。  
 こちらは防災木津川市です。

### III 災害応急対策計画関連資料

○○川の水位が○○付近で堤防を越え氾濫が発生したため、洪水浸水想定区域である○○地区に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。

○○地区にいる方は、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保して下さい。

(具体的な災害の発生状況や考えられる被害、取りうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに努める。)

#### (2) 避難指示等の伝達内容（土砂災害）

下記の例文を参考に、避難指示等を住民に伝達する。

##### 【警戒レベル3】「高齢者等避難」の場合

緊急放送、緊急放送。

こちらは防災木津川市です。

土砂災害が発生するおそれがあるため、○○地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。

○○地区の土砂災害警戒区域にいる高齢者や障がいのある人など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難して下さい。

それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難して下さい。

特に、崖付近や沢沿いにお住まいの方や、避難経路が通行止めになるおそれがある方は自主的に避難して下さい。

##### 【警戒レベル4】「避難指示」の場合

緊急放送、緊急放送。

こちらは防災木津川市です。

土砂災害が発生するおそれが高まったため、○○地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。

○○地区の土砂災害警戒区域にいる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難して下さい。

ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、身の安全を確保して下さい。

##### 【警戒レベル5】「緊急安全確保」の場合

(土砂災害発生が切迫している状況)

緊急放送、緊急放送。

こちらは防災木津川市です。

木津川市に大雨特別警報（土砂災害）が発表され、○○地区では土砂災害が既に発生している可能性が極めて高い状況であるため、○○地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。

避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保して下さい。

(土砂災害発生を確認した状況)

緊急放送、緊急放送。

こちらは防災木津川市です。

○○地区で土砂災害が発生したため、○○地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。

避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保して下さい。

(具体的な災害の発生状況や考えられる被害、取りうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに努める。)

### (3) 避難指示等の伝達先・手段チェックリスト

住民等への伝達	<input type="checkbox"/> 防災行政無線 <input type="checkbox"/> 防災情報メール <input type="checkbox"/> 広報車・消防車両 <input type="checkbox"/> 地域長及び自主防災組織の会長…FAX、電話 <input type="checkbox"/> 市役所ホームページへの掲載 <input type="checkbox"/> エリアメール <input type="checkbox"/> 地元報道機関への依頼…FAX <input type="checkbox"/> 事前登録されている企業…FAX <input type="checkbox"/> サイレン
災害時要配慮者・福祉関係機関への伝達	<input type="checkbox"/> 避難支援者の事前登録者…FAX、電話 <input type="checkbox"/> 避難行動要支援者の事前登録者(団体)…FAX、携帯電話メール <input type="checkbox"/> 避難行動要支援者の避難所となる施設…FAX、電話 <input type="checkbox"/> 社会福祉協議会 <input type="checkbox"/> 民生児童委員協議会 <input type="checkbox"/> 介護保険制度関係者
防災関係機関への伝達	<input type="checkbox"/> 消防団(分団長)…FAX、電話 <input type="checkbox"/> 相楽中部消防組合消防本部…FAX、電話 <input type="checkbox"/> 木津警察署…FAX、電話 <input type="checkbox"/> 府災害対策課…システム、FAX・電話 <input type="checkbox"/> 山城広域振興局…FAX・電話 <input type="checkbox"/> 陸上自衛隊第4施設団…FAX・電話 <input type="checkbox"/> 報道機関への依頼…FAX <input type="checkbox"/> 電力・ガス会社各支店…FAX

## III-7 市内医療機関一覧

## (1) 木津地域

医療機関名	電話	所在地	診療科目
あさの内科クリニック	0774-73-5888	木津川台7丁目1-3	内科、消化器科、循環器科
飯田医院	0774-72-0055	木津町瓦谷56	内科、小児科、放射線科
いさじ医院	0774-75-2153	木津西小林10-1	外科、内科、整形外科
いしわりこどもクリニック	0774-71-8212	州見台8丁目4-10	小児科、アレルギー科
いとうクリニック	0774-71-5511	木津池田34-6	泌尿器科、人工透析
いわたレディースクリニック	0774-39-3999	相楽台1丁目1-1 イオンモール高の原3階	産婦人科、女性内科
小堤医院	0774-73-2554	州見台3丁目8-5	内科、小児科、アレルギー科
河村医院	0774-72-0130	相楽台2丁目2-15	胃腸科、外科、内科
門林神経科	0774-72-3075	相楽台5丁目2-3	神経科、精神科
吉川医院	0774-72-5800	木津雲村151	内科、放射線科
きゅうまウイメンズクリニック	0774-71-8163	州見台7丁目1-28	産婦人科、内科
小出医院	0774-72-9090	兜台7丁目5-9	内科
ごとう耳鼻咽喉科	0774-73-8733	吐師山下1 吐師医療ビル2F	耳鼻咽喉科、アレルギー科
西城医院	0774-72-5770	相楽台2丁目9-5	内科
ささき整形外科	0774-72-8525	木津町西垣外37	整形外科、リウマチ科
つじのうえクリニック	0774-73-9293	州見台7丁目1-14	内科、小児科
つなもと医院	0774-71-5400	兜台3丁目3-1	小児科、内科
とうじ診療所	0774-73-3895	相楽大徳55-4	内科、外科、整形外科
豊田耳鼻咽喉科	0774-72-5525	木津駅前1丁目23	耳鼻咽喉科
中島整形外科	0774-71-4343	吐師南ノ中条5-1	整形外科、リハビリテーション科
長井小児科医院	0774-73-2335	木津殿城66-6	小児科
錦見医院	0774-72-5860	相楽台9丁目3-7	内科、小児科
橋本医院	0774-73-0440	木津清水89	皮膚科、泌尿器科、内科
はただ診療所	0774-73-8880	市坂六本木76	精神科、神経科、内科
華クリニック	0774-72-2747	兜台4丁目3-9	産婦人科、女性内科
藤川医院	0774-72-5811	相楽川ノ尻81-1	内科、放射線科
ふるかわ医院	0774-75-2650	吐師宮ノ前15-18	小児科、内科、アレルギー科
松尾クリニック	0774-75-2259	州見台5丁目21-4	内科、消化器科、放射線科
松森内科医院	0774-73-0669	木津川原田27-3	内科、放射線科
松吉皮膚科	0774-71-3527	吐師山下1吐師医療ビル1階	皮膚科
安田眼科	0774-71-8271	相楽台1丁目1-1 イオンモール高の原3階	眼科
山下医院	0774-72-7650	相楽高下46	整形外科、外科、内科、リウマチ科
やました小児科医院	0774-73-6873	兜台7丁目10-7	小児科、アレルギー科
よしかわ眼科	0774-73-3700	木津駅前1丁目5	眼科

### III 災害応急対策計画関連資料

医療機関名	電話	所在地	診療科目
秋田歯科医院	0774-72-7464	兜台3丁目1-8	歯科
井上歯科医院	0774-72-8431	木津上戸61-1	歯科、小児歯科
かみばやし歯科医院	0774-75-2810	州見台3丁目8-5-103	歯科、小児歯科、口腔外科
きむら歯科	0774-71-5000	木津殿城11-3	歯科、小児歯科
笛井歯科医院	0774-72-6556	相楽台8丁目13-2	歯科、小児歯科、矯正歯科
とみた歯科	0774-72-0551	木津清水60	歯科、口腔外科、小児歯科
内藤歯科	0774-71-0711	兜台3丁目9-4	歯科、小児歯科
長澤歯科医院	0774-72-0670	木津駅前1丁目38	歯科、矯正歯科、口腔外科、小児歯科
福田歯科医院	0774-72-3841	相楽城西70-1	歯科
ふじわら歯科クリニック	0774-75-1848	梅美台4丁目12-17	歯科、口腔外科、小児歯科、矯正歯科
坊歯科医院	0774-72-8281	相楽城下12-1	歯科、小児歯科
巻野歯科医院	0774-72-8148	相楽高下43-6	歯科
ヨシキデンタルクリニック	0774-75-1777	州見台1丁目1ガーデンモール木津川2階	歯科、矯正歯科、小児歯科、口腔外科
わたなべ歯科クリニック	0774-39-4182	木津川台7丁目1-1	歯科、矯正歯科、小児歯科、口腔外科
京都山城総合医療センター (救急指定病院)	0774-72-0235	木津駅前1丁目27	内科、神経内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、泌尿器科、皮膚科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科

#### (2) 加茂地域

医療機関名	電話	所在地	診療科目
池田医院	0774-76-8127	加茂町里新戸71	内科
一瀬医院	0774-76-5310	南加茂台5丁目10-10	内科、循環器科、小児科
兎本眼科	0774-76-3200	加茂町里西鳥口10-2	眼科
岡村耳鼻咽喉科医院	0774-76-7126	南加茂台9丁目19-2	耳鼻咽喉科
小川医院	0774-76-7100	南加茂台9丁目17-2	内科、小児科
松井整形外科医院	0774-76-7741	加茂町大野ウヅ73	整形外科、リウマチ科、リハビリテーション科
山本医院	0774-76-4856	南加茂台9丁目19-7	内科、外科、整形外科・
吉村医院	0774-76-8424	加茂町駅東2丁目6-12	内科、小児科
いのうえ歯科クリニック	0774-76-0556	加茂町駅東3丁目4-5	歯科、小児歯科、歯科口腔外科
小西歯科医院	0774-76-4726	南加茂台9丁目19-3	歯科、小児歯科、口腔外科
阪口歯科医院	0774-76-3670	南加茂台5丁目10-8	歯科
住岡歯科医院	0774-76-2407	加茂町里東鳥口9-1	歯科、矯正歯科、小児歯科

### III 災害応急対策計画関連資料

#### (3) 山城地域

医療機関名	電話	所在地	診療科目
岡田医院	0774-86-3036	山城町綺田神ノ木 86	内科、消化器科、外科、小児科、放射線科
小沢医院	0774-86-0630	山城町平尾南払戸 112	内科、呼吸器科、眼科
柳沢診療所	0774-86-2051	山城町上狛東作り道 5-1	内科
若菜医院	0774-86-2064	山城町椿井舟戸 27-1	小児科、内科
大西歯科医院	0774-99-0050	山城町平尾不知田 71	歯科
柿木歯科診療所	0774-86-2227	山城町上狛前畠 12-1	歯科

(記載の医療機関は、相楽医師会加入の医療機関)

## III-8 災害対策用ヘリコプター離着陸場一覧

## (1) 木津地域

名称	電話	住所	座標	面積 (m <sup>2</sup> )	給水	ドクターヘリ	府受援 計画分
木津小学校グラウンド	0774-72-0038	木津町内垣外 95	E135° 48' 56" N34° 44' 15"	約 40×50	○		
相楽小学校グラウンド	0774-72-0221	相楽清水 1	E135° 48' 04" N34° 44' 12"	約 70×75	○	○	
高の原小学校グラウンド	0774-72-8737	兜台 4 丁目 4-1	E135° 47' 00" N34° 43' 36"	約 80×90	○	○	
木津中学校グラウンド	0774-72-0007	相楽高下 4-8	E135° 48' 17" N34° 44' 10"	約 70×100	○	○	
相楽台小学校グラウンド	0774-72-4005	相楽台 5 丁目 17-1	E135° 47' 48" N34° 43' 39"	約 90×100	○	○	
木津川台小学校グラウンド	0774-73-2418	木津川台 2 丁目 4	E135° 47' 24" N34° 44' 38"	約 85×150	○	○	
梅美台小学校グラウンド	0774-73-6421	梅美台 4 丁目 26	E135° 50' 23" N34° 42' 56"	約 70×100	○	○	
州見台小学校グラウンド	0774-72-9237	州見台 1 丁目 32	E135° 49' 24" N34° 43' 00"	約 70×90	○	○	
木津第二中学校グラウンド	0774-72-8734	兜台 6 丁目 1	E135° 47' 11" N34° 43' 46"	約 80×100	○	○	
木津高等学校グラウンド	0774-72-0031	木津内田山 34	E135° 49' 54" N34° 44' 16"	約 70×100	○	○	
南陽高等学校グラウンド	0774-72-8730	兜台 6 丁目 2	E135° 47' 08" N34° 43' 50"	約 70×100	○	○	
木津南中学校グラウンド	0774-71-0850	州見台 4 丁目 26	E135° 49' 53" N34° 43' 11"	約 80×50	○	○	
木津グラウンド	0774-73-2323	木津川端 69-1	E135° 48' 44" N34° 44' 22"	76×102		○	○
中央体育館南側駐車場	0774-73-2323	木津石塚 147	E135° 48' 32" N34° 43' 40"	約 40×40	○	○	
株式会社カントリークラブ	0774-72-1221	鹿背山桿ヶ谷 1-9	E135° 50' 52" N34° 43' 49"	約 30×40		○	
城山台小学校グラウンド	0774-71-3900	城山台六丁目 1 番地 1	E135° 50' 15" N34° 43' 58"	約 100×80	○	○	

### III 災害応急対策計画関連資料

#### (2) 加茂地区

名称	電話	住所	座標	面積 (m <sup>2</sup> )	給水	ドクターヘリ	府受援 計画分
恭仁小学校グラウンド	0774-76-2103	例幣中切 31・32	E135° 51' 42" N34° 45' 55"	約 40× 50	○	○	
加茂小学校グラウンド	0774-76-2102	加茂里西上田 11-1	E135° 51' 59" N34° 44' 54"	約 70× 80		○	
当尾の郷会館グラウンド	0774-76-2234	辻下垣外 16	E135° 52' 58" N34° 43' 57"	約 50× 50		○	
泉川中学校グラウンド	0774-76-2101	大野鳥田 75	E135° 51' 46" N34° 44' 46"	約 100× 110	○	○	
加茂グラウンド(山ノ上)	0774-73-2323	大野中宇称 57	E135° 52' 55" N34° 45' 19"	約 60× 80	○	○	
赤田川グラウンド	0774-73-2323	里赤田川 1	E135° 52' 03" N34° 44' 36"	約 50× 80		○	
加茂カントリークラブ	0774-76-4311	高去花原 7	E135° 54' 18" N34° 44' 18"	—		○	

(南加茂台小学校は高压線あり)

#### (3) 山城地域

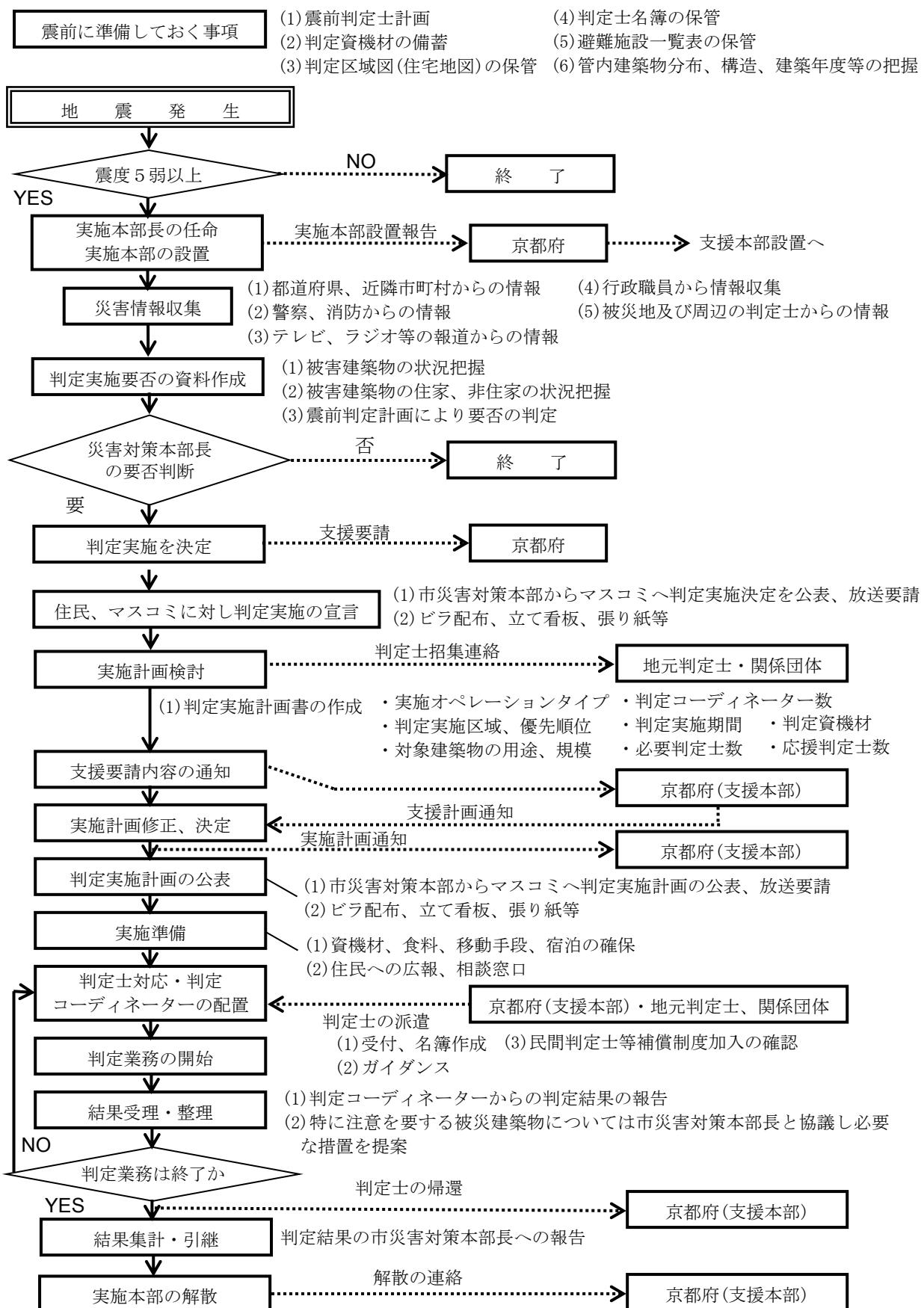
名称	電話	住所	座標	面積 (m <sup>2</sup> )	給水	ドクターヘリ	府受援 計画分
上狹小学校グラウンド	0774-86-2002	上狹学校 1	E135° 49' 09" N34° 45' 12"	約 70× 80	○	○	
棚倉小学校グラウンド	0774-86-2513	綺田局塚 14	E135° 48' 40" N34° 46' 56"	約 80× 100	○	○	
山城中学校グラウンド	0774-86-2001	椿井柳田 33	E135° 49' 00" N34° 45' 24"	約 60× 90	○	○	
不動川公園グラウンド	0774-86-5851	平尾大谷 1	E135° 49' 19" N34° 46' 39"	約 100× 120		○	○
山城総合文化センター (アスピアやましろ)駐車場	0774-86-5851	平尾前田 24	E135° 48' 42" N34° 46' 36"	約 50× 70 駐車台数 180 台	○	○	

- ※ 林野火災で消防・防災ヘリコプターへの給水が可の場合、「給水欄」に○(△は可搬ポンプによる河川からの給水を指す)
- ※ ドクターへリ発着予定場所は「ドクターへリ欄」に○
- ※ 府緊急消防援助隊受援計画に登録されている場合、「府受援計画分」に○

## III-9 応急危険度判定調査フロー

出典：被災建築物応急危険度判定必携

## 実施本部(木津川市)作業フロー



## III-10 自衛隊活動拠点

## (1) 航空部隊の活動拠点

機関等名称		京都市消防ヘリポート(京都市消防航空隊基地)
所在地		京都市伏見区横大路千両松町
構造・規模	敷地	8,638m <sup>2</sup>
	格納庫	544m <sup>2</sup>
	着陸帯	長さ 47m・幅 30m
	滑走路	長さ 17m・幅 15m
	誘導路	長さ 7.5m・幅 6m
	エプロン(駐機場)	942m <sup>2</sup>
その他の設備		給油設備・風向指示器・気象観測装置
電話		075-621-1834
FAX		075-621-1683

## (2) 陸上部隊の進出拠点

受入方面		南部（北）	南部（南）
ルート		京滋バイパス 新名神高速道路 京奈道路 国道 24 号	国道 24 号・国道 163 号 新名神高速道路 京奈道路
名称	(所在/目標物)	山城総合運動公園第 2 競技場	木津川市中央体育館
面積	m <sup>2</sup>	15,780	—
駐車台数		—	50
野営可否		可	可
トイレ有無		有	有
管轄本部	責任者	宇治市消防本部警防課長	相楽中部消防組合消防本部 警防課長
連絡先	昼間	0774-39-9404	0774-72-2119
	夜間	0774-39-9405 (指令室)	0774-72-2119

## (3) 陸上部隊の活動拠点

消防本部	相楽中部消防組合消防本部			
責任者	消防本部警防課長 0774-72-2119			
受入方面	進入通路 (緊急交通路)	集結場所名称	目標物	駐車台数
全方面	国道 163 号	木津川市中央体育館	木津中央体育館	50
	・国道 163 号 ・主要地方道天理加茂木津線	木津川市加茂文化センター	木津川市加茂支所	20
	・国道 24 号 ・主要地方道上狹城陽線	木津川市山城総合文化センター	JR 西日本棚倉駅	30

## III-11 原子力災害発生時の広域避難者の受入避難所



地域名	世帯数	人口	地区名	世帯数	人口	一時待機場所	避難所
宮津中部	634	1,197	本町	64	112		高の原小学校
			魚屋	105	201		木津第二中学校
			新浜	53	92		木津小学校
			宮本	103	201		中央交流会館 木津川台小学校 木津南中学校
			万町	106	195		
			京街道	66	136		東部交流会館 州見台小学校 木津保健センター
			大久保	35	66		
			柳縄手	57	114		中央体育館
			島崎	45	80		
宮津西部	662	1,271	金屋谷	38	81		西部交流会館
			亀ヶ丘	81	147		木津老人福祉センター
			松ヶ岡	74	148		相楽小学校
			池ノ谷	24	40		市民スポーツセンター 相楽台小学校
			白柏	58	113		
			浪花	89	162		女性センター 木津中学校
			漁師町	145	299		
			日吉	64	112		梅美台小学校
			杉末	89	169		
粟田地区	788	1,662	新宮	32	70		上狛小学校
			監	43	99		山城老人福祉センター 山城保健センター
			中村	30	56		櫻倉小学校 山城総合文化センター 山城中学校
			小寺	70	153		
			上司	195	405		泉川中学校
			中津	78	168		
			小田宿野	113	254		加茂文化センター 加茂保健センター 加茂ふれあいセンター
			島陰	26	65		
			銀丘	54	92		南加茂台小学校
			鏡ヶ浦	16	34		南加茂台公民館
			田井	38	87		
			矢原	16	36		城山台小学校 加茂青少年センター 加茂小学校
			獅子	77	143		

## IV 災害復旧計画関連資料

### IV-1 市税の減免

木津川市非常災害による被害者に対する市税の減免に関する条例

平成 19 年 3 月 12 日  
条例第 57 号

(趣旨)

**第1条** この条例は、法令その他別に定めがあるもののほか、非常災害により特に甚だしい災害を受け、かつ、担税能力を著しく喪失した者に対して課する当該年度分の市民税、固定資産税及び都市計画税の減免に関し必要な事項を定めるものとする。

(市民税の減免)

**第2条** 災害により市民税の納税義務者（個人に限る。以下同じ。）が次の表に掲げる事由のいずれかに該当することとなった場合においては、当該納税義務者に対して課する災害を受けた日の属する年度（以下「当該年度」という。）分の市民税額のうち災害を受けた月以後の納期に係る税額（特別徴収される市民税については、同日以後において徴収すべき税額とする。以下同じ。）について同表に掲げる区分に応じ、同表に掲げる割合により軽減し、又は免除する。

事由	軽減又は免除の割合
死亡した場合	全部
生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定による生活扶助を受けることとなった場合	全部
障害者（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 292 条第 1 項第 9 号に規定する障害者をいう。）となった場合	10 分の 9

2 災害によりその者（納税義務者の法第 292 条第 1 項第 7 号に規定する控除対象配偶者又は同項第 8 号に規定する扶養親族を含む。）の所有する住宅又は家財について生じた損害金額（保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。）が、その住宅又は家財の価格の 10 分の 3 以上であるもので、前年中の同項第 13 号に規定する合計所得金額（法附則第 33 条の 3 第 5 項において準用する同条第 1 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第 34 条第 4 項において準用する同条第 1 項に規定する課税長期譲渡所得金額（法第 314 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。）、法附則第 35 条第 5 項において準用する同条第 1 項に規定する課税短期譲渡所得金額（法第 314 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。）、法附則第 35 条の 2 第 9 項において準用する同条第 1 項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額又は法附則第 35 条の 4 第 4 項において準用する同条第 1 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額がある場合には、これらの金額を含む。以下「合計所得金額」という。）が 1,000 万円以下であるものに対しては、当該納税義務者に対して課する当該年度分の市民税額のうち、災害を受けた月以後の納期に係る税額について次の表に掲げる区分に応じ、同表に掲げる割合により軽減し、又は免除する。

区分	軽減又は免除の割合	
損害程度	3/10 以上 5/10 未満のとき	5/10 以上のとき
合計所得金額 500 万円以下であるとき	2 分の 1	全部
750 万円以下であるとき	4 分の 1	2 分の 1
750 万円を超えるとき	8 分の 1	4 分の 1

(農業所得に係る市民税の減免)

**第3条** 冷害、凍霜害及び干害等により当該年度中に収穫すべき農作物について生じた減収による損失額の合計額（農作物の減収価額から農業災害補償法（昭和22年法律第185号）によって支払われるべき農作物共済金額を控除した金額）が、平年における当該農作物による収入額の10分の3以上であるもので、前年中における法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額が1,000万円以下であるもの（当該合計所得金額のうち農業所得以外の所得が400万円を超えるものを除く。）に対しては、当該納税義務者に対して課する市民税の所得割額（前年中における農業所得に係る総所得金額と農業所得以外の所得に係る総所得金額とにあん分して得た当該農業所得に係る所得割額とする。）のうち災害を受けた月以後の納期に係る税額について次の表に掲げる区分に応じ、同表に掲げる割合により軽減し、又は免除する。

合計所得金額	軽減又は免除の割合
300万円以下であるとき	全部
400万円以下であるとき	10分の8
550万円以下であるとき	10分の6
750万円以下であるとき	10分の4
750万円を超えるとき	10分の2

(土地に対する固定資産税及び都市計画税の減免)

**第4条** 災害により被害を受けた農地及び宅地が流失、水没、埋没又は崩壊等により作付不能又は使用不能となった場合においては、当該農地又は宅地に対して課する当該年度分の固定資産税額及び都市計画税額のうち、災害を受けた月以後の納期に係る税額について次の表に掲げる区分に応じ、同表に掲げる割合により軽減し、又は免除する。

損害の程度	軽減又は免除の割合
被害面積が当該土地の面積の8/10以上であるとき	全部
被害面積が当該土地の面積の6/10以上8/10未満であるとき	10分の8
被害面積が当該土地の面積の4/10以上6/10未満であるとき	10分の6
被害面積が当該土地の面積の2/10以上4/10未満であるとき	10分の4

2 災害により被害を受けた農地及び宅地以外の土地に係る当該年度分の固定資産税及び都市計画税については、前項の規定に準じてその税額を軽減し、又は免除する。

(家屋に対する固定資産税及び都市計画税の減免)

**第5条** 災害により家屋が被害を受けた場合においては、当該家屋に対して課する当該年度分の固定資産税額及び都市計画税額のうち、災害を受けた月以後の納期に係る税額について、次の表に掲げる区分に応じ、同表に掲げる割合により軽減し、又は免除する。

損害の程度	軽減又は免除の割合
全壊、流失、埋没等により家屋の原形をとどめないとき又は復旧不能のとき	全部
主要構造部分が著しく損傷し大修理を必要とする場合で当該家屋の価格の10分の6以上の価値を減じたとき	10分の8
屋根、内壁、外壁、建具等に損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価格の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたとき	10分の6
下壁、畳等に損傷を受け居住又は使用目的を損じ、修理又は取替を必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の2以上10分の4未満の価格を減じたとき	10分の4

(償却資産に対する固定資産税の減免)

**第6条** 災害により被害を受けた償却資産については、当該償却資産に対して課する当該年度分の

固定資産税額のうち災害を受けた月以後の納期に係る税額を前条の規定の例によって軽減し、又は免除する。ただし、他の市町村のにわたり償却資産を所有する法人については、その所有する全償却資産に係る被害率等を勘案の上必要と認められる限度において軽減し、又は免除するものとする。

(被災日以後に納期がない場合の特例)

**第7条** 第2条から前条までの規定を適用する場合において、被災年度の市民税又は固定資産税及び都市計画税について被災日以後の納期に係る税額がないときは、当該納税義務者に対して被災年度分の市民税額又は固定資産税額及び都市計画税額の4分の1に該当する額を当該被災日以後の納期に係る税額とみなし、第2条から前条までの規定の例により当該翌年度において軽減し、又は免除する。

(減免の申請)

**第8条** 第2条から前条までの規定によって市税の減免を受けようとする者は、申請書に被害を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、被害を証明する書類を添付することができない特別の事情があると市長が認めたときは、この限りでない。

(減免の決定通知)

**第9条** 市長は、前条の規定による減免の申請があった場合においては、速やかにその被害の事実、程度等の状況の調査を行い、減免の可否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

(減免の取消し)

**第10条** 市長は、虚偽の申請その他不正の行為により市民税、固定資産税及び都市計画税の減免を受けた者がある場合は、直ちにその者に係る減免の全部又は一部について減免を取り消すものとする。

## 附 則

(施行期日)

**第1条** この条例は、平成19年3月12日から施行する。

(経過措置)

**第2条** この条例の施行の日の前日までに、合併前の非常災害による被害者に対する町税の減免に関する条例（昭和36年木津町条例第15号）、災害に因る被害者に対する町税の減免に関する条例（昭和34年山城町条例第14号）又は非常災害に因る被害者に対する町税の減免に関する条例（昭和36年山城町条例第15号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

**IV-2 災害見舞金支給要綱**

## 木津川市災害見舞金支給要綱

平成 25 年 10 月 24 日  
木津川市告示第 178 号

## (目的)

**第1条** この告示は、災害により被害を受けた市民に対し、災害見舞金（以下「見舞金」という。）を支給することにより復興の一助とし、もって市民福祉の向上を図ることを目的とする。

## (定義)

**第2条** この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、地震、地滑りその他の異常な自然現象又は火事若しくは爆発により、市内において被害が生ずることをいう。
- (2) 住居 現に居住のために使用されている建物をいう。
- (3) 世帯 生計を一にしている実際の生活単位をいう。
- (4) 全焼 住居の焼失した部分が、その住居の延床面積の 70 %以上に達していることをいう。
- (5) 半焼 住居の焼失した部分が、その住居の延床面積の 20 %以上 70 %未満に達していることをいう。
- (6) 水損 火災に伴う消火活動により住居が冠水したもので、冠水した部分がその住居の延床面積の 20 %以上に達していることをいう。
- (7) 全壊 住居の損壊した部分が、その住居の延床面積の 70 %以上に達していることをいう。
- (8) 半壊 住居の損壊した部分が、その住居の延床面積の 20 %以上 70 %未満に達していることをいう。
- (9) 床上浸水 住居 1 階部分の床板以上に浸水したことをいう。
- (10) 被害 災害により第 4 号から前号のいずれかに該当する被害を受けることをいう。

## (支給の対象)

**第3条** 見舞金の支給対象は、木津川市に居住し、災害により住居に被害を受けた世帯とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

## (支給基準)

**第4条** 見舞金の支給基準は、別表のとおりとする。

## (支給の決定)

**第5条** 市長は、災害が発生したときは市長が指名する職員が報告する見舞金支給調書に基づき、見舞金の支給を決定し、支給するものとする。

## (支給の制限)

**第6条** 見舞金は、当該災害が被害を受けた世帯員又は同居している者の故意又は重大な過失により発生した場合は支給しないことができる。

## (見舞金の返還)

**第7条** 市長は、偽りその他不正な手段により見舞金を受けた者があるときは、既に支給した見舞金の全額又は一部を返還させることができる。

## (補則)

**第8条** この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

この告示は、公布の日から施行し、平成25年9月16日から適用する。

別表（第4条関係）

被害の状況	見舞金の額	
全焼又は全壊	1世帯当たり	100,000円
半焼又は半壊	1世帯当たり	50,000円
水損	1世帯当たり	20,000円
床上浸水	1世帯当たり	20,000円

**IV-3 大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付要綱**

大規模自然災害に係る木津川市地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付要綱

平成 27 年 5 月 12 日

木津川市告示第 83 号

(趣旨)

第1条 大規模自然災害により生活基盤となる住宅等の被害を受けた市民が、可能な限り早期に安定した生活を再建することにより地域のコミュニティの崩壊を防止し、活力を取り戻すため、市は、被災住宅の再建等を行う者に対し、その費用の一部について木津川市補助金等の交付に関する規則（平成 19 年木津川市規則第 36 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示に定めるところにより、予算の範囲内で地域再建被災者住宅等支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 大規模自然災害 被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号。以下「支援法」という。）

第2条第1号に規定する自然災害（以下「自然災害」という。）であって、次のいずれかに該当するもの（大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号）第2条第9号に規定する特定大規模災害等に該当する自然災害その他本市の区域内（以下「市内」という。）で発生した著しく異常かつ激甚な自然災害であって市長が別に定めるものを除く。）をいう。

ア 支援法第2条第2号に規定する政令で定める自然災害を生じさせた異常な自然現象により住宅の被害（その被害が住宅の床上に達しない程度の浸水により生じたものである場合における当該被害を除く。以下同じ。）が発生した場合における、当該自然現象により生じた自然災害（市内における住宅の被害に限る。イにおいて「支援法適用等災害」という。）であって、イの自然災害に該当しないもの

イ 支援法適用等災害による住宅の被害及び当該支援法適用等災害を生じさせた異常な自然現象と異なる異常な自然現象により生じた自然災害による住宅の被害が、同時に若しくは連続して発生し、又は近接した期間内に発生した場合であって、これらの自然災害に対する関係行政機関による一体的な災害応急対策及び災害復旧の実施状況その他の事情を勘案してこれらの自然災害を一の自然災害として取り扱うことが適当であると市長が認めたときにおけるこれらの自然災害（市内における住宅の被害に限る。）

(2) 全壊 次に掲げる被害の程度のいずれかに該当するものをいう。

ア 住宅全部の倒壊又は流失

イ 補修により居住することができる住宅の状態に復旧をすることができない又は当該復旧をすることが著しく困難であると認められる、次に掲げる被害の程度のいずれかに該当するもの

(ア) 損壊し、又は流失した部分の床面積が当該住宅の延べ床面積の 70 パーセント以上に達するもの

- (イ) 災害の被害認定基準について（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）に係る運用指針（以下「運用指針」という。）を適用して算出した、住宅の主要な構成要素に係る経済的被害を示す値が住宅全体の経済的価値を示す値の50パーセント以上に達するもの
- (3) 大規模半壊 次に掲げる被害の程度のいずれかに該当するもの（全壊に該当するものを除く。）のうち、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号に規定する構造耐力上重要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められるものをいう。
- ア 損壊し、又は流失した部分の床面積が当該住宅の延べ床面積の50パーセント以上70パーセント未満であるもの
  - イ 運用指針を適用して算出した、住宅の主要な構成要素に係る経済的被害を示す値が住宅全体の経済的価値を示す値の40パーセント以上50パーセント未満であるもの
- (4) 半壊 補修により居住することができる住宅の状態に復旧をすることが可能と認められる、次に掲げる被害の程度のいずれかに該当するもの（全壊又は大規模半壊に該当するものを除く。）をいう。
- ア 損壊し、又は流失した部分の床面積が当該住宅の延べ床面積の20パーセント以上70パーセント未満であるもの
  - イ 運用指針を適用して算出した、住宅の主要な構成要素に係る経済的被害を示す値が住宅全体の経済的価値を示す値の20パーセント以上50パーセント未満であるもの
- (5) 一部破損 住宅の被害が半壊に達しない程度のもの（住宅の床上に達しない程度の浸水により生じた程度のものを除く。）のうち、屋根等の破損に伴う雨漏り等により、その住宅に一時的に居住することができなくなった程度のものをいう。
- (6) 床上浸水 住宅の床上以上に達した程度の浸水によって土砂、竹木等が堆積したこと等により、その住宅に一時的に居住することができなくなった程度のもの（住宅の床上以上に達した程度の浸水によって土砂、竹木等が堆積したこと等により、当該住宅に一時的に居住することができなくなったと認められるものに限る。）をいう。
- (7) 被災住宅 大規模自然災害により第2号から前号までに掲げる程度の被害を受けた市内にある住宅で、当該大規模自然災害が発生した時に主たる居住の用に供されていたものをいう。
- (8) 被災住宅の再建 市内において、被災住宅に代わる住宅の新築、購入若しくは補修又は被災住宅の補修を行うことをいう。
- (9) 被災住宅に代わる住宅の賃借 市内において、被災住宅に代わる住宅として居住するための住宅（公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅を除く。）を賃借することをいう。
- (10) 被災住宅の再建等 被災住宅の再建又は被災住宅に代わる住宅の賃借をいう。
- (11) 支援対象者 被災住宅の居住者が属する世帯の世帯主をいう。
- (12) 支援金 支援法第3条第1項に規定する支援金で、当該大規模自然災害に関し支援対象者が受けることができるものをいう。
- (13) 新築・購入費 被災住宅に代わる住宅の新築工事費又は購入費（購入後直ちに行う補修工事

費を含み、土地の取得費を除く。)をいう。

- (14) 補修費 被災住宅又は被災住宅に代わる住宅の補修工事費をいう。
- (15) 賃借費 被災住宅に代わる住宅の賃借に係る経費をいう。
- (16) 解体費等 被災住宅の解体若しくは除却又はその敷地内の土地の整地に係る経費をいう。
- (17) 住宅再建経費 支援対象者が支出する第13号から前号までに掲げる経費をいう。
- (18) 住宅再建関連経費 被災住宅において使用されていた家具、家庭用電気機械器具等の修理又はこれらの物品に代わる物品の購入、被災住宅の清掃等、支援対象者が実施する被災住宅の再建等に関連する経費(住宅再建経費に該当する経費を除く。)として市長が必要と認める経費であつて、支援対象者が支出するものをいう。
- (19) 支援対象経費 前2号に掲げる経費で大規模自然災害の規模、被災地域の実情等を勘案して、当該大規模自然災害ごとに、被災住宅の再建等に必要な期間として市長が別に定める期間内にその支払が完了するもの(第15号に掲げる経費にあっては、当該期間の末日が属する月の前月分までの住宅の賃借に係る経費に限る。)をいう。
- (20) 補助金 被災住宅の再建等のために交付する補助金で支援対象経費を補助の対象とするものをいう。

#### (補助対象事業及び補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、支援対象者に対し支援対象経費について補助金を交付する事業とする。

2 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次の各号に掲げる支援対象経費の区分に応じ当該各号に定める経費とする。

- (1) 住宅再建経費 別表の補助対象事業の欄に掲げる補助対象事業の内容及び同表の支援対象者の欄に掲げる者の区分に応じ、同表の補助対象経費の欄に掲げる経費
- (2) 住宅再建関連経費 支援対象者に対し住宅再建関連経費について補助金を交付する場合における当該補助に要する経費(支援対象者につき住宅再建関連経費が5万円を超える場合、当該超える額については補助の対象としない。)
- 3 一の大規模自然災害に関し、支援対象者に対し住宅再建経費及び住宅再建関連経費のいずれの経費についても補助金を交付する場合において、当該補助に要した経費の額が当該支援対象者に係る別表の基準限度額の欄に掲げる額を超えるときは、前項の規定にかかわらず、当該超える額については、補助の対象としない。
- 4 補助金の額は、千円単位とし、端数は、切り捨てるものとする。

#### (補助金の交付申請)

第4条 規則第4条の補助金等交付申請書は、地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付申請書(別記様式第1号。以下「申請書」という。)によるものとする。

2 申請書に添付しなければならない書類は、次に掲げる書類とする。ただし、市長が別の方法等により確認できることとして添付しないことを認めた場合は、この限りでない。

- (1) 罹災証明書(写し)
- (2) 支援対象者の住民票に記載された事項を証明した書類

- (3) 支援対象経費の額を確認できる書類
  - (4) その他市長が必要と認める書類
- (交付の決定)

第5条 規則第6条の規定による通知は、地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付決定通知書(別記様式第2号)により行うものとする。

(交付の条件)

第6条 支援対象者は、補助金の交付決定後に事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けるものとする。

(変更申請)

第7条 支援対象者は、第4条に規定する申請書又はその添付書類に記載した事項を変更しようとする場合には、地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付変更申請書(別記様式第3号。以下「変更申請書」という。)を市長に提出しなければならない。ただし、変更しようとする内容が、次の各号のいずれかにのみ該当する場合にあっては、この限りでない。

- (1) 被災住宅の再建に係る経費の額(補助金の額の変更を伴わないものに限る。)
- (2) 工事着手年月日及び工事完了(予定)年月日(工事完了(予定)の年度の変更を伴わないものに限る。)

2 変更申請書に添付しなければならない書類は、第4条第2項各号に掲げるもののうち、当該変更に係る書類とする。

3 第1項の規定により変更申請が提出された場合は、前2条の規定を準用する。

(実績報告)

第8条 規則第13条の補助事業等実績報告書は、地域再建被災者住宅等支援事業補助金実績報告書兼補助金支払請求書(別記様式第4号。以下「実績報告書」という。)によるものとする。

2 実績報告書に添付しなければならない書類は、補助対象経費の確定額及び当該経費を補助対象者が支払ったことを確認できる書類とする。

(補助金額の確定通知)

第9条 規則第14条の規定による通知は、地域再建被災者住宅等支援事業補助金確定通知書(別記様式第5号)により行うものとする。

(補助金の交付)

第10条 市長は、前条の通知後に補助金を交付する。ただし、市長が必要と認めたときは、通知前に市長が認める範囲内で補助金を交付することができる。

(補助金の概算払)

第11条 市長は、支援対象者が被災住宅の再建に要する経費に充てる必要があると認めた場合は、規則第6条の規定により交付決定した額又は規則第9条において準用する規則第6条の規定による変更申請した額の範囲内において、概算払により補助金を交付することができる。

- 2 前項の概算払は、地域再建被災者住宅等支援事業補助金概算払請求書(別記様式第6号)を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定により概算払の申請があった場合において、その内容を審査し、適當と認めるときは、地域再建被災者住宅等支援事業補助金概算払交付決定通知書(別記様式第7号)に

より申請者に通知しなければならない。

4 前項の規定により概算払を受けた支援対象者は、地域再建被災者住宅等支援事業補助金実績報告書兼概算払清算書（別記様式第8号）に次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

(1) 工事費明細書

(2) 施工業者の領収書の写し

(3) その他参考となる書類

（不当利得の返還）

第12条 市長は、補助金の交付決定後に支援対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた者に対しては、交付を行った補助金の返還を求める。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第13条 補助金の交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（補則）

第14条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

## 1 住宅再建経費の補助対象経費及び補助率

補助対象事業	支援対象者	補助対象経費	被害の程度	基準限度額(万円)
1 被災住宅に代わる住宅の新築又は購入に係る支援事業	支援金を受けることができる支援対象者	<p>支援対象者ごとの住宅再建経費（新築・購入費が含まれているものに限る。以下この項において同じ。）の額に3分の1を乗じて得た額から支援金の額を控除した額（当該額が次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める額）</p> <p>(1) 被害の程度の欄に掲げる被害の程度に応じ、それぞれ支援対象者ごとの基準限度額の欄に掲げる額を超える場合 当該掲げる額</p> <p>(2) 50万円未満の場合 次の場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 支援対象者ごとの住宅再建経費の額から支援金の額を控除した額が50万円以上の場合 50万円</p> <p>イ 支援対象者ごとの住宅再建経費の額から支援金の額を控除した額が50万円未満の場合 住宅再建経費の額から支援金の額を控除した額</p>	全壊 大規模半壊	150 100
	その他の支援対象者	<p>支援対象者ごとの住宅再建経費の額に3分の1を乗じて得た額（当該額が次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める額）</p> <p>(1) 被害の程度の欄に掲げる被害の程度に応じ、それぞれ支援対象者ごとの基準限度額の欄に掲げる額を超える場合 当該掲げる額</p> <p>(2) 50万円未満の場合 次の場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 支援対象者ごとの住宅再建経費の額が50万円以上の場合 50万円</p> <p>イ 支援対象者ごとの住宅再建経費の額が50万円未満の場合 住宅再建経費の額</p>	全壊 大規模半壊 半壊 一部破損又は床上浸水	300 250 150 50

#### IV 災害復旧計画関連資料

2 被災住宅 又は被災住 宅に代わる 住宅の補修	支援金を受 けることが できる支援 対象者	支援対象者ごとの住宅再建経費（補修費が含 まれているものに限る。以下この項において同 じ。）の額に3分の1を乗じて得た額から支援 金の額を控除した額（当該額が次に掲げる場合 に該当するときは、それぞれ次に定める額）  (1) 被害の程度の欄に掲げる被害の程度に応 じ、それぞれ支援対象者ごとの基準限度額の 欄に掲げる額を超える場合 当該掲げる額  (2) 50万円未満の場合 次の場合の区分に 応じ、それぞれ次に定める額  ア 支援対象者ごとの支援対象経費の額か ら支援金の額を控除した額が50万円以 上の場合 50万円  イ 支援対象者ごとの住宅再建経費の額か ら支援金の額を控除した額が50万円未 満の場合 住宅再建経費の額から支援金 の額を控除した額	全壊	100
			大規模 半壊	60
その他の支 援対象者		支援対象者ごとの住宅再建経費の額に3分 の1を乗じて得た額（当該額が次に掲げる場合 に該当するときは、それぞれ次に定める額）  (1) 被害の程度の欄に掲げる被害の程度に応 じ、それぞれ支援対象者ごとの基準限度額の 欄に掲げる額を超える場合 当該掲げる額  (2) 50万円未満の場合 次の場合の区分に 応じ、それぞれ次に定める額  ア 支援対象者ごとの住宅再建経費の額が 50万円以上の場合 50万円  イ 支援対象者ごとの住宅再建経費の額が 50万円未満の場合 住宅再建経費の額	全壊	200
			大規模 半壊	150
			半壊	150
			一部破 損又は 床上浸 水	50

3 被災住宅に代わる住宅の賃借	支援金を受けることができる支援対象者	支援対象者ごとの住宅再建経費（新築・購入費及び補修費が含まれていないものに限る。以下この項において同じ。）の額に3分の1を乗じて得た額から支援金の額を控除した額（当該額が次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める額） (1) 被害の程度の欄に掲げる被害の程度に応じ、それぞれ支援対象者ごとの基準限度額の欄に掲げる額を超える場合 当該掲げる額 (2) 25万円未満の場合 次の場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 支援対象者ごとの住宅再建経費の額から支援金の額を控除した額が25万円以上の場合 25万円 イ 支援対象者ごとの住宅再建経費の額から支援金の額を控除した額が25万円未満の場合 住宅再建経費の額から支援金の額を控除した額	全壊	75
			大規模半壊	40
その他の支援対象者		支援対象者ごとの住宅再建経費の額に3分の1を乗じて得た額（当該額が次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める額） (1) 被害の程度の欄に掲げる被害の程度に応じ、それぞれ支援対象者ごとの基準限度額の欄に掲げる額を超える場合 当該掲げる額 (2) 25万円未満の場合 次の場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 支援対象者ごとの住宅再建経費の額が25万円以上の場合 25万円 イ 支援対象者ごとの住宅再建経費の額が25万円未満の場合 住宅再建経費の額	全壊 大規模半壊	150 100

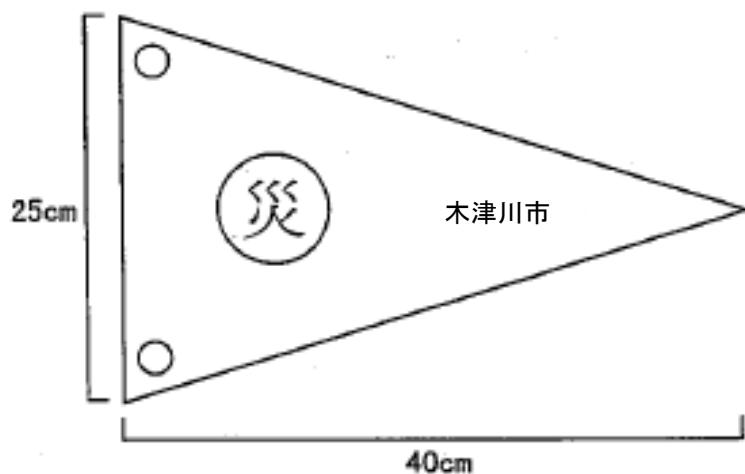
**V 様式等**

**V-1 災害対策本部の標識及び職員の証票**

**【本部標識】**

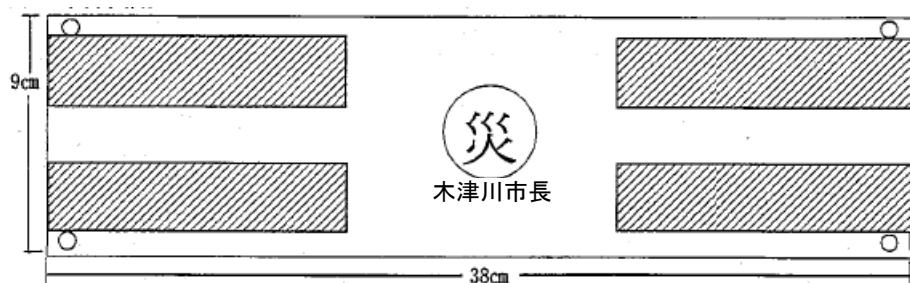


**【自動車用標識】**

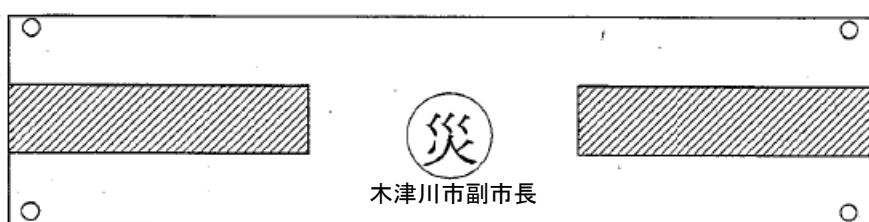


【腕章】

(1) 本部長用



(2) 副本部長用



(3) 本部員用



(4) 班長用



(5) 要員用



## V-2 災害情報等報告様式

## 【第1号様式】火災

		第 報			
		報告日時	年 月 日 時 分		
		都道府県			
		市町村 (消防本部名)			
<u>消防庁受信者氏名</u>					
※ 特定の事故を除く。					
火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他				
出火場所					
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	(鎮圧日時) 鎮火日時	(月 日 時 分) 月 日 時 分		
火元の業態・用途	事業所名 (代表者氏名)				
出火箇所	出火原因				
死傷者	死者 (性別・年齢) 人				
	負傷者 重症 人	死者の生じた理由			
	中等症 人				
	軽症 人				
建物の概要	構造 建築面積 m <sup>2</sup>				
	階層 延べ面積 m <sup>2</sup>				
焼損程度	焼損棟数	全焼棟 半焼棟 部分焼ぼや	計棟	焼損面積	建物焼損床面積 m <sup>2</sup> 建物焼損表面積 m <sup>2</sup> 林野焼損面積 ha
	り災世帯数	世帯	気象状況		
消防活動状況	消防本部(署) 台 人				
	消防団 台 人				
	その他(消防防災ヘリコプター等) 台・機 人				
救急・救助活動状況					
災害対策本部等の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分か  
る範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨  
(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

## 【第2号様式】特定の事故

第一報

- 事故名  1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故  
 2 危険物等に係る事故  
 3 原子力施設等に係る事故  
 4 その他特定の事故

消防庁受信者氏名

報告日時	年月日時分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他( )		
発生場所			
事業所名	特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種、第二種、その他〕	
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分
	(月 日 時 分)	鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分 (月 日 時 分)
消防覚知方法	気象状況		
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他( )	物質名	
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他( )		
施設の概要	危険物施設の区分		
事故の概要			
死傷者	死者(性別・年齢)人	負傷者等 重症 中等症 軽症	人(人) 人(人) 人(人) 人(人)
消防防災活動状況及び救急・救助活動状況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分	出場機関	出場人員
		自衛防災組織	人
		共同防災組織	人
		その他の	人
		消防本部(署)	台
		消防団	台人
		消防防災ヘリコプター	機人
		海上保安庁	人
自衛隊	人		
その他の	人		
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かれる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

## 【第3号様式】救急・救助事故・武力攻撃災害等

## 第一報

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月　　日　　時　　分 (　　月　　日　　時　　分)	分	覺知方法	
事故等の概要				
死傷者	死者 (性別・年齢)	計　　人	負傷者等	人 (　　人 )
			重　　症	人 (　　人 )
	不明			中　等　症
		軽　　症	人 (　　人 )	
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救助人員		
消防・救急・救助活動状況				
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者欄の (　　) 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

## 【第4号様式（その1）】災害概況速報

		報告日時	年 月 日 時 分										
		都道府県											
<u>消防庁受信者氏名</u>		市町村 (消防本部名)											
災害名		報告者名											
災害の概況	発生場所				発生日時	月 日 時 分							
被害の状況	人的被害	死 者	人	重傷	人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟	
							半壊		棟	床下浸水			棟
				人	輕傷			一部破損		棟	未分類		
	119番通報の件数												
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)			(市町村)								
	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)												
	消防機関等の活動状況												
	自衛隊派遣要請の状況												
その他都道府県又は市町村が講じた応急対策													

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）  
分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれて  
いない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

【第4号様式（その1）】別紙

※ 対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること。

## 【第4号様式（その2）】被害状況速報

都道府県		区分		被　害		区分		被　害		災等 対策 位置 本状 部況	都道府県 市町村		
災害名 ・ 報告番号	災害名 第　　報 (月　日　時現在)	田	流失・埋没	ha		公立文教施設	千円						
			冠　水	ha		農林水産業施設	千円						
			畑	流失・埋没	ha		公共土木施設	千円					
				冠　水	ha		その他の公共施設	千円					
区分		被　害		小　　計		千円							
人 的 被 害	死　　者	人		病　　院	箇所		公共施設被害市町村数	団体					
	行方不明者	人		道　　路	箇所		農業被害	千円					
	負傷者	重　　傷	人	橋　り　よ　う	箇所		林業被害	千円					
		軽　　傷	人	河　　川	箇所		畜産被害	千円					
	住 家 被 害	全	棟		港　　湾	箇所		水　　産	千円				
			世　帶		砂　　防	箇所		商　工	千円				
			人		清　掃　施　設	箇所		其　の　他	千円				
					崖　く　ず　れ	箇所							
		半	棟		鐵　道　不　通	箇所							
			世　帶		被　害　船　舶	隻		被　害　総　額	千円		119番通報件数		件
人				水　　道　戸									
				電　　話　回線									
一部破損		棟		電　　気　戸									
		世　帶		ガ　　ス　戸									
	人		ブ　ロ　ッ　ク　塀　等	箇所									
床上浸水	棟		り　災　世　帶　数	世　帶									
	世　帶		り　災　者　数	人									
	人		火　災　建　物　件	件									
			火　災　危　険　物　件	件									
非 住 家	公　共　建　物	棟	そ　の　他　件	件									
	そ　の　他	棟											

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

## 【被害状況報告様式】

災害状況報告(1)										第 報				
災害名						報告機関								
		報告者		TEL										
報告の種類		定時報告・確定時報告				月 日 時 分現在								
		受信機関												
		受信者		TEL										
						月 日 時 分受信								
被 害 情 報														
区 分			被 害			区 分			被 害					
人 的 被 害	死 者	人				道路	箇所							
	行方不明者	人					国道							
	重傷者	人					県道							
	軽傷者	人					市町村道							
住 家 被 害	全 壊	棟	( )				その他							
		世帯	( )				橋りょう	箇所						
	(うち全焼)	人	( )					国管理						
	半 壊	棟	( )					県管理						
		世帯	( )					市町村管理						
	(うち半焼)	人	( )				その他							
	一部破損	棟	( )				河 川	箇所						
		世帯	( )					国管理						
	(うち一部焼損)	人	( )					県管理						
	床上浸水	棟	( )					市町村管理						
世帯		( )				港 湾	箇所							
人		( )					砂 防	箇所						
床下浸水	棟	( )					清掃施設	箇所						
	世帯	( )				がけくずれ	箇所							
	人	( )				水道施設	箇所							
非 住 家 被 害	公共	全壊	棟				鉄道不通	箇所						
	建物	半壊	棟				被害船舶	隻						
	その 他	全壊	棟				内訳	箇所						
		半壊	棟					県営						
り災世帯数		世帯				その他								
り災人員		人				戸	戸							
その 他 被 害	文教施設		箇所				内訳	戸						
			内訳	国立				内訳	戸					
				県立				内訳	戸					
				市町村立				内訳	戸					
	病院		私立				内訳	戸						
内訳			国立				内訳	戸						
			県立				内訳	戸						
			市町村立				内訳	戸						
		私立				内訳	戸							
		火災発生	流失・埋没	ha				内訳	戸					
			冠水	ha				内訳	戸					
			田	流失・埋没	ha				内訳	戸				
冠水	ha				内訳	戸								
畑	流失・埋没	ha				内訳	戸							
	冠水	ha				内訳	戸							
備考										建 物	件			
										危 険 物	件			
										そ の 他	件			

<b>災害状況報告(2)</b>								
第 報								
災害名				報告機関				
				報告者	TEL			
報告の種別	定時報告・確定時報告			月 日 時 分現在				
				受信機関				
				受信者				
				月 日 時 分受信				
被 害 情 報								
区 分		被 害 額		被 害 の 内 訳 等				
公共施設被害額	公立文教施設		千円	国立分				
				県立分				
				市町村立分				
	農林水産業施設		千円	国管理分				
				県管理分				
				市町村管理分				
	公共土木施設		千円	国管理分				
				県管理分				
				市町村管理分				
	その他公共施設		千円	国管理分				
県管理分								
市町村管理分								
小 計		千円						
産業別被害額	農産被害		千円					
	林産被害		千円					
	畜産被害		千円					
	水産被害		千円					
	商工被害		千円					
	その他		千円					
	小 計		千円					
被 害 総 額		千円						
措 置 情 報								
活動体制	本部設置前の体制(名称)				災害対策本部設置			
	設置日時	月	日	時 分	設置日時	月	日	時 分
	廃止日時	月	日	時 分	廃止日時	月	日	時 分
	配備人員				配備人員			
活動人員	消防職員	延べ	人	消防団員	延べ	人		
避難等	避難の種別	避難地区数			避難の日時	避難世帯数	避難人数	
	指示	地区			月	日	時 分	人
	勧告	地区			月	日	時 分	人
	自主避難	地区			月	日	時 分	人
	警戒の設定		有	・	無			
避難所	開設数		箇所	現収容世帯・人数		世帯	人	
災害救助法適用			適用日時	月 日 時 分				

## V-3 緊急消防援助隊緊急連絡様式

**緊急消防援助隊応援要請連絡**京都府知事  
消防長官

殿

木津川市長

## 緊急消防援助隊の応援要請連絡について

次のとおり緊急消防援助隊の応援要請連絡を行います。

災害発生日時	年　月　日　時　分					
災害発生場所						
災害の種別・状況						
人的・物的 被害の状況						
応援要請日時	年　月　日　時　分					
必要応援部隊  (応援の必要がある舞台名に○をし、希望する部隊数を記入する)	部隊種別					
	消火部隊		特殊災害部隊	毒劇物等対応隊		
	救助部隊			N災害対応隊		
	救急部隊			B災害対応隊		
	航空部隊			C災害対応隊		
	水上部隊			大規模危険物火災等対応隊		
	特に指定なし	/		密閉空間火災等対応隊		
			遠距離大量送水隊			
			その他の部隊			
その他の情報 (必要資機材、 装備等)						
連絡責任者	区分	担当課・職	氏名	電話・FAX番号		
	木津川市			TEL	FAX	

#### V-4 水防報告様式

【様式第1号】出水の概況報告

## 出水の概況報告

木津川市：担当者

連絡先

報告日時

月 日 時現在

水系名・河川名	水系 川	水系 川	水系 川
左右岸・距離標	(左・右) 岸 k～ k付近	(左・右) 岸 k～ k付近	(左・右) 岸 k～ k付近
地先名	京都府木津川市 地先	京都府木津川市 地先	京都府木津川市 地先
発生日時	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分
出水の概況			

水系名・河川名	水系 川	水系 川	水系 川
左右岸・距離標	(左・右) 岸 k～ k付近	(左・右) 岸 k～ k付近	(左・右) 岸 k～ k付近
地先名	京都府木津川市 地先	京都府木津川市 地先	京都府木津川市 地先
発生日時	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分
出水の概況			

※ 市は情報を入手したら（部分的情報でも）直ちに山城南土木事務所に報告すること

【様式第2号】堤防の決壊・越水等重大災害状況

## 堤防の決壊・越水等重大災害状況

木津川市：担当者

連絡先

報告日時

月 日 時現在

水系名	水系		河川名					避難状況	木津川市	日 時 分	
左 右 岸	(左、右) 岸		距 離 標	K～ k付近					避難(勧告・命令)発令		
地 先 名	京都府木津川市		地先						地区の住民 名 へ避難		
発 生 日 時	年 月 日 時 分										
出水状況 水位	観測所 ( 岸、 k、 市町村) 現在水位 : m										
	H W L		はん濫注 意水位(警 戒水位)	最高水位		堤防の決 壊水位		水位状況	↑・↓		
	雨量	観測所 ( 市町村) 総雨量 : mm 時間最大 : mm 観測所 ( 市町村) 総雨量 : mm 時間最大 : mm									
概況									水防活動状況	水防団	名が 日 時 分
堤防の決壊・越 水 状 況	(経堤、越水、浸水、 ) を 日 時 分 確認した									地先に出動	
氾濫浸水状況	堤防の決壊原因は 越水、越水以外 ( ) 越水、浸水の原因是 ( ) 堤防の決壊・越水延長 m 堤防の決壊状況(大幅に拡大の見込み、拡大中、小規模に止まる見込み)										
被 害 状 況	木津川市 日 時 分 発表										
	流出家屋		戸	死者		人			自衛隊	府知事は 日 時 分 自衛隊に	
	床上浸水		戸	行方不明		人			出動状況	出動を要請した	
	床下浸水		戸	負傷者		人			(活動内容)		
浸水面積 : ha								河川管理者の 対応			

※ 市は情報を入手したら(部分的情報でも)直ちに山城南土木事務所に報告すること

## V-5 公用負担命令

## 【様式1】公用負担命令書

第 号	公 用 負 担 命 令 書		
目的物	種類	数量	
負担の内容	使用	・	収用
		・	処分
年	月	日	時
木津川市長			印

## 【様式2】公用負担命令権限証

公 用 負 担 命 令 權 限 証			
上の者に	の区域における水防法第28条第1項の権限行使を委任したことを証明する。		
年	月	日	時
木津川市長			印

## V-6 緊急通行車両関連様式

## 【様式1】緊急通行車両等確認申請書

(A4版)

災害 地震防災応急対策用 <b>緊急通行車両等確認申請書</b> 年 月 日 京都府公安委員会 殿		
申請者 住所 電話 氏名		
事前届出の有無	有 (届出済証番号) 無	
指定行政機関等	1 指定行政機関 2 指定地方行政機関 3 地方公共団体（執行機関を含む。） 4 指定公共機関 5 指定地方公共機関 6 関係機関・団体 7 その他	
	名称	
番号標に表示されている番号		
災害・地震防災応急対策の内容	1 警報の発令等 2 消防、水防等応急措置 3 救難・救助・保護 4 児童・生徒の応急の教育 5 施設・設備の応急の復旧等 6 清掃、防疫等保健衛生 7 犯罪の予防、交通の規制等社会秩序の維持 8 緊急輸送の確保 9 災害の発生の防御、拡大の防止	
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあたっては、輸送人員又は品名）		
使用者	住所	電話
	氏名	
通行（輸送）日時		
通行（輸送）経路	出発地	目的 地
注1 届出済証の交付を受けている車両については、この確認申請書を2通作成し、当該届出済証を添付の上、最寄りの警察本部（交通規制課）、警察署、交通検問所等に提出してください。 注2 届出済証の交付を受けていない車両については、この確認申請書2通作成し、それぞれに、輸送協定書等の当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類（輸送協定書等がない場合にあっては、指定行政機関等の上申書等）の写しを添付の上、最寄りの警察本部（交通規制課）、警察署、交通検問所等に提出してください。		

## 【様式2】緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日
緊 急 通 行 車 両 確 認 証 明 書		
京都府公安委員会 <input type="checkbox"/> 印		
番号標に表示されている番号		
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあたっては、輸送人員又は品名)		
使 用 者	住 所	( ) 局 番
	氏 名	
通 行 日 時		
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地
備 考		

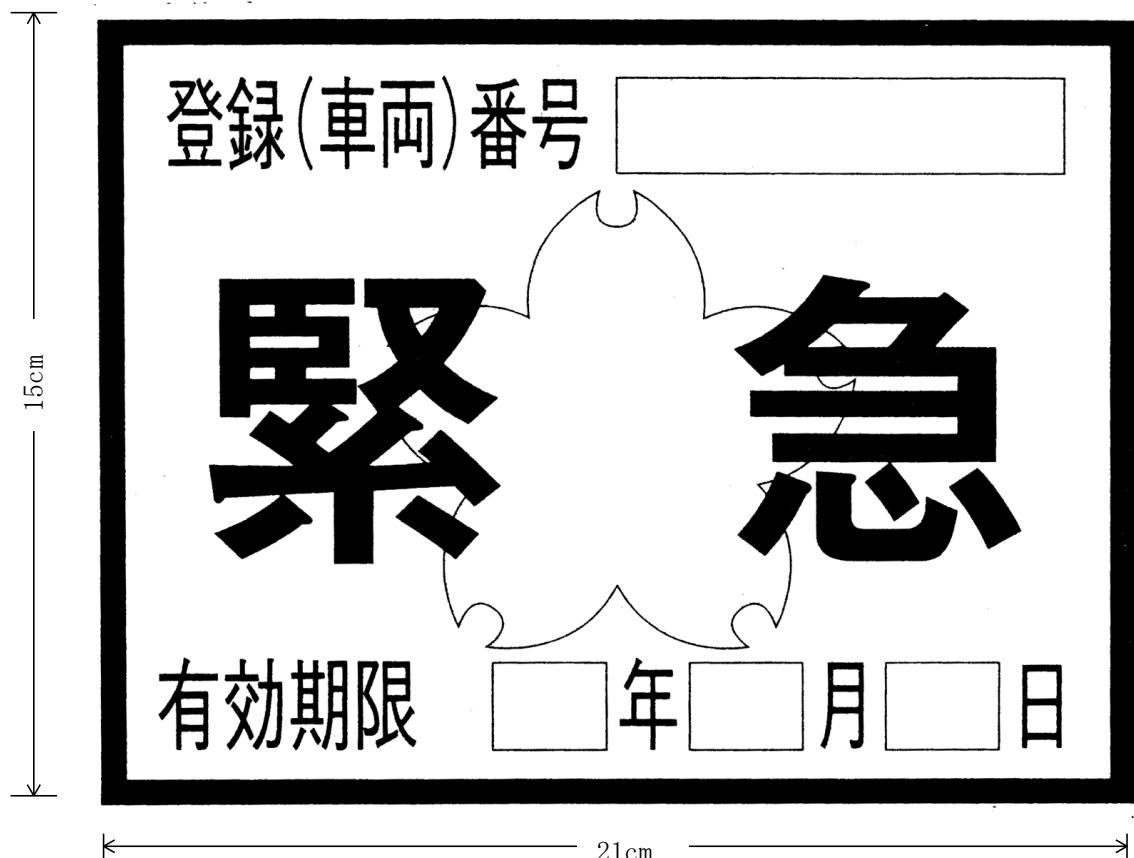
備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

【様式3】緊急通行車両等事前届出書及び届出済証

記号及び受理番号	京 事前第 号		受理年月日	年 月 日	京 事前第 号
災 害					災 害
地震防災	応急対策用				地震防災
緊急通行車両等事前届出書					緊急通行車両等事前届出済証
年 月 日					左記のとおり事前届出を受けたことを証する。
京都府公安委員会 殿					年 月 日
申請者 住所 電話 氏名					京都府公安委員会 印
印					
指 定 行 政 機 関 等	1 指定行政機関 2 指定地方行政機関 3 地方公共団体（執行機関を含む。） 4 指定公共機関 5 指定地方公共機関 6 関係機関・団体 7 その他				注 1 警戒宣言発令時又は災害発生時には、この届出済証を最寄りの警察本部（交通規制課）、警察署、交通検問所等に提出し、所要の手続を受けてください。
	名称				
番号標に表示されている番号					
災害・地震防災応急対策の内容	1 警報の発令等 2 消防、水防等応急措置 3 救難・救助・保護 4 児童・生徒の応急の教育 5 施設・設備の応急の復旧等 6 清掃、防疫等保健衛生 7 犯罪の予防、交通の規制等社会秩序の維持 8 緊急輸送の確保 9 災害の発生の防御、拡大の防止				2 この届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損したとき又は記載事項に変更が生じたときは、事前届出を行った警察署に申し出て再交付又は記載事項の変更を受けてください。
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）					3 届出済証に係る車両が次のいずれかに該当するときは、速やかに事前届出を行った警察署にこの届出済証を返納してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 廃車となったとき。 (3) 緊急通行車両等として必要でなくなったとき。
使 用 者	住所			電話	
	氏名				
出 発 地					
京都府外での災害応急対策に関する活動計画の有無及びその活動地域	有	滋賀県・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県 その他 ( )		無	
注 この届出書は、2通作成し、それぞれに、指定行政機関等が保有する車両に係る事前届出の申請にあたっては自動車検査証の写しを、指定行政機関等が保有する車両以外の車両に係る事前届出の申請にあたっては自動車検査証の写し及び輸送協定書等の当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類（輸送協定書等がない場合にあたっては、指定行政機関等の上申書等）の写しを添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。					

## 【様式4】標章

- ※ 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- ※ 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。



# 木津川市地域防災計画

本  
資  
料  
編  
編

---

編集発行	木津川市防災会議
事務局	木津川市 <u>市長直轄組織</u> 危機管理課 京都府木津川市木津南垣外 110 番地 9(〒619-0286)
発行年月	平成 26 年 4 月 平成 27 年 7 月 (一部修正) 平成 28 年 7 月 (一部修正) 平成 29 年 7 月 (一部修正) 平成 30 年 7 月 (一部修正) 令和元年 7 月 (一部修正) 令和 3 年 3 月 (一部修正) 令和 4 年 3 月 (一部修正) 令和 5 年 2 月 (一部修正) 令和 6 年 2 月 (一部修正) <u>令和 7 年 2 月 (一部修正)</u>

---